

国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア多民族国 報告書

平成26年2月
(2014 年)

独立行政法人国際協力機構
日本テクノ株式会社

基盤
JR
14-031

国別ジェンダー情報整備調査 ボリビア多民族国 報告書

平成26年2月
(2014年)

独立行政法人国際協力機構
日本テクノ株式会社

本報告書は、JICA が日本テクノ株式会社に委託し、平成 25 年 10 月から 26 年 2 月までの期間に実施された文献調査及び現地調査に基づいて、JICA が当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものです。記載されている全内容は JICA の公式見解を反映しているものではありません。

目次

地図

要約	i
略語表	v
1. 基礎資料	1
1.1 社会経済関連指標	1
1.2 教育関連指標	2
1.3 保健医療関連指標	3
1.4 ミレニアム開発目標（MDGs）指標（ジェンダー関連）	4
1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律など）	5
2. ボリビアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み	9
2.1 女性の概況	9
2.1.1 ボリビアの社会経済状況	9
2.1.2 ボリビアにおける女性の概況	10
2.1.3 ボリビアの女性の意識変化	11
2.1.4 ジェンダーに基づく暴力	12
2.1.5 女性の法的な意思決定機構への参加	14
2.1.6 女性の政治意識	16
2.1.7 女性の家族観	17
2.2 ジェンダーに関する政府の取り組み	19
2.2.1 ジェンダーに関する国家政策	19
2.2.2 国家開発計画 PND の方針とジェンダー	20
2.2.3 ジェンダー関連法	21
2.2.4 国際条約の批准と実施状況	24
2.2.5 行政組織	26
2.3 ナショナル・マシナリー	29
2.3.1 設立背景	29
2.3.2 組織	29
2.3.3 主な活動	30
2.4 ジェンダーにおけるドナー協調	32
2.4.1 援助協調の機運と衰退	32
2.4.2 ジェンダーに関する現在の主な活動	33
2.5 民間組織による活動	35
2.5.1 民間団体と代表組織	35

2.5.2 監視活動	35
3. 主要セクターにおけるジェンダー状況	37
3.1 教育分野	37
3.1.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み	37
3.1.2 女子教育の現状	38
3.1.3 識字教育の現状	40
3.1.4 ジェンダー教育の現状	41
3.2 保健医療分野	42
3.2.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み	42
3.2.2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	43
3.2.3 思春期の女性の妊娠・出産	45
3.2.4 家族計画	45
3.2.5 女性特有の疾患	46
3.2.6 乳児および5歳未満児死亡率	46
3.3 農業および農村開発分野	47
3.3.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み	47
3.3.2 農業の二極化	48
3.3.3 女性の農業生産活動への参加	49
3.4 都市開発・インフラ整備分野	51
3.4.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み	51
3.4.2 社会インフラの現状と課題	51
3.5 雇用および経済活動分野	53
3.5.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み	53
3.5.2 ジェンダーと雇用経済活動	55
3.5.3 ジェンダーと移民	58
3.5.4 生産活動のための信用・土地へのアクセス	59
4. JICA 事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓	60
4.1 保健・医療	60
4.2 農村開発	63
4.3 水と衛生	64
4.4 教訓	64
5. ジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点	66
5.1 国内法制度の整備進展と実施状況のギャップの適切な把握	66
5.2 多様な女性グループの混在下でのターゲットの明確化の必要性	66
5.3 他ドナー・国内支援団体との活動の調整	67

5.4 適切な現地リソースの発掘と育成の重要性	68
6. 国際機関・その他機関のジェンダー関連援助事業	70
7. ジェンダー関連の情報源	71
7.1 関連機関/組織	71
7.2 主な関連資料および文献リスト	73
8. 用語・指標解説	75
9. 参考文献	77



ボリビア多民族国

Estado Plurinacional de Bolivia



要 約

ボリビアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

ボリビアにおける女性の概況

- 女性の権利を保障するための法律・制度的枠組み構築が進展し、将来的な改善への女性の期待も大きい反面、今後はその運用が課題である。特に女性への暴力は深刻な社会問題となっている
- クォータ制の導入等、女性の政治参加は法制度的に整う。多様な人種、経済階層、世代間等を背景とした様々な女性層の意見を今後どのように取り纏め、実践していくかが政治上の課題である。
- ボリビアでは、世帯内の意思決定権を男性が握っている伝統的な男性優位社会が多く、この女性の意思決定が家庭で尊重されない状況は先住民族において強いとされる。
- 長年続いた女性に土地所有を認めない差別的な「農地改革法」（1953 年）は農村から都市部への女性の流入を促し、これは過去の経済危機による家計経済の悪化と相まって、女性の労働市場参入を増加させた。女性労働力のインフォーマル化、賃金のジェンダー格差、女性の家事労働負担等は依然として課題とされている。

ジェンダーに関するボリビア政府の取り組み

- 過去 20 年間の間、ボリビア政府によるジェンダー主流化への取り組みは、不安定な国内政治に左右され、ジェンダー政策の具体的な実施に向けた進展が阻害され続けた。
- しかし、2006 年の現エボ・モラレス政権発足、および 2009 年の新憲法公布後、女性の権利に係る各種法整備・国家政策の策定は急進展した。特に、地方分権政策の下、地方自治体の行政組織を通じたジェンダー関連法・政策の具体的な実施促進がおこなわれているが、地方部における行政の実施能力不足等いまだ課題も多い。

ナショナル・マシナリー

- 1993 年以降、政権交代に伴う組織変更を経て、2010 年以降は法務省機会平等次官室にある「ジェンダーおよび世代に基づくあらゆる形態の暴力予防・削減のための局（ジェンダー局）」がナショナル・マシナリーとなっている。
- ジェンダー局は、ジェンダー主流化に向け、「ジェンダー国家計画」（2008-2020）の実施調整・監督の責任を有し、法務省傘下の組織として特に「女性への暴力根絶」と「制度強化」に注力中である。他方、ジェンダーがセクター横断的な課題であるがゆえに国内関係機関・組織の間を調整するための負担が大きく、現実には予算・人員の制約下にあるのが実情である。

ジェンダーにおけるドナー協調

- 2000 年代に入り国際援助機関（ドナー）は、援助協調の機運に伴い、ジェンダー主流化への支援を行うドナー会合である「ジェンダー・テーブル」を結成し、積極的な活

動を行った。しかし、近年は国内外の支援環境の変化からこうした動きは縮小傾向にある。

- **UN Women** カナダ、オランダ等がナショナル・マシンアリーへの直接支援含む積極的なジェンダー主流化支援活動を継続中である。その他ドナーは各セクターでの開発課題への対応を通じたジェンダー支援を実施している。

民間組織による活動

- ドナーの支援を受けつつ、「女性支援団体統括組織」（Coordinadora de la Mujer）が、国内の女性支援グループの調整、女性のエンパワメント、政治的発信などに関する活動を長年にわたり実施してきた。
- 「女性支援団体統括組織」が運営する監視組織（Observatorio de Género）はジェンダー関連の法律の遵守状況、政策の実施状況、判決内容等を監視し、継続的な情報発信を実施している。

主要セクターにおけるジェンダー状況

教育分野

- 教育分野は「ジェンダー国家計画」の6つの重点分野（経済/生産/労働、教育、保健、ジェンダーに基づく暴力、市民と政治参加、公共制度）のひとつであり、教育省はジェンダー担当部署を設け、「新教育法（2010）」の下でジェンダー主流化を促進中である。
- 過去の政策的努力により女子教育における純就学率（6-19歳の女子：83.45%、2012年）、識字率（15歳以上人口の女子：92.58%、2012年）は大きく改善し、男女差は縮小傾向にある。
- 他方、女子教育における識字率のように都市と農村の格差（2011年の非識字率はそれぞれ6.08%、25.74%）が依然存在する。また女性の就学を妨げる社会経済的要因（思春期の妊娠・出産、男性優位的思想等）への対応も依然として課題である。

保健医療分野

- 保健分野も「ジェンダー国家計画」の重点分野のひとつであり、多文化、コミュニティに焦点を当てた各種政策、特に母子保健を促進中である。
- 出産環境は施設分娩カバー率が全国平均で72.56%と過去10年で10ポイント向上し、改善傾向にある。しかし、依然都市と農村の格差は施設分娩で都市93.24%、農村64.75%と顕著である。特に妊婦死亡率については2015年のMDG目標である「対出生10万人当たり妊婦死亡率104人」に対し、現状では同死亡率222人（2008年）と達成は困難な状況が続いている。
- 家族計画への理解は高まる傾向にあるが、学業継続にも影響を与える思春期の妊娠・

出産は依然改善見られない。子宮頸がん等女性特有の疾患への対応も遅れている。

農業および農村開発分野

- 「農地改革法」（1953 年）が課していた女性への土地配分とその管理・所有への制約は「国家農業改革庁法」（1996 年）により現在では解消され、男性と平等の女性の土地所有権が法律上認められている。
- 女性の経済生産活動への参画への政策的支援、マイクロファイナンス制度の浸透などがある一方、零細農業と商業的大規模農業に二分される農業の二極化の問題や、女性の土地所有に関する法律の地方部における運用の壁等、課題は依然として存在している。

都市開発・インフラ整備分野

- 近年の好調な天然ガス輸出の増加に支えられた歳入増により、政府は公共投資拡大に積極的である。
- 女性の家事労働の軽減や生活環境の改善に直結する電気、水道、衛生施設などインフラは段階的に普及傾向にある一方、その普及度合いの地域差は非常に大きい。

雇用および経済活動分野

- 雇用・経済活動分野は「ジェンダー国家計画」の重点分野のひとつ（経済/生産/労働）に大きく関係する分野であり、政府は女性の労働権利の保護と待遇改善に努力している。
- 古くは 1942 年制定の「労働一般法」から雇用環境改善に係る各種法制度は存在するが、その適切な遵守と女性のインフォーマル労働からの脱却が障害となっている。
- 女性労働者への賃金格差、報酬を得ない家事労働などの負担解消は依然として課題となっている。

JICA 事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓

- ボリビアの女性が置かれている状況を案件形成にの段階で適切に把握することが重要であり、それに伴い女性を取巻く社会環境との摩擦や女性への過度の労働負担などを回避しつつ、プロジェクトの正のインパクトの最大化に向けた活動、投入、実施プロセスへの配慮が可能となっている。
- 他方、ジェンダーの視点がプロジェクトの計画策定段階からその終了時まで継続的かつ意識的に一貫通貫で取り入れられ、実施されることが重要である。ここではジェンダー指標によるモニタリング・評価や各種報告書への記載により、ジェンダー主流化に関する成果や経験を視覚化し、共有することが求められる。
- 各セクター内での知見の共有や再生産は既に行われていることから、これを横断的な

視点から他セクターに拡大することも検討が必要である。

ボリビアにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

- 「国内法制度の整備進展と実施状況のギャップの適切な把握と課題の抽出」、「多様な女性グループの混在下でのプロジェクトのターゲットのニーズ分析と明確化」、「ナショナル・マシンリー、他ドナー、国内支援団体の活動や優良事例の把握と情報共有」、「多様なセクターにおけるジェンダー視点を有する適切な現地リソースの発掘と育成の重要性」等は、事業形成と実施において十分検討される必要がある。
- 上記のような視点は、既に JICA 事業実施の中で留意・実行されているものもあるが、計画の初期の段階から、十分に文化多様性やコミュニティの状況にもとづくジェンダー分析調査をおこない、セクター横断的な視点でジェンダー視点に立った成果や活動が案件形成および指標に組み込まれ、より意識的かつ明示的に実施・モニタリング・評価されることで、より大きな効果が期待されると思料される。

略語表

【日西対訳】

ACDI	Agencia Canadiense para el Desarrollo Internacional	カナダ国際開発庁
ACOBOL	Asociación de Concejalas de Bolivia	ボリビア女性議員協会
ASDI	Agencia Sueca de Cooperación Internacional para el Desarrollo	スウェーデン国際開発協力庁
Bs	Bolivianos	ボリビアーノス（ボリビアの通貨単位）
IDB	Inter-American Development Bank (Banco Interamericano de Desarrollo : BID)	米州開発銀行
CEDAW	Convention on the Elimination of Discrimination against Women (Convención sobre la Eliminación de Todas las Formas de Discriminación contra la Mujer)	女子差別撤廃委員会（および女子差別撤廃条約の両方を指す）
CEPAL	Comisión Económica para América Latina y el Caribe	国連ラ米・カリブ経済委員会
CIMDM	Comité Interinstitucional de las Metas de Desarrollo del Milenio	ミニレウム開発目標合同委員会
CAN	Comisión Agraria Nacional	国家農業委員会
DANIDA	Danish International Development Agency (Cooperación al Desarrollo de Dinamarca)	デンマーク国際開発援助庁
EIU	Economist Intelligence Unit	エコノミスト・インテリジェンス・ユニット
GruS	Grupo de Socios para el Desarrollo de Bolivia	ボリビア開発メンバーグループ
FIG	Fondo para la Igualdad de Género	ジェンダー平等基金
FFP	Fondos Financieros Privados	民間金融基金
HIPC	Heavily Indebted Poor Countries	重債務貧困国
HIVOS	Humanistisch Instituut voor Ontwikkelingssamenwerking (Instituto de Humanista para Cooperación)	協力のためのヒューマニスト機関 （オランダの国際 NGO）
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
INE	Instituto Nacional de Estadística	国立統計院
JICA	Japan International Cooperation Agency (Agencia de Cooperación Internacional de Japón)	国際協力機構
LOPE	Ley de Organización del Poder Ejecutivo	行政組織法
MAS	Movimiento al Socialismo	社会主義運動党
MDGs	Millenium Development Goals (Objetivo de Desarrollo del Milenio)	ミレニアム開発目標
MFIs	Microfinance Institutions	マイクロファイナンス機関
OEA	Organización Estados Américas	米州機構
OIT	Organización Internacional de Trabajo	国際労働機関
OMS	Organización Mundial de Salud	世界保健機関

ONG	Organización No Gubernamental	非政府機関
OXFAM	Oxford Committee for Famine Relief	オックスファム
PND	Plan Nacional de Desarrollo	国家開発計画
PNUD	Programa de Naciones Unidas de Desarrollo	国連開発計画
PRE	Programa de Reforma Educativa	教育改革プログラム
PRODEM	Fondo Financiero Privado S.A.	民間金融基金
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略書
PROFORSA	Programa de Fortalecimiento de Redes de Salud	地域保健医療ネットワーク強化プログラム
SAFCI	Sistema Familia Comunitaria Intercultural	多文化コミュニティ家族保健政策
SAG	Subsecretaria de Asuntos de Género	ジェンダー問題副局
SEDES	Servicio Departamental de Salud	県保健サービス
SEDEGES	Servicio Departamental de Gestión Social	県社会開発サービス
SEDUCA	Servicio Departamental de Educación	県教育サービス
SLIM	Servicio Legal Integral de Municipio	市統合法サービス
SNIS	Sistema Nacional de Información en Salud	国家保健情報システム
SUMI	Servicio Universal Materno Infantil	母子ユニバーサル保健サービス
UDAPE	Unidad de Análisis de Políticas Sociales y Económicas	社会経済政策分析ユニット
UNESCO	Organización de las Naciones Unidas para la Educación, la Ciencia y la Cultura	国連教育科学文化機関
UNDAF	United Nations Development Action Framework	国連開発行動枠組み
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	Fondo Internacional de Emergencia de las Naciones Unidas para la Infancia	国連児童基金
UN Women	United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women (Entidad de Naciones Unidas para la Igualdad de Género y el Empoderamiento de las Mujeres: ONU Mujeres)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関
USAID	Agencia de los Estados Unidos para el Desarrollo Internacional	米国国際開発庁
VIH/SIDA	Virus de Inmunodeficiencia Humana/ Síndrome de Inmunodeficiencia Adquirida	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群

1. 基礎資料

1.1 社会経済関連指標

国際開発指標	年	人間開発指数		ジェンダー開発指数		ジェンダーエンパワーメント測定		ジェンダー不平等指数		参照
		Value	Rank	Value	Rank	Value	Rank	Value	Rank	
	2012	0.675	108					0.474	97	
	2005	0.695	117	0.691	103	0.500	67			(2)

	年	グローバル・ジェンダー・ギャップ指標		参照
		Score	Rank	
	2012	0.7222	30	
	2006	0.6335	87	(3)

人口指標	年	人口		都市人口		参照
		総人口	女性人口比率	都市人口比率	女性人口比率	
	2012	10,027,254	50.08	67.0	50.8	
	2001	8,274,325	50.16	—	—	(4)

	年	年平均人口増加率(%)	中位年齢	世帯主別世帯比率		参照
				男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	
	1992-2001	1.71	—	—	—	
	2001-2012	2.74	—	—	—	(4)

経済指標	年	一人当たり国内総生産(GDP)	国内総生産(GDP) 成長率	インフレ率	ジニ係数	公的債務額/GDP(%)			参照
						総額	対外債務	国内債務	
	2012	2,470	5.2	4.54	0.47 (2011)	29.1	15.8	13.3	
	2009	1,683	3.4	0.26	—	36.2	24.3	11.9	(5)(6)

部門別公共支出 (対総公共投資額、%)	年	保健医療	教育	基礎衛生	農業	炭化水素/鉱業	参照
	2011	3.7	7.8	5.5	6.1	39.4	(10)
	2005	6.4	6.8	8.1	9.1	1.2	(10)

産業比率 (対 GDP、%)	年	農業	鉱業・石油・ガス	製造業・建設	基礎サービス	その他サービス	参照
	2012	12.28	12.17	20.23	13.08	31.12	(9)
	2000	14.22	9.6	20.05	12.72	35.25	(9)

労働指標	年	労働力(経済活動人口)		失業率%		名目最低賃金	参照
		男性	女性	男性	女性		
	2010	1,226,053	1,056,139	4.98	7.16	Bs 1200 (2013)	
	2009	1,191,788	1,020,593	6.63	9.40	Bs 500 (2006)	(7)

産業別労働比率*	年	農業	鉱業/鉱業/製造業	非熟練労働者	サービス	参照
	2010	1.64	23.48	10.30	28.58	(10)
	2009	1.76	22.54	11.32	28.75	(10)

*：ラパス市およびエル・アルト市における統計

(1) UNDP (2013). "Human Development Report 2013," New York, U.S.A. p.145, p.157.

(2) UNDP (2008). "Human Development Report 2007/8," Tokyo, Japan, p.267, p.364.

(3) World Economic Forum (2012). "The Global Gender Gap Report 2012," Berkeley, California, U.S.A. p.8.

(4) INE (2012). "Censo Nacional de Población y Vivienda 2012," La Paz, Bolivia, p.5, p.7.

(5) 経済・財務省 (2013) "Logros del Nuevo Modelo Económico," La Paz, Bolivia, p.27, p.19.

(6) 経済・財務省 (2013) "Inflación acumulada anual, Inflación acumulada anual 1985 – julio 2013," La Paz, Bolivia, p.4.

(7) INE (2011). "Encuesta de Empleo (2009-2010)," <http://www.ine.gob.bo/indice/EstadisticaSocial.aspx?codigo=30406> (2013年12月24日アクセス)

(8) INE (2011). "Encuesta Nacional de Hogar 2011," La Paz, Bolivia, p.18.

(9) Banco de Bolivia (2013). "Boletín estadístico marzo 2013," La Paz, Bolivia, p.187.

(10) INE, <http://www.ine.gob.bo/> (2013年11月28日アクセス)

1.2 教育関連指標

教育制度	初等教育（6～14 歳。基礎課程 5 年間、中間課程 3 年間。）が 8 年間で、中等教育（14～18 歳）が 4 年間、大学が 4～6 年間。高等教育機関としては、他に師範学校、高等専門学院（3～4 年間）など。初等教育の 8 年間で義務教育。				参照 (1)
------	---	--	--	--	-----------

成人識字率	年	計(%)	男性(%)	女性(%)	参照
	2012	94.98	97.49	92.54	(2)
	2001	86.72	93.06	80.65	(2)

初等教育 (6-14 年)	年	純就学数			純就学率(%)			参照
		計	男児	女児	計	男児	女児	
	2012	1,899,878	976,927	922,951	94.06	93.81	94.34	(2)
	2001	1,875,932	955,715	920,217	91.41	91.99	90.82	(2)

	年	終了率			中等教育への進学率(%)			参照
		計	男児	女児	計	男児	女児	
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—

中等教育 (15-19 年)	年	純就学数			純就学率			参照
		計	男児	女児	計	男児	女児	
	2012	1,058,324	536,750	520,574	64.66	65.10	64.20	(2)
	2001	870,118	437,688	432,430	54.46	57.16	51.73	(2)

	年	終了率			高等教育への進学率			参照
		計	男児	女児	計	男児	女児	
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—

技術・職業 訓練教育	年	技術・職業訓練教育機関就学者数			参照
		計	男性	女性	
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—

教員養成 大学	年	教員養成大学就学者数			参照
		計	男性	女性	
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—

高等教育	年	大学(公立・私立)の在学生生徒数			参照
		計	男性	女性	
	2010	428,986	—	—	(3)
	2000	257,448	—	—	(3)

(1) 教育省、<http://www.minedu.gob.bo/>（2013 年 11 月 28 日アクセス）

(2) INE (2012). “Censo Nacional de Población y Vivienda 2012,” La Paz, Bolivia, pp.12-14.

(3) INE, <http://www.ine.gob.bo/>（2013 年 11 月 28 日アクセス）

1.3 保健医療関連指標

出生時平均余命（歳）	年	計	男性	女性	参照
	2012	66.9	—	—	(6)
	2003	64.1	—	—	(8)

保健医療労働力	年	人口一人当たりの医師数			参照
	—	—			—
	—	—			—

リプロダクティブ・ヘルス	年	妊産婦死亡率	合計特殊出生率	避妊実行率**		産前検診受診率*	参照
				男性	女性		
	2008	222 (対出生 10 万)	3.2 (2012)	71.4	63.1	43.36 (2011)	(5)(6)(9)
	2003	229 (対出生 10 万)	4.1 (2000)	67.6	57.6	39.49 (2005)	(5)(6)(9)

*:最低 4 回の産前検診、**:15-49 歳年齢層

年	助産婦専門技能者による出産率%			出産場所						平均初婚年齢		15-18 歳の年齢層の女性千人当たりの出産	参照
				全国		都市		地方					
	全国	都市	農村	保健施設	家	保健施設	家	保健施設	家	男性	女性		
2011	82.67	93.21	64.75	82.67	17.33	93.24	6.76	64.75	35.25	23.9 (2008)	20.9 (2008)	85.7 (2012)	(1)(5)
2001	—	—	—	53.0	41.49	—	—	—	—	23.0 (2003)	20.6 (2003)	103.9	(4)

乳児死亡率/5 歳未満児死亡率	年	乳児死亡率（1000 人当たり）			5 歳未満児死亡率（1000 人当たり）			参照
		計	男児	女児	計	男児	女児	
	2008	50	—	—	63	—	—	(5)
	2003	54	—	—	75	—	—	(5)

ワクチン接種率（1 歳児）	年	はしか	5 価ワクチン 3 回目	BCG	ポリオ 3 回目	参照
	—	85.8 (2008)	83.09 (2011)	93.40 (2011)	85.8 (2008)	(2)(5)
	—	82.3 (2003)	84.49 (2005)	87.60 (2005)	69.8 (2003)	(2)(5)

栄養状態	年	低体重児の割合(%)*	慢性栄養不良時の割合	急性栄養不良時の割合	ヨード欠乏症	下痢時の経口補水療法の認識率	参照
	2011	5.05	27.1 (2008)	8.5 (2008)	—	79.2 (2008)	(5)(7)
	2000	5.42	—	—	—	79.1 (2001)	(5)(7)

*2,500g 以下の体重で生まれた全新生児（死産も含む）

安全な飲料水および改善された衛生施設を利用できる人口	年	安全な飲料水へのアクセス	改善された衛生施設へのアクセス	参照
	2011	88%	46%	(3)
	1990	69%	28%	(3)

HIV/エイズ	年	妊婦健診を受信した女性の HIV 感染率	15-24 歳の HIV 感染率(%)	参照
	2009	—	0.1	(6)
	—	—	—	—

(1) INE (2011). “Encuesta de Hogares 2011, La Paz, Bolivia,” p.xxii, p.8.

(2) 保健・スポーツ省 (2012) “Indicadores de Salud (2005-2011),” La Paz, Bolivia, p.13, p.20.

(3) UNICEF/WHO (2013). “Progress on sanitation and drinking water 2013 update,” Geneve, Switzerland, pp.16-17.

(4) INE (2012). “Censo 2012,” La Paz, Bolivia, pp.10-11.

(5) INE&保健・スポーツ省 (2008) “Encuesta Nacional de Demografía y Salud 2008,” La Paz, Bolivia, pp.74-75, p.100, p.177, p.188, p.212.

(6) UNDP (2013). “Human Development Report 2013,” New York, U.S.A., p.145, p.167, p.195.

(7) INE, <http://www.ine.gob.bo/> (2013 年11 月28 日アクセス)

(8) UNDP (2005). “Human Development Report 2005,” New York, U.S.A., p.221.

(9) 保健・スポーツ省 (2010) “Plan Estratégico Nacional para Mejorar la Salud Materna Perinatal y Neonatal en Bolivia 2009-2015,” La Paz, Bolivia, p.15.

1.4 ミレニアム開発目標（MDGs）指標（ジェンダー関連）

（太字の数字は 2015 年までに達成されるべき目標）

目標 2：普遍的な初等教育の達成

指標	目標：2015 年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全過程を修了できるようにする。			参照
	初等教育の純就学率% (100%)	15-19 歳人口の初等教育修了率% (100%)	15-24 歳人口の識字率% (100%)	
2012	94.06	64.66	94.98	(5)
ベースライン (2001)	91.41	54.46	86.72	(5)

目標 3：ジェンダー平等の推進と女性の地位向上

指標	目標：2015 年までに全ての教育レベルで男女格差を解消する。			参照
	初等教育の第 8 学年におけるジェンダー格差 (0.0)	中等教育の第 4 学年におけるジェンダー格差 (0.0)	15-24 歳人口における男女識字率比 (100.0)	
2012	-0.53	0.91	99.7	(5)
ベースライン	2.8 (2001)	1.2 (2001)	98.0 (1997)	(1)(2)(5)

指標	目標：2015 年までに全ての教育レベルで男女格差を解消する。		参照
	国会における女性議員の比率 (50%)	県議会における女性議員の比率 (50%)	
2012	29	28	(4)
ベースライン	N.A.	19 (2004)	(2)

目標 5：妊産婦の健康の改善

指標	目標：2015 年までに妊産婦死亡率を 4 分の 3 減少させる		参照
	妊産婦死亡率 (対出生 10 万人当たり) (104)	施設分娩カバー率%	
2008	222 (2008)	72.56 (2011)	(3)(6)
ベースライン	416 (1989)	33 (1996)	(2)

- (1) CEPAL Statistic Division. "Millennium Development Goals: Country Profiles Bolivia," http://interwp.cepal.org/perfil_ODM/perfil_pais.asp?pais=BOL&id_idioma=2 (2013 年 11 月 1 日アクセス)
- (2) CIMDM/UDAPE (2010). "Sexto Informe de progreso de los Objetivos de Desarrollo del Milenio en Bolivia," La Paz, Bolivia, p.66, p.88.
- (3) INE&保健・スポーツ省 (2008) "Encuesta Nacional de Demografía y Salud 2008," La Paz, Bolivia, p.142.
- (4) Observatorio de Género/Coordinadora de la Mujer (2013). "Síntesis de datos sobre la actual proporción de género entre autoridades de los Órganos Ejecutivo, Legislativo, Judicial y Electoral (Bolivia)," La Paz, Bolivia, p.2. http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/observatorio/index.php/documentos/descargar/archivo/sntesistodoslosdatos_final_jun2013_192.pdf
- (5) INE (2012). "Censo Nacional de Población y Vivienda 2012," La Paz, Bolivia, pp.12-15.
- (6) 保健・スポーツ省 (2012) "Indicadores de Salud (2005-2011)," La Paz, Bolivia, p.16.

1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律など）

公的部門における女性の意思決定参加率

年	国会 (上下院合わせて)		政府閣僚		県知事		市長		民間セクター			参照
	女	男	女	男	女	男	女	男	管理職	専門職	技術者	
—	48 (2012)	118 (2012)	7 (2012)	13 (2012)	0 (2010)	9 (2010)	22 (2010)	314 (2010)	—	—	—	(1)
—	26 (2002)	140 (2002)	2 (2002)	16 (2002)	1 (2005)	8 (2005)	15 (2004)	322 (2004)	—	—	—	(1)

(1) Observatorio de Mujer; Síntesis de datos sobre la actual proporción de género entre autoridades de los Órganos Ejecutivo, Legislativo, Judicial y Electoral, <http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/observatorio/index.php/general2niv/principal/boton/2/sub/17/tem/2> (2013 年 11 月 28 日アクセス)

ジェンダー関連国際条約の採択と批准（批准＝署名、議会における承認、および批准書の寄託）

採択年 /署名年	承認年	批准書の寄託年	条約
2007 年 9 月 13 日	2007 年 11 月 7 日	—	先住民族の権利についての国連宣言 Declaración de las Naciones Unidas sobre los Derechos de los Pueblos Indígenas
—	2007 年 7 月 13 日	—	人権についての国連理事とボリビアとの合意 Acuerdo entre el Alto Comisionado de las Naciones Unidas para los Derechos Humanos y el Gobierno de la República de Bolivia
—	2006 年 6 月 12 日	—	UNESCO 文化表現の多様性の保護と促進についての協定 Convención sobre Protección y Promoción de la Diversidad de las Expresiones Culturales de la UNESCO
2000 年 12 月 15 日	2001 年 11 月 22 日	2006 年 6 月 16 日	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止し、処罰するための議定書 Protocolo para Prevenir y Sancionar la Trata de Personas, especialmente Mujeres y Niños
2000 年	—	—	母性保護についての第 183 協定 Convenio 183 sobre la Protección de la Maternidad
1999 年 10 月 6 日	2000 年 6 月 20 日	2000 年 9 月 27 日	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 CEDAW の選択議定書（女子差別撤廃条約選択議定書） Protocolo Facultativo de la Convención sobre la Eliminación de Todas las Formas de Discriminación contra la Mujer (CEDAW)
1995 年 9 月 15 日	—	—	北京宣言と行動綱領：第 4 回世界女性会議 Declaración y Plataforma de Acción de Beijing, La Cuarta Conferencia Mundial sobre la Mujer
1994 年 6 月 9 日	1994 年 10 月 18 日	1994 年 12 月 5 日	ブラジル国パラ州ベレンにて採択された女性に対する暴力の予防と根絶のための米州協定 Convención Interamericana para Prevenir y Erradicar la Violencia contra la Mujer, Adoptada en Belém Do Pará
1992 年 7 月 24 日	1993 年 2 月 18 日	1993 年 8 月 4 日	ラミカリブにおける先住民族の発展のための基金構成協定 Convenio Constitutivo del Fondo para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas, de América Latina y el Caribe
1990 年 12 月 18 日	1999 年 4 月 30 日	2000 年 10 月 16 日	移民および家族労働者の権利保護についての国際協定 Convención Internacional sobre la Protección de los Derechos de los Trabajadores Migratorios y de sus Familias
1988 年 11 月 17 日	2005 年 12 月 12 日	2006 年 10 月 5 日	経済・社会・文化的権利に関する人権についての米州会議への追加議定書「サン・サルバドル議定書」 Protocolo Adicional a la Convención Americana sobre Derechos Humanos en materia de Derechos Económicos, Sociales y Culturales “Protocolo de San Salvador”
1979 年 12 月 18 日	1989 年 9 月 15 日	1990 年 6 月 8 日	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW） Convención sobre la Eliminación de Todas las Formas de Discriminación contra la Mujer (CEDAW)

1969 年 11 月 22 日	1979 年 6 月 13 日	1979 年 7 月 19 日	人権についての米州協定「コスタリカ国サン・ホセ協定」 Convención Americana sobre Derechos Humanos, “Pacto de San José de Costa Rica”
1966 年 12 月 16 日	1982 年 5 月 17 日	1982 年 8 月 12 日	経済・社会・文化的権利の国際協定 Pacto Internacional de Derechos Económicos, Sociales y Culturales
1966 年 12 月 16 日	1982 年 5 月 17 日	1982 年 8 月 12 日	公民権および政治的権利についての国際協定 Pacto Internacional de Derechos Civiles y Políticos
1966 年 12 月 16 日	1982 年 5 月 17 日	1982 年 8 月 12 日	公民権および政治的権利についての国際協定に係る任意議定書 Protocolo Facultativo del Pacto Internacional de Derechos Civiles y Políticos
1957 年 1 月 29 日	1958 年 8 月 11 日	—	既婚女性の国籍に関する協定 Convención sobre la Nacionalidad de la Mujer Casada
1948 年 5 月 2 日	1999 年 9 月 12 日	2001 年 11 月 16 日	女性の政治的権利の付与についての米州協定 Convención Interamericana sobre Concesión de los Derechos Políticos de la Mujer
1948 年 5 月 2 日	1999 年 9 月 17 日	—	女性の公民権の付与についての米州協定 Convención Interamericana sobre Concesión de los Derechos Civiles a la Mujer

ジェンダー平等および女性の保護に関する法律

年	法律
2013	法律 348：暴力から解放された生活を女性に保障するための総合的法律 (Ley No 348:Ley Integral para Garantizar a las Mujeres una Vida Libre de Violencia)
2013	法律 344：青年法 (Ley N° 344 : Ley de la Juventud)
2012	法律 341：社会参加とコントロール法 (Ley N° 341: Ley de Participación y Control Social)
2012	法律 300：母なる大地と善く生きるための総合的開発の枠組み法 (Ley N° 300:Ley Marco de la Madre Tierra y Desarrollo Integral para Vivir Bien)
2012	法律 251：避難民保護法 (Ley N° 251: Ley de Protección a Personas Refugiadas)
2012	法律 247：居住用都市部不動産についての所有権規制法 (Ley N° 247:Ley de Regularización del Derecho Propietario sobre Bienes Inmuebles Urbanos Destinados a Vivienda)
2012	法律 243：女性に対するいやがらせと政治的暴力に対する法律 (Ley N° 243: Ley contra el Acoso y Violencia Política hacia las Mujeres)
2012	法律 223：障害者のための一般法 (Ley N° 223: Ley General para Personas con Discapacidad)
2011	法律 144：農牧共同体生産革命にかかる法律 (Ley N° 144:Ley de la Revolución Productiva Comunitaria Agropecuaria)
2011	政令 No.0762 (2011 年 1 月 5 日)：人種差別および全形式の差別に対する法にかかる規則 (Decreto Supremo No 0762 del 5 de enero de 2011: Reglamento a la Ley contra el Racismo y Toda Forma de Discriminación)
2010	法律 070：教育「アベリノ・シニャニーエリサルド・ペレス」法 (N° 070 Ley de la Educación “Avelino Siñani –Elizardo Pérez”)
2010	法律 071：母なる大地の権利にかかる法律 (Ley N° 071:Ley de Derechos de la Madre Tierra)
2010	法律 045：人種的偏見およびあらゆる形態の差別に対する法律 (Ley N° 045:Ley contra el Racismo y Toda Forma de Discriminación)
2010	法律 018：多民族国家選挙組織法 (Ley N° 018: Ley Órgano Electoral Plurinacional)
2010	法律 025 司法組織法 (Ley N° 025: Ley del Órgano Judicial)
2010	法律 026 選挙制度法 (Ley N° 026: Ley de Régimen Electoral)
2010	法律 027：多民族憲法裁判所法 (Ley N° 027: Ley del Tribunal Constitucional Plurinacional)
2010	法律 031：自治と地方分権枠組み「アンドレス・イバニェス」法

	(Ley N° 031: Ley Marco de Autonomías y Descentralización “Andrés Báñez”)
2009	政令 No.29894 (2009 年 2 月 7 日) : 多民族国家行政組織の組織構成 (Decreto Supremo No.29894 del 07 febrero 2009: Estructura Organizativa del Órgano Ejecutivo del Estado Plurinacional)
2009	国家政治憲法 (Nueva Constitución Política del Estado Plurinacional de Bolivia)
2008	政令 No.29850 (2008 年 12 月 10 日) : 機会均等のための国家計画“善く生きるための新ボリビアを建設しているのは女性である” (Decreto Supremo No.29850 del 10 de diciembre 2008: Plan Nacional para la Igualdad de Oportunidades “Mujeres construyendo la Nueva Bolivia para Vivir Bien”)
2007	法律 3729 : HIV/AIDS 予防、人権保護および HIV/AIDS と共に生きる人々のための総合的支援にかかる法律 (Ley N° 3729: Ley para la Prevención del VIH/SIDA, Protección de los Derechos Humanos y Asistencia Integral Multidisciplinaria para las Personas que Viven con la VIH/SIDA)
2006	法律 33162 : 行政組織法 (Ley N° 3351: Ley de Organización del Poder Ejecutivo)
2004	法律 2771 : 市民組織化と先住民法 (Ley N° 2771: Ley de Agrupaciones Ciudadanas y Pueblos Indígenas)
2003	法律 2450 : 家計における賃金労働の規制にかかる法律 (Ley N° 2450: Ley de Regulación del Trabajo Asalariado del Hogar)
2002	法律 2426 : 母子一般保健法 (Ley N° 2426: Ley del Seguro Universal Materno Infantil (SUMI))
2002	公教育の女性教師への母性補助金についての財務省と教育省間の省庁間決議 (Resolución Biministerial de los Ministerios de Hacienda y Educación sobre el Subsidio de Maternidad a las Maestras de la Educación Pública)
2001	法律 2273 : 人身、特に女性および子どもの売買の予防・制裁に関する法律 (Ley N° 2273: Ley para Prevenir y Sancionar la Trata de Personas Especialmente Mujeres y Niños)
1999	法律 1970 : 刑事訴訟法 (Ley 1970: Código de Procedimiento Penal)
1999	法律 2023 : 青少年法 (Ley N° 2023: Código Niño, Niña y Adolescente)
1999	法律 2033 : 性的自由に対する犯罪犠牲者の保護に関する法 (Ley N° 2033: Ley de Protección a Víctimas de Delitos contra la Libertad Sexual)
1999	法律 2028 : 自治体法 (Ley N° 2028: Ley de Municipalidades)
1999	法律 1984 : 選挙法 (Ley N° 1984: Código Electoral)
1999	法律 1983 : 政党法 (Ley N° 1983: Ley de Partidos Políticos)
1998	法律 25087 : 家庭内暴力に対する法律 1674 に関する規制法 (Ley N° 25087: Decreto Supremo de Reglamentación de la Ley 1674 contra la Violencia en la Familia o Domestica)
1998	法律 1864 : 所有と信用に関する法 (Ley N° 1864: Ley de Propiedad y Crédito Popular)
1997	法律 1818 : 住民保護法 (Ley N° 1818: Ley de Defensor del Pueblo)
1997	政令 No.24864 : 男女間機会均等のための政令 (Decreto Supremo 24864: Decreto para a la Igualdad de Oportunidades entre Hombre y Mujer)
1997	法律 1779 : 選挙制度改革と補完に関する法 (Ley N° 1779: Ley de Reforma y Complementación al Régimen Electoral)
1997	刑法に関する修正法 (Ley N° 1768: Ley de Modificación al Código Penal)
1997	法律 1760 : 訴訟手続きと家族支援手続きの簡素化 (Ley N° 1760: Ley de Abreviación Procesal Civil y de Asistencia Familiar)
1996	法律 1715 : 国家農業改革庁法 (Ley N° 1715: Ley del Instituto Nacional de Reforma Agraria)

1995	法律 1674 : 家庭内暴力に対する法 (Ley N° 1674: Ley contra la Violencia en la Familia o Domestica)
1994	法律 1565 : 教育改革法 (Ley N° 1565: Ley de Reforma Educativa)
1994	政令 No.23858 : 地方組織にかかる政令 (Decreto Supremo 23858: Reglamento de las Organizaciones Territoriales de Base)
1994	法律 1551 : 市民参加法 (Ley N° 1551: Ley de Participación Popular)
1988	法律 975 : 出産女性の雇用確保に係る法律 (Ley N° 975: Mujer en Gestación. Gozará la Inamovilidad en su Trabajo hasta un Año de Nacido el Hijo)
1975	政令 12670 : 民法 (Decreto Ley N° 12760: Código Civil)
1972	政令 10426 : 家族法、(1988 年に法律 996 に格上げ) (DL N° 10426 :Código de Familia Aprobado en 23/08/1972, Elevado a Rango de Ley por Ley 996 de 04/04/1988)

ジェンダーに関する国家政策の変遷

年	国家政策
2008-2020	機会平等のための国家計画「善く生きるための新生ボリビアを建設している女性たち」 Plan Nacional para Igualdad de Oportunidades “Mujeres Construyendo la Nueva Bolivia para Vivir Bien”
2006-2010	国家開発計画：善く生きるための尊厳のある、主権を有した、生産的かつ民主的なボリビア (Plan Nacional de Desarrollo: Bolivia Digna, Soberana, Productiva y Democrática para Vivir Bien)
2003-2007	女性の権利の完全なる実践のための公共政策にかかる国家計画（注：部分的実施に留まる） Plan Nacional de Políticas Públicas para el Ejercicio Pleno de los Derechos de las Mujeres (implementación parcial)
2003	公民女性計画（注：実施に至らず） Plan Mujer Ciudadana (No se alcanzó a implementar.)
2001-2003	ジェンダー平等国家計画；女性の貧困削減プログラムおよび暴力予防と根絶計画 Plan Nacional de Equidad de Género; Programa de Reducción de la Pobreza Relativa de la Mujer; Plan Nacional de Prevención y Erradicación de la Violencia
1997-2001	ボリビア人女性のための機会平等 5 か年計画 Plan Quinquenal de Igualdad de Oportunidades para las Mujeres Bolivianas
1996-1997	北京における第 4 回世界女性会議の勧告に向けたフォローアップ計画 Plan de Seguimiento a las Recomendaciones de la Cuarta Conferencia Mundial sobre la Mujer en Beijing
1994-1995	女性に対する暴力の予防と根絶に係る国家計画 Plan Nacional de Prevención y Erradicación de la Violencia contra la Mujer

ナショナル・マシナリーの变遷

設置年 (改組年)	組織
2010	法務省 機会平等次官室 ジェンダーおよび世代に基づくあらゆる形態の暴力予防・削減のための局 Ministerio de Justicia/ Viceministerio de Igualdad de Oportunidades, Dirección General de Prevención y Eliminación de Toda Forma de Violencia en Razón de Género y Generacional
2006	法務省 ジェンダーと世代間問題次官室 Ministerio de Justicia/Viceministerio de Género y Asuntos Generacionales
2001	持続的開発省 女性次官室 Ministerio de Desarrollo Sostenible/Viceministerio de la Mujer
1998	農民・インディヘナ・ジェンダー・世代問題省 女性問題次官室 Ministerio de Asuntos Campesinos, Indígenas, de Género y Generacionales/ Viceministerio de Asuntos de la Mujer
1997	計画・持続的開発省 ジェンダー・世代・家族問題次官室 ジェンダー局 Ministerio de Desarrollo Sostenible y Planificación/ Viceministerio de Asuntos de Género Generacionales y Familia/Dirección de Género
1993	人間開発省 国内民族・ジェンダー・世代間問題局 ジェンダー課題副局 Ministerio de Desarrollo Humano/ Secretaría Nacional de Asuntos Étnicos, de Género y Generacionales/ Subsecretaría de Asuntos de Género

2. ボリビアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2.1 女性の概況

概要
● 女性の権利を保障するための法律・制度的枠組み構築が進展し、将来的な改善への女性の期待も大きい反面、今後はその運用が課題である。特に女性への暴力は深刻な社会問題となっている ● クォータ制の導入等、女性の政治参加は法制度的に整う。多様な人種、経済階層、世代間等を背景とした様々な女性層の意見を今後どのように取り纏め、実践していくかが政治上の課題である。 ● ボリビアでは、世帯内の意思決定権を男性が握っている伝統的な男性優位社会が多く、この女性の意思決定が家庭で尊重されない状況は先住民族において強いとされる。 ● 長年続いた女性に土地所有を認めない差別的な「農地改革法」（1953 年）は農村から都市部へ土地を相続できなかった女性の流入を促し、これは経済危機による家計経済の悪化と相まって、女性の労働市場参入を増加させた。女性労働力のインフォーマル化、賃金のジェンダー格差、女性の家事労働負担等は依然として課題とされている。

2.1.1 ボリビアの社会経済状況

ボリビアは錫や天然ガス等の天然資源に恵まれながら、同国の歴史を通じて富の不平等な分配（現在でもジニ係数が**0.47**と高い：2011¹）が続いた結果、南米の最貧国のひとつとなっている。多民族・複合文化の国であることに加え、高山地域、溪谷地域および熱帯低地からなる複雑な地形と内陸国であることが国の発展において大きな阻害要因となっている。

2006年1月、1982年の民政移管後、ボリビア初の先住民出身のエボ・モラレス大統領の社会主義運動党**MAS**政権が発足した。歴代選挙において初めて国民の過半数を超える支持を獲得して当選した同政権は、炭化水素資源の国有化、貧困農民への土地再配分政策のほか、公務員の給与引き下げ、汚職追放への強い姿勢等、貧富の差の是正、先住民の権利拡大を掲げ、天然資源収益のボリビア国民への還元を主張し、先住民の権利拡大、ジェンダー平等や女性の権利の保障（「2.2.3 ジェンダー関連法」を参照）、地方分権推進、農地改革・土地所有制限、天然資源の国家による所有等を定めた新憲法を**2009年2月**に発布した。またモラレス大統領は**2009年12月**の選挙で再選している。

ボリビア経済は、農業、鉱業産品、天然ガス等の一次産品が総輸出の約**80%**を占め、国際価格の変動の影響を受けやすい構造である。マクロ経済指標は、世界的な炭化水素資源（特

¹ INE (2011). “Encuesta Nacional de Hogar 2011,” p.18.

に天然ガス)、鉱産物等一次産品の価格高騰が主な要因となり、良好な状況を示している。また、世銀/IMFによる重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに基づく債務救済²の実施後、ドナーによる債権放棄³が相次いで実施され、対外債務は他の中南米諸国に比べ少ない水準で推移しているのが特徴である⁴。

2.1.2 ボリビアにおける女性の概況

政治的側面を見ると 1980 年代から 2006 年の現政権発足前までは、経済的中間層が社会進出し、国内外の女性支援団体の長きにわたる活動の結果として、各種国内法により女性が政治、社会、経済的権利の獲得を行った時代であった。2006 年以降はエボ・モラレス政権の下、これに加えて、先住民女性の社会・政治参加も大きく躍進した時期であり、2009 年の憲法改正以降は、女性の地位向上・権利保護に関する各種法律が整備された時期である。これは後述する女性の意識変化にも明確に反映されている。

上記ボリビアの女性の社会進出は、過去半世紀にわたる同国経済の変化に大きく影響を受けたものであった。1950 年代のボリビア革命の中で実施された「農地改革法」（1953 年）の発効後は女性に土地の登記や所有権が認められなかった⁵。このため、土地の相続がなされず農村にて農業活動に従事できなくなった女性、またより良い雇用機会を求める女性は都市部へ流入することとなった。また都市部では 1980 年代以降の経済危機により国営企業から大量に解雇された男性の失業や収入減、家庭の貧困等を背景に、それまで家庭にいた女性も賃労働を求め労働市場に流入することとなった。

しかし、女性の低学歴、低い識字率、また特に先住民に対する差別などから同種の職業でも男性に比して低賃金労働を強いられることになった。また手続きの煩雑さ、識字問題、行政における差別的対応に起因する身分証明書の未取得問題等からインフォーマル労働への従事となり、雇用に関する各種社会保障制度の枠外に置かれる結果となってきた。女性の労働市場進出は、それまで男性の現金収入に経済的に依存せざるを得なかった女性を自らが現金収入を家庭にもたらす役割として変化させ、結果として女性の家庭内での地位の変化に影響を与えてはきた。しかし依然として家事、保育、介護、コミュニティ活動等の担い手は女性が中心であり、統計に表れない無報酬労働時間は非常に長い⁶という状態は続いた。結果的に女性の労働市場への進出は家計への一助となった一方、前述の労働環境下

² IMF, <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/jpn/hipcj.htm> (2013 年 12 月 23 日アクセス)

³ 我が国も 2006 年にボリビアに対し債務救済措置を行っている。(外務省)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0218a.html (2013 年 12 月 23 日アクセス)

⁴ 外務省「国データブック ボリビア」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/11_databook/pdfs/06-30.pdf (2013 年 12 月 23 日アクセス)

⁵ 旧来の大土地所有制度を解体し、土地の配分を行った「農業改革法（Ley de Reforma Agraria, 1953）」では土地の登記・所有は男性しか認められておらず、寡婦だけが例外的にこれが可能であった。なお、これは現行の法律では男女同等の権利が認められている。

⁶ また農村部では「男性が外で働き、女性が家事を行う」スタイルに加え、女性の各種生産活動への参加が増加するに従って女性の負担が増えているのは事実であると思われるが、女性側には「家事は女性の仕事である」との意識が強く、これを男性に任せたいという意識は薄い（また外働きをしている男性にこれを任せるのは生活スタイルとして物理的に困難な事情も存在する）。他方、男性が家にいる時ぐらいは家事を手伝ってほしいというのも彼女たちの本音である。

(FORSA La Paz の農村女性グループからの聞き取り：2013 年 11 月 6 日)

では女性への負担は実質的に増加した（貧困の女性化）。

職を求め国内都市部や近隣諸国に移住する女性も多く、特に現在は海外移住の半数は女性が占めている⁷。国内都市部のインフォーマル労働に従事する女性の大部分は小売り等のサービス業および自営業や家政婦・子守であり、この家政婦・子守は富裕層や教育水準の向上に伴い高学歴化し社会進出した女性層に対する家事手伝いに対するものが多い。インフォーマル労働に従事しているこれら女性は、これら高学歴化し社会進出した女性層の家事負担緩和ひいては更なる社会進出の一助となる一方、自らは賃労働としての家事労働および自らの家庭の家事の双方を行わねばならず、これが高負担となる場合は、さらに家族内の他の女性（特に自らの娘）がこれを担うこととなる。また女性の近隣諸国・海外への移住はその大部分が 15 - 29 歳層に集中しており、近年の教育水準の向上や渡航費用の低下がこれに拍車をかけているとされる。従来の家政婦・子守などに従事する女性だけではなく、国内で専門教育を受けた若い人材が国内に比べて好条件の望める外国へ行くケースもあり、人材流出の側面も示している。

文化的に見てもボリビアは、伝統的に男性優位社会であり、家庭内の意思決定権を男性が握っているとされる。多民族・多文化であるボリビアにおいて、この点はどの民族にも共通している点であるが、男性が家庭内の意思決定を握る傾向は国民の大部分を占める先住民民族に特に強いとされている。しかしながら、上記男女間の力関係も年齢別の世代ごとの状況を比較すると、必ずしも過去のような強い男性の意思決定権が家庭内において続いているとは言えない状況も徐々に現れつつある⁸。

なお、ボリビアは、その複雑な地理的文化的歴史的背景から、地域ごとの状況に十分配慮する必要があるが、女性の状況に関する各自治体レベルでの詳細な統計は解放基金ネットワーク（Conexión Fondo de Emancipación）（2010 および 2011）、また子ども・青年期の女性の統計については UDAPE/UNICEF（2009）に詳しい。

2.1.3 ボリビアの女性の意識変化

2012 年に実施された女性に対する意識調査⁹によれば、「母親の世代と比較して女性の権利の尊重が進展しているか」との質問に対し、回答女性の 46% が「非常に進展している」、46% 「すこし/何がしか進展している」、8% が「全くなし」と回答しており、世代間での改善を意識している女性が、90% 以上いる。またこの質問においては、経済水準が高い女性グループの方が低い女性グループよりも「非常に進展している」と回答した割合が高く、また

⁷ INE (2012). “Censo 2012,” La Paz, Bolivia, p.30.

⁸ 例えば「家庭内での男女のある程度の意見交換の結果に従い、男性が家庭を代表してコミュニティで発言する（男性のスポークスマン化）」、「相対的に多額の支出を伴う場合は世帯内での意見交換後男性が購入を実施するが、日々の支出に関しては女性が自ら決定し、実施する（女性主導による家計管理）」等が見られる（ラパス県アチャカチ市での女性グループからの聞き取り：2013 年 11 月 6 日）

⁹ UN Women ボリビア事務所が 2012 年にラパス県、サンタ・クルス県およびコチャバンバ県（この 3 県で全人口の 70% 以上を占める）の 18 歳以上の都市農村部女性 1200 人に対し実施した人権意識調査結果。

同様に都市部女性グループの方が農村部女性グループよりも高い割合を示している。

また「女性の人権に関する至近の変化はどの分野で感じられるか（複数回答可）」との質問に対し、「教育機会の増加（80%）」、「政治参加の機会の拡大（77%）」、「（インフォーマルでない）尊厳のある職に就く（71%）」、「保健ケアの改善（67%）」、「男女平等の収入の拡大（60%）」、「家事の分担（54%）」、「暴力の減少（30%）」となっており、社会政策、政治参加の面では進歩が感じられるが、家事労働の分担や、暴力など家庭内の事象のため法律や政策など外部からの介入ではなかなか細部まで手が届きにくい部分では、なかなか改善が進んでいない。また上記回答における比率は全ての点で都市部が農村部を上回っている。唯一の例外は「暴力の減少」で、都市農村部は同一数値 30%を示しており、都市農村部共に暴力の減少が女性には感じられていない状態にある。

他方、現エボ・モラレス政権が実施したジェンダー関連の各種法律の公布や政策の策定を背景に、女性の人権尊重に対して肯定的な意見が大多数を占めるという結果も出ている。これについては「2020 年において女性の人権は今日よりも尊重されているか」との質問に対し、「非常にそう思う（17%）」、「そう思う（60%）」、「そう思わない（18%）」、「非常にそう思わない（4%）」と肯定的見解が 77%を占めている。

また「ジェンダー平等における現在の優先課題は何か」との質問に対しては、「尊厳ある雇用（49%）」や「暴力問題（25%）」、「賃金平等（11%）」が圧倒的に高い結果となった。また「保健（5%）」、「教育（5%）」、「政治参加（3%）」との回答が示すように、各セクターにおける政策実施努力により女性を取りまく環境の改善が段階的に図られてきた課題に対しては、ある程度女性が満足を示していると判断できる。他方、「家庭の家事分担（2%）」に対する順位が低いのはこれが他の問題と比較すれば解決すべき課題として女性に認識されている度合いが低く、またこれらがいまだ女性の役割であるとの認識が女性の間でも依然高いとも考えられる。

2.1.4 ジェンダーに基づく暴力

他方、法の整備の進展と対照的に、地域社会において依然残る強い家父長主義的傾向は女性（個人・集団）としての権利の行使を妨げており、後述する人権侵害である家庭内暴力の蔓延を解決できないままにしている。女性に対する暴力の問題は現在ボリビアにおける主要なジェンダー課題の一つとなっている。2010 年に「家庭予審裁判所（Juzgados de Instrucción de Familia）」に持ち込まれた 29,132 ケースの内、33%が家庭内暴力に関するものであった¹⁰。前述の女性への意識調査でも「女性への暴力が問題である」との設問に対し、その回答は「非常に深刻（58%）」、「深刻（39%）」と合計で 97%と高い数字を示している。

今では大きく社会問題としてクローズアップされている女性に対する各種暴力も、以前か

¹⁰ 法務省（2012）Plan Sectorial de Justicia Plural 2013-2025 “Construyendo Confianza,” p.34.

ら家庭内暴力、またそのような家庭で育った子どもが暴力の加害者・被害者になってしまう「暴力の世代間連鎖」等の様々な形で存在していたと推測される。これは女性の間で「許容されるものではない（67%）」との回答が大多数を占める一方、「ある程度避けられないもの（24%）」、「場合によっては許容されうる（8%）」との回答にも反映されている。特にこれは農村部で顕著な事例であるが、これまでも法の未整備、機能不全からその解決方法は、被害当事者である女性の意思や権利に無関係なまま、金銭や物品による解決が地域の有力者・家父長間で行われるのが常であった¹¹。また後述するように女性の社会参加・政治参加が社会制度的に認められ、その活動が活発になるにつれ、女性が暴力や嫌がらせの対象となるケースが増えていることも指摘されている¹²。

下記に示される地方自治体への報告数、ドナーによる各調査結果、NGOによるモニタリング結果¹³は、氷山の一角と思われるが、全体把握が困難なこの問題の深刻さの一例を示している。

- 毎月 1,000 件を超える物理的・精神的暴力被害が発生（サンタ・クルス市の女性保護団体の報告、2013 年）。
- 過去 5 年間に 18,194 件の届け出が「市統合法サービス（Servicio Legal Integral de Municipio: SLIM）」に寄せられ、その大部分が配偶者による物理的・精神的暴力（2013 年）。
- 一年間に 3,637 件の性的暴力を含む精神的暴力被害の報告（現地 NGO である Casa de la Mujer の報告、2013 年）。
- 女性の 10 人の内 7 人が家庭内で何らかの暴力被害経験者であり、その約 77%が何の告発も行っていない。また告発者の 53%は何らの行動も相手に起こしておらず、告発者の 17%だけが暴力被害の事実を公表している状態（UN Women ボリビア、2012 年）。
- 女性への暴行を加入の条件とするような少年犯罪グループの存在（UNODC、2010）。

前述の UN Women による女性の意識調査によれば女性は市統合法サービス SLIM、警察、女性保護団体・NGO（La Casa de la Mujer、Defensoría de la Mujer）等を告発先として認知している一方で、こうした暴力被害を法に訴えない女性も多い。前述の意識調査ではその理由（複数回答可）を「（報復が）怖い（88%）」、「（訴えた結果として想定される）子どもとの別離が嫌だ（53%）」、「恥ずかしい（40%）」としている。

¹¹ Fara & Sánchez (2008). “*Bolivia Perfil de Género*,” p.77.

¹² Coordinadora de la Mujer 執行役員（2013 年 10 月 24 日）およびイタリア援助庁プロジェクト調整員からの聞き取り（2013 年 11 月 1 日）。

¹³ Observatorio de Género, <http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/observatorio/index.php/generalsim/principal/boton/1/sub/23/tem/1> (2013 年 11 月 28 日アクセス)

こうした男性による女性への暴力の原因（複数回答可）を女性側は、「マチスモ¹⁴（70%）」が最大の原因と文化的な要因に最大の理由を挙げている。また、同聞き取り結果は「飲酒・麻薬（54%）」、「精神的問題（34%）」、「教育（30%）」、「経済的理由（30%）」、「仕事上の問題（12%）」など、ボリビア国内に根深い社会経済的問題もあわせて暴力の原因であると指摘している。

こうした現状に対し、ボリビア政府は女性への暴力に関する重要な 2 つの法律「女性に対し暴力からの解放を保障する統合的法律（2013 年 3 月 9 日公布）」（Ley Integral para Garantizar a las Mujeres una Vida Libre de Violencia, 09/03/2013）および「女性に対する政治的暴力と嫌がらせを撤廃する法律（2012 年 5 月 28 日公布）」（Ley contra el Acoso y Violencia Política hacia las Mujeres, 28/05/2012）を発効し、抜本的対策に乗り出した。ボリビア国内ではこれを大きな前進とする声がある一方、優先順位をもってこれら法律を適切に実施するための予算措置を早急に行う必要がある旨を訴える声もある¹⁵。また、2013 年 9 月時点で、全国 339 市の内わずか 20 市だけが SLIM に必要な法律専門家の備上や事務所運営費用のための予算を申請しているに過ぎないことから現政権下でこれら法律の実施促進が遅々として進んでいない旨の指摘もある¹⁶。また同様に人身売買の問題に関しても 2001 年に「法律 2273：人身、特に女性および子どもの売買の予防・制裁に関する法律」を公布した後も地方自治体に必要な予算が十分に配分されていないことなどから、同法が十分に機能していないとの指摘が米国政府の毎年発行する人身取引対策に関する各国政府の評価報告書「The Trafficking in Persons (TIP) Report」にて指摘されており、ボリビアは 2013 年まで継続して「Tier 2」の評価を受けている¹⁷。

2.1.5 女性の法的な意思決定機構への参加

数の上の絶対同数を主張することがジェンダー平等ではないものの、男女の機会の平等を達成するには、双方とも最初から同等の立場で知識や資源を利用できることが必要であり、そうならない場合には、女性のための特別措置（ポジティブ・アクション：積極的差別是正措置など）が必要である。このためボリビアでは1999年に成立した3法：「法律1983：政党法（Ley N° 1983:Ley de Partidos Políticos）」、「法律1984：選挙法（Ley N° 1984:Código

¹⁴ ラテンアメリカにおける男らしさを強調する生き方。

¹⁵ UN Women ボリビア事務所聞き取り（2013 年 10 月）。

¹⁶ UN Women ボリビア事務所、<http://www.nu.org.bo/noticias/noticias-nacionales/onu-mujeres-observa-falta-de-inversion-aplicacion-de-leyes/>（2013年11月28日アクセス）

¹⁷ The Trafficking in Persons (TIP) Report（米国国務省のウェブサイト、<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/index.htm>、2014 年 1 月 31 日アクセス）。TIP 報告書では、深刻な人身取引を禁止、処罰する取り組みを行っているかなど4つの基準と 11 の評価項目からなる「Trafficking Victims Protection Acts (TVPA)」最低基準を設けており、**Tier 1**: TVPA 最低基準を満たしている、**Tier 2**: 最低基準を満たしていないが、人身取引対策の努力を行っている、**Tier 2 監視リスト**: 最低基準を満たさず人身取引対策の努力をしているが、次の3つの条件のうちいずれかに該当する。1)国内に深刻な人身取引の被害者が相当数いる、または増加傾向にある、2)前年よりも取り組みを強化した根拠を示すことができなかった、3)TVPA 最低基準を満たすため次年以降の取り組みを政府が表明している、**Tier 3**: 最低基準を満たす努力をしていない、の4段階に各国政府の取り組みを評価している。

Electoral)」「法律2028：自治体法（Ley N° 2028:Ley de Municipalidades）」および2004年の「法律2771：市民組織化と先住民法（Ley N° 2771:Ley de Agrupaciones Ciudadanas y Pueblos Indígenas）」により、国内において女性が選挙や政党活動を通じて国政に参加するクォータを設置し、参加のための環境を次第に整えてきた。女性の政治参加は2004年旧憲法、その後の2009年新憲法で明確に規定されている。

2009 年新憲法ではその第 26 条 I 項において「全ての男女市民は、直接もしくはその代表を通じて、個人もしくは集団にて、政治的権力の形成・実施・コントロールに自由に参加する権利を有する。参加は公正かつ男女平等である」と規定している。

また国会議員選挙については、同第 147 条 I 項にて「国会議員選挙においては、男女の等しい参加を保障する」と規定し、閣僚人事については第 172 条 22 項にて「内閣の構成において多民族の特徴とジェンダー平等を尊重して男女の閣僚を指名する」とし、政党組織については同第 210 条第 II 項にて「市民グループや政党の男女候補者や男女リーダーに関する内部選挙は、男女の等しい参加を保障する“多民族選挙組織（el Órgano Electoral Plurinacional）”により規制・監査される。」としている。また地方自治についても、同第 278 条第 II 項にて「憲法は、住民・地域の代表、また先住民系農民がマイノリティである場合には文化および言語的アイデンティティの代表、ジェンダーの平等と（職位が一つしかない場合には）男女間での交互交代を考慮しつつ、県議会選挙のための一般規則を規定する。また自治規則は管轄内に特有の現実と状況に従ってその適用を決定する。」としている。

表 2-1 は政治への女性の進出度をまとめたものであるが、国内法整備の進展により女性の参加は段階的に改善されつつあり、2009 年新憲法公布以降、クォータ制度導入の成果が更に進み、女性比率だけみれば急激に改善した。これは周辺他国と比較しても速い速度での改善である¹⁸とされる。

表 2-1：政治における女性の進出度				
カテゴリー	男性 (%)	女性 (%)	調査時点	出典
国レベル				
大統領	1 (100%)	0 (0%)	2012 年 9 月	大統領府 Web サイト調査
副大統領	1 (100%)	0 (0%)	同上	同上
閣僚	13 (65%)	7 (35%)	同上	同上
上院議員	19 (53%)	17 (47%)	同上	同上
下院議員	99 (76%)	31 (24%)	同上	同上
裁判官/判事	16 (57%)	12 (43%)	同上	法務省 web サイト
選挙最高裁判所	3 (43%)	4 (57%)	同上	選挙最高裁判所
県レベル				
県知事	9 (100%)	0 (0%)	2010 年 6 月	選挙最高裁判所および ACOBOL
県議会議員	191 (72%)	76 (28%)	2013 年 6 月	同上

¹⁸ Articulación Regional Feminista de Derechos Humanos y Justicia de Género (2011). “Informe Regional de Derechos Humanos y Justicia de Género 2011,” pp.14-23.

市レベル				
市長	314 (93%)	22 (7%)	2010 年 6 月	選挙最高裁判所および ACOBOL
市議会議員	786 (43%)	1045 (57%)	2010 年 4 月	同上

(出典) Observatorio de Género/Coordinadora de la Mujer (2013). “*Síntesis de datos sobre la actual proporción de género entre autoridades de los Órganos Ejecutivo, Legislativo, Judicial y Electoral (Bolivia)*”より作成

しかしながら上記女性の参画を数字の上だけではなく、女性代表の意見が民意の代表者として尊重される環境が整えられるためには様々な問題点が指摘されており、克服すべき課題が多い¹⁹。例えば、地方政治レベルでは女性が「政治活動に参加する」段階から「女性として政治的な代表の立場に立つ」段階に進もうとすると、教育の遅れ、身分証明書の未発給、男性側の理解²⁰が社会・政治参加の阻害要因となっている。また政治の場で代表となっても女性が議席数などにおいて単なるクォータを満たすだけの存在となってしまうその意見が尊重されない、政治的対立者からの嫌がらせの対象となる等、政治の場での単なる男女比率の向上だけでは本当の意味でのジェンダー平等がなかなか達成しにくい状況があるとの分析がある²¹。ボリビア政府は、2012 年に「法律 243：女性に対するいやがらせと政治的暴力に対する法律（Ley N° 243:Ley contra el Acoso y Violencia Política hacia las Mujeres）」や 2013 年に「法律 341：社会参加とコントロール法（Ley N° 341:Ley de Participación y Control Social）」等を公布し、これら問題に対処する姿勢を示しているが、その進展が望まれるところである。

2.1.6 女性の政治意識

他方、一般女性が持つ政治参加意識においては、その参加への障害について上記とは少し異なった側面を示している。UN Women が実施した意識調査（2012）では、「政治においてより活発に参加することを困難にしている理由は何か」との質問（2 つ回答可）に対し、「時間がない（55%）」²²、「男性の同僚がそのような職務を行うことを妨げる（37%）」、「人々は女性リーダーを信用しない（32%）」、「訓練が必要（31%）」、「攻撃される危険が多い（28%）」、「家族が許可しない（16%）」となっており、女性の政治参加に関する法律や政策上の整備が進んでいる一方、それを妨げるような様々な環境が存在していることもうかがわせる。

また、積極的な政治活動を実施する「国内」女性グループも、ボリビア国内の多民族・多文化・経済格差等を背景に、ジェンダー平等を訴えるグループ（「権利の平等を目指すもの」）、民族的主張を掲げるグループ（「先住民としての権利・文化の尊重を主張するも

¹⁹ Fara & Sánchez (2008). “*Bolivia Perfil de Género*,” p.39.

²⁰ 女性の政治参加を促すような社会環境（家事・育児、男性の理解）が整っていないため、現在政治参加を果たした女性も家庭を犠牲にせざるを得ない、またそうした負担の比較的に少ない女性（未婚者、寡婦、etc.）の参加となっている実情を指摘する声もある（FORZA La Paz 専門家聞き取り：2013 年 11 月 6 日）。

²¹ Fara & Sánchez (2008). “*Bolivia Perfil de Género*,” p.85.

²² 「なぜ時間がないのかの理由」は調査結果に記載がないが、家計の経済事情において家事と仕事の両立をはかる中では、それを犠牲にしての政治参加への時間配分は困難という意味と「女性は政治にあまり関心がない」という後述する女性の自己分析の裏返しとも推測される。

の」）、社会階級に言及するグループ（「経済的問題における格差とその改善を主張するもの」）などと分派し、女性グループ全体として政治的主張におけるコンセンサスと解決すべき課題の優先順位づけにおいて一枚岩になりきれないことも背景にある²³。また、ボリビアの多民族性を反映し、先住民グループも既存政策に対して急進派、穏健派など多様であり、決して一枚岩ではない。

これまでの政治・行政における女性の進出は大きな進歩であるが、個々の課題の解決に向けた行動においてははまだ困難を伴っている状況にある。特に 1980 年代以降経済的中間層女性が台頭してきたが、彼女たちが主張してきたものは、2006 年以降先住民女性が政治の場で主張してきたものとはかならずしも合致しない。例えば、先住民女性は家事・育児・コミュニティ労働を自らの文化社会における重要な仕事と考えているが、経済的中間層の女性はこうした無報酬労働を女性だけが負担することには反対である。他方、先住民女性が強く希望する女性としての文化（伝統的な出産、育児の方法はその一例）の尊重は、その他の女性グループにとっては理解はするが自分たちの文化とは非常に異なることもあり、ジェンダーにおける様々な課題の中ではやはり優先順位が低いものである。

これまでの歴史の中で虐げられてきた先住民女性が現エボ・モラレス政権の下で政治的な場を勝ち得た現在では、ジェンダーにおける多様な考え方（文化、民族、世代間の意見の変化 etc.）を含んだうえで、ボリビアにおける「ジェンダーとは何か」を考え、女性グループとしての共通の提案を行い、ボリビア女性としての行動の優先順位づけを行うことが必要な段階であるが、これはボリビアの全ての女性にとり今後の大きな挑戦である²⁴。

他方、現在、ボリビア人女性においても女性の政治参加・能力に関しては、肯定的な意見が大多数を占める一方、政治への関心がまだまだ低いとの女性自身の冷静な指摘もある。UN Womenが実施した女性の意識調査では、「女性は男性と同様に政治的リーダーになる可能性を有している（79%）」、「もう既に多くの女性が権力を有しているとは思わない（74%）」、「政党が女性に与えている機会が少ない（74%）」、「女性はあまり政治に関心がない（58%）」となっている。

2.1.7 女性の家族観

代表的な先住民族の一つであるアイマラでは、その歴史と社会的思考に於いて「男女が一体になり」家族とコミュニティの運営にバランスを与えることを明確に表している。アイマラの文化人類学研究には必ず取り上げられる課題として、①農業、②家族構成（意思決定などに於ける機能）、③儀式、④コミュニティ生活への参加があるが、アイマラの思考では必ずこの4つの要素には横断的に「チャチャワルミ（Chachawarmi）」が存在し、これは直訳では「女性」に当たるものである。古代から、アイマラの人々は、（男女平等で

²³ Coordinador de la Mujer での聞き取り（2013 年 10 月 24 日）。

²⁴ カナダ援助機関 ACID ボリビア事務所ジェンダー担当官からの聞き取り（2013 年 11 月 5 日）。

はなく) 男女が互いに不足している部分を補い協働することによりバランスが生まれると表現していた。

しかしながら、上記のような世界観・思考が先住民族には伝統的に存在していた一方、現在の女性自身の価値観、特に家庭観も次第に変化しつつあり、保守的な傾向も部分的には薄れつつあると推測される。UN Womenが実施した女性の意識調査(2012)の結果では、次表2-2のように「女性の幸せとその実現に子どもは不可欠である」とは思わない層が38%、「夫婦の関係が機能しない時、離婚は良い選択である」と思う層が78%、「女性が家において家事を世話すれさえすれば家族は団結する」と思わない層が54%、「結婚は女性を幸せにするのに欠かせない」と思わない層が71%と半数以上を占めたことがそれを裏付けている。

表2-2：女性の家庭・結婚観				
聞取り項目	非常に そう思う	そう 思う	そう思わない	非常に そう思わない
女性の幸せとその実現に子どもは不可欠である	14%	48%	32%	6%
夫婦の関係が機能しない時、離婚は良い選択である	29%	49%	18%	4%
女性が家において家事を世話すれさえすれば家族は団結する	9%	37%	48%	6%
結婚は女性を幸せにするのに欠かせない	6%	23%	55%	16%

UN Women (2012). “Los Derechos de las Mujeres, Avances y Desafíos desde el Punto de Vista de las Bolivianas”より作成

しかし、上記質問内容を女性の年齢層・社会経済的水準にて比較すると、次表2-3に示すように年齢層が高い程また経済水準が低い程、家庭・結婚に対し、保守的な意識(「女性は家庭に」、「女性の幸せは結婚」etc.)を持っていることが示されている。

表2-3：年齢層および社会経済水準で見た女性の意識			
年齢層	18－19歳	30－44歳	45歳以上
女性が家において家事を世話すれさえすれば家族は団結する	36%	52%	54%
社会経済水準	上位	中位	下位
女性が家において家事を世話すれさえすれば家族は団結する	32%	48%	54%
結婚は女性を幸せにするのに欠かせない	18%	27%	39%

UN Women (2012). “Los Derechos de las Mujeres, Avances y desafíos desde el Punto de Vista de las Bolivianas”より作成

上記調査は人口3大県(ラパス県、サンタ・クルス県、コチャバンバ県)の都市農村部を対象にしたものであり、人口が少なく地方色・伝統文化が根強いその他6県を必ずしも代弁できているわけでもないと推測される点は割り引いて理解する必要がある。しかし人口の70%以上を占める三大県、特に若い女性層では着実に意識変化が起こっていることは理解されるものである。

2.2 ジェンダーに関する政府の取り組み

概要
● 過去 20 年間の間、ボリビア政府によるジェンダー主流化への取り組みは、不安定な国内政治に左右され、ジェンダー政策の具体的な実施に向けた進展が阻害され続けた。 ● しかし、2006 年の現エボ・モラレス政権発足、および 2009 年の新憲法公布後、女性の権利に係る各種法整備・国家政策の策定は急進展した。特に、地方分権政策の下、地方自治体の行政組織を通じたジェンダー関連法・政策の具体的な実施促進がおこなわれているが、地方部における行政の実施能力不足等いまだ課題も多い。

2.2.1 ジェンダーに関する国家政策

1993年の「ジェンダー課題副局（SAG）」の創設以来、ジェンダー平等に向けた国家政策の実施については約20年が推移してきたが、その間、当該課題の解消に責任を有するボリビアの制度・組織は、常に政治的に不安定な時期を過ごし、現エボ・モラレス政権以前は短時間で政権交代が繰り返されてきた。そのため、下表2-4に示すようにボリビア女性の状況改善に向けた政策も政権交代ごとに様々なものがつぎつぎと作成されては、短命に終わる結果となった。

表2-4：過去のジェンダー関連政策		
ナショナル・マシナリー	ジェンダー関連政策	政権名
人間開発省 国内民族・ジェンダー・世代間問題局 ジェンダー課題副局	● 1994-1995: 「女性に対する暴力の予防と根絶に係る国家計画」 ● 1996-1997: 「北京における第4回世界女性会議の勧告に向けたフォローアップ計画」 ● 1997-2001: 「ボリビア人女性のための機会平等5か年計画」	サンチェス・デ・ロサダ大統領 (1993年～1997年) バンセル大統領 (1997年～2001年)
計画・持続的開発省 ジェンダー・世代・家族問題次官室 ジェンダー局	● 2001-2003: 「ジェンダー平等国家計画；女性の貧困削減プログラムおよび暴力予防と根絶計画」	キログ大統領 (2001年～2002年)
農民・先住民女性・ジェンダー・世代問題省 女性問題次官室	● 2003: 「公民女性計画」(注：実施に至らず)	サンチェス・デ・ロサダ大統領 (2002年～2003年)
持続的開発省 女性次官室	● 2003 – 2007: 「女性の権利の完全なる実践のための公共政策にかかる国家計画」(注：部分的実施に留まる)	メサ大統領 (2003年～2005年) ロドリゲス大統領 (2005年～2006年)
法務省 ジェンダーと世代間問題次官室 (法務省 機会平等次官室：2010-現在)	● 2008-2020: 「機会平等のための国家計画「善く生きるための新生ボリビアを建設している女性たち」	モラレス大統領 (2006年1月～現在)

しかしながら、予算不足や政権の不安定さからこれら政策の実施は部分的なものに留まってきた。このためある程度の女性の地位向上には進展はあったと思われるが、これら政策の実施のインパクトを評価することもこれまで適切には行われていない。NGO等女性の地

位向上のために活動してきた国内団体も、政権交代が繰り返されたため新政権がジェンダーに関する課題を取り残さないよう政権交代ごとにジェンダーを訴えて国内政策に何とか反映してもらうことに腐心することになり、内容やその実施のモニタリングにまではなかなか十分に踏み込めない状態が続いていたことも指摘されている²⁵。

過去の政策実施による成果の一つとしては、立法府や行政府から女性の立場を改善するために発出された数多くの法・規則があろう。しかし、差別を禁止し、暴力を処罰し、女性を保護するこうした法律の存在に関する周知不足等により、こうした法律の行使に実際に結び付いていないと指摘されてきた。

2008年に現エボ・モラレス政権は2020年を目標とするセクター横断的な長期計画「機会平等のための国家計画：善く生きるための新生ボリビアを建設している女性たち（Plan Nacional para la Igualdad de Oportunidades: Mujeres construyendo la Nueva Bolivia para Vivir Bien）」（以下、「ジェンダー国家計画」と表記）を策定し、これを実行中である。これは6つの領域：「経済/生産/労働、教育、保健、ジェンダーに基づく暴力、市民と政治参加、公共制度」においてジェンダー分析を行った上で、「2020年までにボリビアは女性の開発に対する貢献を認識することとなる。これは女性のサービスへのアクセス、意思決定における完全な参加、経済・技術・財産等資源の公平な分配や機会の平等が確保された下でのものであり、それはまたジェンダーに基づく暴力から解放されるための条件が整った上でのものとなる。」という理念の下、前述の6領域に対応する政策軸、戦略目的、政策を作成し、関係する責任省庁とその権限および活動を示した。そしてこれら責任官庁が、各種プログラム・プロジェクトをナショナル・マシンナリー（「2.3 ナショナル・マシンナリー」参照）の監督・調整の下で実施していくものとした。

また同「ジェンダー国家計画」は当時改定作業が進展中であった新憲法の内容とも整合性を図るよう計画されており、2009年新憲法の承認・発効の際にはそれに従い、行政府の再調整と政策の微調整を行う旨、明記されている²⁶。

2.2.2 国家開発計画 PND の方針とジェンダー

ボリビアの国家開発計画である「国家開発計画（PND）：善く生きるための尊厳のある、主権を有した、生産的かつ民主的なボリビア：2006-2011」²⁷と前述の「ジェンダー国家計画」は、密に関連したものである。PNDの4つの柱におけるジェンダー視点との関連を次表2-5に示す。

²⁵ Fara & Sánchez (2008). “Bolivia Perfil de Género,” pp.33-35.

²⁶ 「ジェンダー国家計画」におけるセクター間戦略の一般協同行動の細目第11番（inciso 11 de Acciones concurrentes generales en ESTRATEGIA INTERSECTORIAL）を参照。

²⁷ 2013年12月現在、後継の国家計画は策定中となっている。

表 2-5：PND の 4 つの柱とジェンダー		
柱	内容	ジェンダー視点からの取り組み
尊厳あるボリビア	分配の平等および/また収入・富・機械の再分配を通じた貧困と不平等の根絶。それは資産や社会的条件を創り出すセクターおよび社会保障と共同体の統合的発展に関するセクター横断政策・戦略・プログラムによって形成されるものである。	教育、保健、ジェンダーに起因する暴力の根絶と関連している。
民主的ボリビア	一つの社会共同体多民族国家の形成であり、そこでは住民が社会的・共同体の権利を行使し、自らのそして国家の発展に関する決定に共同責任を負う。これはより良い統治、透明性の達成を目指し、社会共同体権力の構築を目指すセクターによって創られる。	女性の政治参加や公民権の観点から、民主的ボリビアに貢献するための政策や行動を定義している。
生産的ボリビア	総合的生産複合体の開発を推進し、余剰・収入・雇用を生み出しつつ、一次産品輸出依存のパターンを変革することを目的に、生産基盤の多様化、統合的変革・変換を目指す。これは余剰を生み、雇用と収入を創出する戦略セクターにより形成され、また生産支援と発展のためセクター横断的な視点から実施されるものである。	「ジェンダー国家計画」の経済・労働・生産開発の軸は、女性に対して平等かつ差別のない生産的ボリビアに向けた政策と合致する。
主権を有するボリビア	人民の存在と天然資源・生物多様性の持続的保護を伴った政治外交活動を志向する対外政策を通じて、自己のアイデンティティを備えた国際的な主権を有する自己決定的な国家となる。	「ジェンダー国家計画」に明記はないが、ボリビアは機会の平等、ジェンダーの平等、女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶など各種国際条約に署名しており、ジェンダーの国際的潮流に従い国家としてジェンダー主流化に努めている。

特に、「尊厳のあるボリビア」の柱では、国家社会共同体戦略を示し、その司法分野の第4政策にて「ジェンダー、世代、様々な障害を持つ人々を理由とした社会経済、政治および文化的断絶の根絶」を提唱している。

2.2.3 ジェンダー関連法

憲法改定

従来から 2004 年旧憲法においては女性の権利保護についての記述につきその不十分さへの批判があった。メサ政権（2003 年 10 月～2005 年 6 月）下で改定された 2004 年旧憲法では、「平等（第 1 条）」、「人種、性、言語、宗教、政治的信条の区別なく・・・（第 6 条）」は、と謳ってはいるものの、差別を犯罪であるとまでは明記していない点等、ジェンダー平等や女性の権利の擁護について明確に記載したものではなかった。

しかし、現エボ・モラレス政権（2006年1月～現在）になり、市民社会や女性運動からの提案も含む形で制定された2009年新憲法は、前述の指摘事項を改善するとともに、これまでジェンダーに関しボリビア政府が批准してきた国際条約の内容を適切に反映した上で、ジェンダー平等や女性の権利の保障を明確に打ち出すものとなった。2009年新憲法は、その国家の根源的な基礎として、国家の原理・価値・目的において「国家は善く生きるために

参加、共通の福祉、責任・・・（中略）・・・ジェンダーの平等・・・（中略）・・・の価値を尊重する（第8条Ⅱ項）」とし、その行政システムの章において「男女間の条件を平等なものとして、参加型かつ代表制で共同体的な民主的制度を採用する（第11条Ⅰ項）」と明記した。その他同様に、保健、教育、雇用、政治的社会的経済的権利についても2004年旧憲法からジェンダー平等と女性の権利に関し一歩踏み込んだ表記となっている。下記の表2-6に、2009年新憲法においてジェンダー平等と女性の保護に関して明記された主な記載部分を示す。

表2-6：2009年新憲法においてジェンダー平等と女性の保護につき特に強調されている主な部分

第1部：法治国家の基礎、義務および保障		
タイトルⅠ：国家の基礎		
第2章：国家の原理、価値および目的	8条Ⅱ項	国家は、善く生きるために、参加、共通の福祉、責任、社会正義、社会財と生産物の分配と再分配において、一体性、平等、包容、尊厳、自由、団結、互惠、尊敬、補完性、調和、均衡、機会の平等、社会的平等およびジェンダーの平等の価値を尊重するものである。
第3章：政府のシステム	11条Ⅰ項	ボリビアは、男女が平等な条件を伴った参加型かつ代表制で、また共同体的な民主主義を採用することとする。
タイトルⅡ：基本的権利と保障		
第1章：一般条項	14条Ⅱ項	国家は性、肌の色、年齢、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、出自、文化、国籍、公民権、言語、宗教的信条、政治的・哲学的関係、身分、経済社会的条件、職業、教育水準、身体障害、妊娠、等によるあらゆる形式の差別を禁止し、これを罰する。
第2章：基本的権利	15条Ⅱ項	全ての人々、特に女性は、家庭および社会において、物理的・性的・精神的な暴力から解放される権利を有する。
	同Ⅲ項	国家は、ジェンダーに基づく暴力やその世代間の連鎖を予防、排除、罰するための必要な手段を講じる。公的または私的な領域を問わず、人間としての条件を貶め、物理的・性的・精神的な死・痛み・苦しみをもたらす行動や怠慢についても、同様に必要な手段を講じる。
第3章：市民権・政治的権利 セクションⅡ：政治的権利	26条Ⅰ項	全ての市民は、直接もしくはその代表を通じて、また個人もしくは集団で政治的力を形成、行使、コントロールすることに対し自由に参加する権利を有している。その参加は男女間で同じ条件であり、また平等である。
第5章：社会経済的権利 セクションⅡ：保健および社会保障への権利	45条Ⅴ項	女性は多文化的な考えとその実践を伴った安全な母性への権利を有し、妊娠・分娩および産前産後の期間において、国家の特別な配慮や保護を享受するものである。
セクションⅢ：労働と雇用の権利	48条Ⅴ項	国家は女性の労働への参入を促進し、官民双方において、等価値の労働に対する男女同一賃金を保障する。
	同Ⅵ項	女性はその社会的身分、妊娠状態、年齢、物理的特徴、子どもの数により差別されたり解雇されたりすることはできない。妊娠した女性が離職することは、その子どもが1歳になるまでは行うことができないことを保障する。
セクションⅤ：子ども青少年少女の権利	58条	子ども、青少年少女は配慮を受けるべき存在である。その成長プロセスにおいて彼らが本来的に有する権利、つまり民族的かつ社会文化的で、ジェンダーに基づき、彼らがその世代として有するアイデンティティーの権利、ニーズ/関心/欲求を満たすための権利等、憲法において規定される権利を彼らは有するものである。
セクションⅥ：家族の権利	63条Ⅰ項	男女間の結婚は法律に基づくものであり、そこでは双方の権

		利と義務が平等である。
	同Ⅱ項	同棲や事実婚は法的な婚姻として妨げるものなく男女間で維持され、民事婚と同様の効力を生むものである。
	66条	男女双方が、性と生殖の権利（セクシュアル/リプロダクティブ・ライツ）を行使することを保障する。
第6章：教育、多文化および文化的権利 セクションⅠ：教育	78条Ⅳ項	国家は生活、労働および生産活動に関連して、男女双方に対して職業教育および技術教育を与えることを保障する。
	79条	教育は公德心、多文化対話および道徳・倫理価値を形成するものである。これら価値はジェンダー平等、非暴力、人権保護を含むもので、また男女の役割を固定化しないものである。
セクションⅤ：スポーツとレクリエーション	104条	全ての人々はスポーツ、文化およびレクリエーションの権利を有する。国家はジェンダー、言語、宗教、政治的思考、居住地、社会的・文化的所属における区別なく、スポーツへのアクセスを保障するものである。
第2部：国家の機能構造と組織		
タイトルⅠ：立法府		
第1章：多民族議会における構成と権限	147条第Ⅰ項	国会議員の選出においては男女の等しい参画を保障する。
タイトルⅡ：行政府		
第1章：行政府の構成と権限 セクションⅡ：大統領府と副大統領府	172条22	内閣に関しては、多民族国家の特徴とジェンダー平等に配慮して、閣僚を指名する。
タイトルⅣ：選挙管理機関		
第2章：政治的代表	210条Ⅱ項	政党や市民組織の指導者や代表者選定は、多民族選挙機関 Órgano Electoral Plurinacional による監督を受け、これは男女の平等な参画を保障するものである。
第3部：国家の地方組織と構造		
タイトルⅠ：国家の地方組織		
第1章：一般条項	270条	地方分権の下にある地方自治体や独立行政組織は、一体性、意思、団結、平等、共有財、自治政府、補完性、互惠、ジェンダー平等・・・（中略）・・・の原理を有するものである。
第2章：県の自治	278条Ⅱ項	住民、地域、文化・言語的アイデンティティー、ジェンダーの数の平等およびジェンダー間での交代制等に配慮しつつ、県議会選挙のための一般規定を法により定めることとする。
第8章：権限の配分	300条Ⅰ項	（30号）子ども、青少年少女、女性、老人、障害者のためのプロジェクトおよび政策の推進と発展は、県自治政府が有する管轄地域の絶対的権限である。
	302条Ⅰ項	（39号）子ども、青少年少女、女性、老人、障害者のためのプロジェクトおよび政策の推進と発展は、市自治政府が有する管轄地域の絶対的権限である。
第9章：土地と国土	395条	国有地は、その環境および地形に配慮した上で、住民の社会文化経済的ニーズに対応する国家政策に従って、土地を所有していないもしくは十分には所有していない農村先住民、多文化コミュニティ、アフリカ系ボリビア人、農村部コミュニティに提供されるものとする。土地の提供は持続的な農村開発政策と女性に土地へのアクセス・配分・再配分を行う政策に従って実施され、社会的身分等によって差別されないものとする。
	402条	国家は以下の義務を有する （2号）土地へのアクセス、その所有および相続において、女性に対するあらゆる形態の差別を根絶するための政策を促進する義務を国家は有する。

(出典) “República de Bolivia Asamblea Constituyente Honorable Congreso nacional, Constitución Política del Estado, Texto Aprobado en el Referéndum Constituyente de enero de 2009 Versión oficial”

ジェンダー平等および女性の保護に関する法律と実施上の問題点

2009 年新憲法の公布後、2010 年には「法律 045：人種的偏見およびあらゆる形態の差別に対する法律（Ley N° 045:Ley contra el Racismo y Toda Forma de Discriminación）」、2012 年に「法律 341：社会参加とコントロール法（Ley N° 341:Ley de Participación y Control Social）」、2013 年に「法律 348：暴力から解放された生活を女性に保障するための総合的法律（Ley N° 348:Ley Integral para Garantizar a las Mujeres una Vida Libre de Violencia）」などジェンダー平等、女性の社会参加、（特に女性に対する嫌がらせや暴力に対する）女性の保護に係る主要法律が数多く発効され、ジェンダーに係る法整備は大きく進んできている。

他方、2009 年新憲法公布前にもジェンダー平等や女性の保護に関連する法律は数多く発効されてきていたにもかかわらず、女性を取巻く環境が改善されなかったことはこれまで批判の対象となってきた。この背景には、ジェンダー関連政策の実施を求めるこれまでの各種努力が制度的な強化にまでなかなか結びついていないとの指摘がある。つまり行政の低い管理能力、繰り返される政権交代、職員の交代、頻繁な組織の変更等が国家の能力を弱体化してきたということである²⁸。また、法の執行に関してその目的達成度が低いのは、前述の実施当局の能力に加え、実施や促進に必要な制度自体の欠如、不十分な予算配分、署名された国際条約や議定書を監視する制度メカニズムの欠如、関連国内法や国際協定・議定書に関する情報や知識の欠如との批判²⁹もあり、これは「ジェンダー国家計画」においても指摘されていた事項であった。2009 年新憲法公布後、とりわけ法律面での枠組み作りは大きく進んでいることから、今後は上記問題点を解決し、「ジェンダー国家計画」に示した政策内容の実施を適切に進めていくことが更に一層ボリビア政府に求められることとなる。

2.2.4 国際条約の批准と実施状況

ボリビアが批准した国際条約のリストを表 2-7 に示す。この中でも特に重要であるのは、1979 年 12 月 18 日に国連総会決議 34/80 にて採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convención para la Eliminación de Todas las Formas de Discriminación Contra la Mujer: CEDAW）」である。ボリビアは国連総会での承認から約 10 年経て 1989 年 9 月 15 日に法律 1000 にてようやくこれを国会にて承認しているが、その後は同協定の遵守に努め、2013 年 5 月に CEDAW 第 5 回および 6 回報告書を提出したばかりである。また同様に米州地域での条約についても次表 2-8 に示す様に批准している。

表2-7：ボリビアが批准した国連規定（主なもの）

規定	日付	ボリビアにおける 国会承認
宣言		
世界人権宣言	1948年	

²⁸ Fara & Sánchez (2008). “*Bolivia Perfil de Género*,” pp.20-21.

²⁹ Fara & Sánchez (2008). “*Bolivia Perfil de Género*,” p.48.

Declaración Universal de Derechos Humanos	12月10日	
女性に対する差別撤廃宣言 Declaración sobre la Eliminación de la Discriminación contra la Mujer	1967年 11月7日	
非常時および戦時における女性および子どもの保護に関する宣言 Declaración sobre la Protección de la Mujer y el Niño en Estados de Emergencia o Conflicto Armado	1974年 12月14日	
女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 Declaración sobre la Eliminación de la Violencia contra la Mujer	1993年 12月20日	
条約		
女性の政治的権利についての条約 Convención sobre los Derechos Políticos de la Mujer	1952年 12月20日	法律2117 (2000年9月11日)
既婚女性の国籍についての条約 Convención sobre la Nacionalidad de la Mujer Casada	1957年 1月29日	法律2010 (1999年9月17日)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 Convención Sobre la Eliminación de Todas las Formas de Discriminación contra la Mujer – CEDAW	1979年 12月18日	法律1100 (1989年9月15日)
CEDAWの任意議定書 Protocolo Facultativo de la CEDAW	1999年 10月6日	法律2013 (2000年6月20日)
協定		
経済・社会・文化的権利の国際協定 Pacto Internacional de los Derechos Económicos, Sociales y Culturales	1966年 12月16日	法律2119 (2000年9月11日)
公民権および政治的権利についての国際協定 Pacto Internacional de Derechos Civiles y Políticos	1966年 12月16日	法律2119 (2000年9月11日)
公民権および政治的権利についての国際協定の任意議定書 Protocolo Facultativo de Pacto Internacional de Derechos Civiles y Políticos	1966年 12月16日	法律2119 (2000年9月11日)
ILO条約		
産前産後に於ける婦人使用に関する条約（第3号） Nº 3 Relativo al Empleo de las Mujeres antes y después del Parto	1919年 10月29日	
夜間に於ける婦人使用に関する条約（第4号） Nº 4 Relativo al Trabajo Nocturno de las Mujeres	1919年 10月29日	
夜間に於ける婦人使用に関する条約（1934年改正）（第41号） Nº 41 Sobre el trabajo nocturno de las mujeres	1934年 6月4日	
すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（第45号） Nº 45 Relativo al Empleo de las Mujeres en los Trabajos Subterráneos de Toda Clase de Minas.	1935年 6月4日	
結社の自由および団結権の保護に関する条約（第87号） Nº 87 Sobre Libertad Sindical y Protección del Derecho de Sindicalización	1948年 7月9日	法律194 (1962年11月15日)
工業に使用される婦人の夜業に関する条約（1948年改正） Nº 89 Relativo al Trabajo Nocturno de las Mujeres Empleadas en la Industria.	1948年 6月17日	
団結権および団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第98号） Nº 98 Sobre el Derecho de Sindicalización y Negociación Colectiva	1949年 7月1日	政令No.7737 (1966年7月28日)
同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第100号） Nº 100 Sobre Igualdad de Remuneración	1951年 6月6日	政令No.7737 (1966年7月28日)
母性保護に関する条約（1952年改正） Nº 103 Relativo a la Protección de la Maternidad	1952年 6月4日	
強制労働の廃止に関する条約（第105号） Nº 105 Sobre la Abolición del Trabajo Forzoso	1957年 6月25日	法律1119 (1989年11月1日)
雇用および職業についての差別待遇に関する条約（第111号） Nº 111 Sobre Discriminación en Materia de Empleo y Ocupación	1958年 6月4日	政令No.14228 (1976年12月23日)

		法律2120 (2000年9月11日)
雇用政策に関する条約 (第122号) Nº 122 Sobre la Política de Empleo	1964年 6月17日	法律2120 (2000年9月11日)
1人の労働者が運搬することを許される荷物の最大重量に関する条約 (第127号) Nº 127 Sobre el Peso Máximo	1967年 6月7日	
ベンゼンから生ずる中毒の危害に対する保護に関する条約 (第136号) Nº 136 Sobre el Benceno	1970年 6月2日	法律2120 (2000年9月11日)
家族的責任を有する男女労働者の機会および待遇の均等に関する条約 (第156号) Nº 156 Sobre los Trabajadores con Responsabilidades Familiares	1981年 6月3日	
独立国における原住民および種族民に関する条約 (第169号) Nº 169 Sobre Pueblos Indígenas y Tribales	1989年 6月7日	法律1257 (1991年7月11日)
夜業に関する条約 (第171号) Nº 171 Sobre el Trabajo Nocturno	1990年 6月6日	
1952年の母性保護条約 (改正) に関する改正条約 (第183号) Nº 183 Sobre la Protección de la Maternidad	2000年 5月30日	

表2-8：ボリビアが批准した米州規則（主なもの）

規定	日付	ボリビアにおける 国会承認
人権についての米州協定「コスタ・リカ国サン・ホセ協定」 Convención Interamericana sobre Derechos Humanos, Pacto de San José de Costa Rica.	1969年 11月22日	法律1430 (1993年10月11日)
女性に対する暴力の予防と根絶のための米州協定「パラ州ベレン協定」 Convención Interamericana para Prevenir, Sancionar y Erradicar la Violencia contra la Mujer, “Convención de Belem do Pará”.	1994年 6月9日	法律1599 (1994年10月18日)
女性への政治的権利の容認についての米州協定 Convención Interamericana Sobre Concesión de los Derechos Políticos a la Mujer.	1980年 3月10日	法律2011 (1999年9月17日)
女性への公民権の容認についての米州協定 Convención Interamericana Sobre Concesión de los Derechos Civiles a la Mujer.	1948年 4月2日	法律2012 (1999年9月17日)

2.2.5 行政組織

ボリビア政府では、ナショナル・マシナリーである「法務省機会平等次官室」（詳細は「2.3 ナショナル・マシナリー」を参照）がジェンダー関連政策の策定や関連機関に対するその実施の監督などを行っている。

また、ジェンダー平等と機会の平等の視点を取り入れた 2010 年発効の「法律 031：自治と地方分権枠組み“アンドレス・イバニェス”法 (Ley Marco de Autonomías y Descentralización “Andrés Ibáñez)”」に基づく地方分権化政策の下、各県および市に設置されたジェンダー担当部署は各々の地方自治体レベルでの活動を実施している。同法は、地方自治体における直接選挙、行政・社会・経済・文化・財務・技術等に係る県および市の政策 (Plan de Desarrollo Económico y Social del Departamento、Plan de Desarrollo Municipal) を策定・実施する権限の付与等、広範な自治権を規定（第 93 条）しており、予算に関しても中央政府からの炭

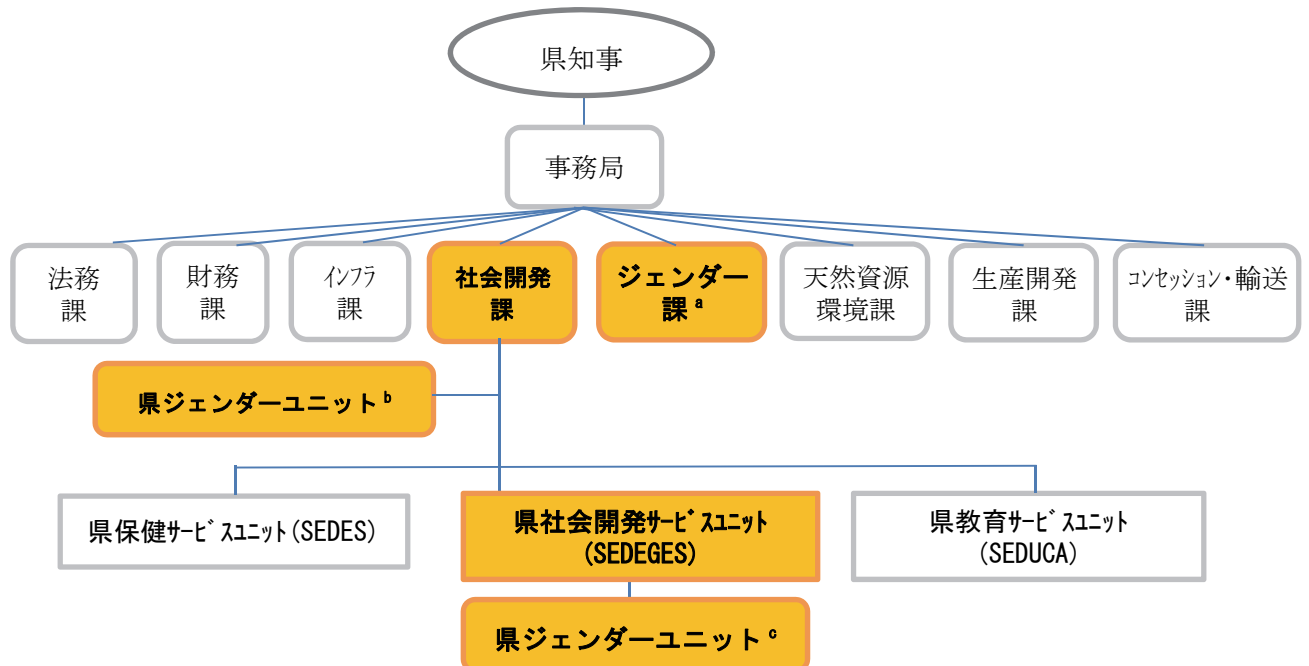
化水素関連税の交付金の他に、天然資源開発の許可料³⁰、地方税、資産売却、国内外からの借款、など独自財源を認めている（第 104 条および 105 条）ものである。

県レベル

ボリビアが実施している地方分権化政策に従い、各県政府内にもジェンダー担当部署が設立されている。現在の制度的枠組みでは、旧来の「県ジェンダーユニット（Unidad Departamental de Género）」から格上げされた「ジェンダー局（Dirección de Género）」が設置され、これが前述の法務省内担当部署と協力して、ジェンダーに焦点を当てた県レベルでの政策、プログラムおよびプロジェクトの提案、調整、実施を行なうこととなっている。

県における組織図は下図 2-1 のように示される。各県ごとの組織改革の進展の違いもあり、ジェンダー部門の設置に関しては実際の組織構成は全 9 県で同じとはなっていないのが現状である³¹。実際には各県独自の規定により、「県ジェンダーユニット」を局に格上げせず、「社会開発局（Dirección de Desarrollo Social）」や「県社会開発サービス（Servicio Departamental de Gestión Social）」の下部に置いたりしているケースがあるなど、制度の浸透が一様でない状態となっている。

図 2-1：県政府組織図



a:Tarija、Chuquisaca、Cochabamba、Santa Cruz 各県、b:Oruro、Potosí、Pando、Beni 各県、c:La Paz 各県
(出典) 「ジェンダー国家計画」 p.39 より作成

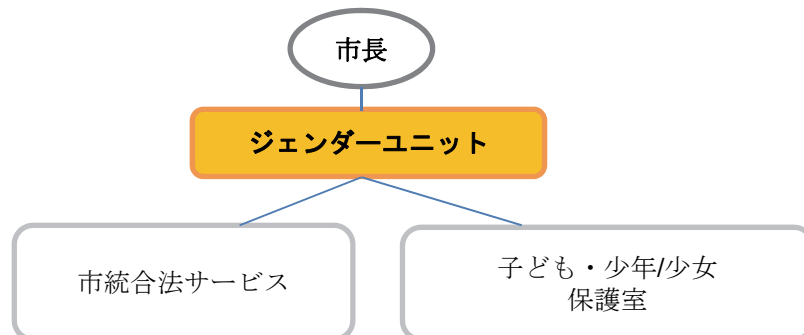
³⁰ 県の場合のみで、市には認められていない（法律 031、第 105 条）。

³¹ Plan Nacional para Igualdad de Oportunidades “Mujeres Construyendo la Nueva Bolivia para Vivir Bien,” p.39.

市レベル

各市では女性の権利やその保護に対応するため「ジェンダーユニット (Unidad de Género)」を設置し、その傘下に「市統合法サービス SLIM」および「子ども・少年/少女保護室 (Defensoría de la Niñez y Adolescencia)」を設置し、前者が家族・女性・老人を対象に、後者が子ども・少年/少女の問題を対象に人権問題、特に最近ではさらに社会問題化する家庭内暴力への支援を行っている。

図 2-2 : 市組織図 (関連部分抜粋)



(出典) 「ジェンダー国家計画」 p.42 より作成

上記支援を行うことを規定した各種法律に基づき、女性の人権尊重・保護への活動は漸進的に進められている状況にある。課題としては、これをいかに地方レベルで実践し、支援サービスを面的かつ質的に拡大していくかであろう。県の開発政策におけるジェンダー関連活動の相対的優先順位の問題、地方自治体における予算制約などもあり、ジェンダー関連法で求められているような十分な対応ができていないことも事実として指摘されている³²。

地方自治体行政において、ジェンダーの視点を十分に考慮した地方政府計画やプログラムおよびその予算化をめざし、ドナー支援³³を受けて努力している市などもある一方、市における予算・人員の問題から、部署の開設がなされない、もしくは遅れる、人員配置が十分になされない（例：「SLIM」と「子ども・少年少女保護室」を兼轄、少人数での対応）、活動内容の制約（相談者からの聞き取りと一時的な手続き・助言のみで終わり、継続的なフォローアップができない）等の問題に直面している自治体も存在する³⁴。

³² Coordinadora de la Mujer からの聞き取り（2013 年 10 月 24 日）。

³³ UN Women による自治省 (Ministerio de Autonomía) を通じた技術支援の一部。ジェンダー・レスポンス・予算 (GRB) イニシアティブの下、ジェンダーの平等と女性の権利の充足の進展に資する地方政府計画・プログラム・予算化を促進するため、各セクターや地方政府の政策におけるジェンダーの課題への対応のため必要とされる介入についての特定・検討などを行う。<http://www.gender-budgets.org/>（2013 年 12 月 22 日アクセス）³⁴ ボトシ県トゥピサ市 SLIM での聞き取り（2013 年 10 月 30 日）。

2.3 ナショナル・マシナリー

概要
● 1993 年以降、政権交代に伴う組織変更を経て、2010 年以降は法務省機会平等次官室にある「ジェンダーおよび世代に基づくあらゆる形態の暴力予防・削減のための局（ジェンダー局）」がナショナル・マシナリーとなっている。 ● ジェンダー局は、ジェンダー主流化に向け、「ジェンダー国家計画」（2008-2020）の実施調整・監督の責任を有し、法務省傘下の組織として特に「女性への暴力根絶」と「制度強化」に注力中である。他方、ジェンダーがセクター横断的な課題であるがゆえに国内関係機関・組織の間を調整するための負担が大きく、現実には予算・人員の制約下にあるのが実情である。

2.3.1 設立背景

1993 年に「ジェンダー問題副局（Subsecretaria de Asuntos de Género : SAG）」がジェンダー平等に向けた国家政策の実施のため、旧「人間開発省（Ministerio de Desarrollo Humano）」内に設立されて以来、現在まで数回の組織変更を経ている。現在は「法務省（Ministerio de Justicia）」内の「機会平等次官室（Viceministerio de Igualdad de Oportunidades）」下に「ジェンダーおよび世代に基づくあらゆる形態の暴力予防・削減のための局（Dirección General de Prevención y Eliminación de Toda Forma de Violencia en Razón de Género y Generacional、以下「ジェンダー局」）」が設置されている。

従来ナショナル・マシナリーは当時の開発関連省庁内部に設置されていたが、2006 年の「行政組織法（Ley N° 3351:Ley de Organización del Poder Ejecutivo:LOPE）」にて、法務省が「ジェンダーおよび世代間の政策策定と調整を実施する（第 4 条 e 項）」と規定されて以降は、法務省内部に設置されるようになっている。また、エボ・モラレス政権発足（2006 年）以降は担当組織名に「女性（la Mujer）」の冠をつけていないが、これは「従来社会的に差別を受けてきた女性の権利回復、保護と支援は必要であるが、これは男女の機会平等を通じたものであるべき（女性のみを支援対象としそこに男性の理解・参加を伴ったものでなければ、女性を取巻く環境は改善しない）」という同政権の政策方針を反映してのものである³⁵。

2.3.2 組織

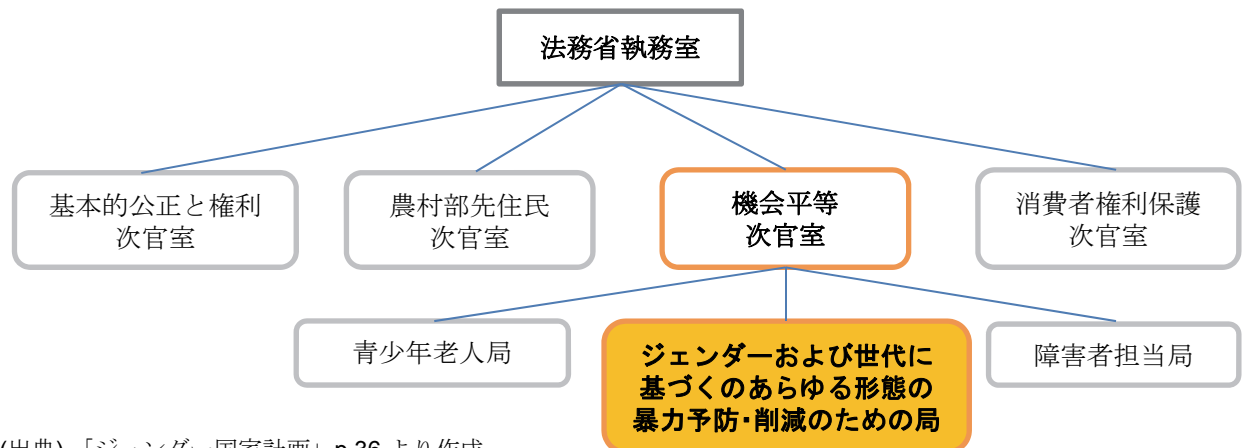
「機会平等次官室」は、法務省内の 4 つの次官室の一つであり、その組織図は次の通りである³⁶。「機会平等次官室」は職員 19 人、うち「ジェンダー局」は社会問題やジェンダー専門家 6 人から構成される。2013 年の予算規模はジェンダー局で Bs35,000（約 US 5,072 : US\$1=Bs6.9 にて換算（2013 年 11 月 4 日）、注：人件費、光熱費など経常支出を除く事業

³⁵ 法務省機会平等次官室ジェンダー局聞取り（2013 年 11 月 4 日）。

³⁶ 法務省 http://www.justicia.gob.bo/images/stories/pdf/organigrama_MJ_2013.pdf（2013 年 11 月 10 日アクセス）

費としての額) 程度である。

図 2-3 : 法務省組織図 (関連部分抜粋)



(出典) 「ジェンダー国家計画」 p.36 より作成

そしてその職務は「政令第28631 (2006年3月8日): 行政組織法細則 (Decreto Supremo N° 28631 (08/03/2006), decreto reglamentario de la LOPE)」にて下記の様に規定されている。

- 男女、および物理的、経済的、生産的、社会的、政治的および文化的な能力に不具合のある人々の間で、機会の均等をもってジェンダーおよび世代間の平等を促進する政策、規則および計画の策定、実施、指導、調整および監視を行う
- 平等、ジェンダー、障害のある人々や弱者に関連する計画やプログラムの実施と達成を評価する
- ジェンダー、世代間、機会の平等の視点を、国家権力を伴った活動や市民社会の活動と結びつけつつ、セクター政策や公共事業管理において横断的なものにする
- 女性、子ども、青少年、老人、障害のある人々、弱者の権利を保護し、促進する国家政策を策定し、実施する
- 女性に対する暴力、家庭内暴力および性的暴力の予防、配慮、回復および処罰の枠組みにおいて保護のメカニズムを強化するための規則や教材を作成する
- 女性、子ども、青少年、老人、障害のある人々、弱者を制度的に保護し、これらに対して罰則を与えるメカニズムを強化するための政策、規則および教材を作成する
- ジェンダー、世代間および障害のある人々の問題に係る国際的な法律や合意の履行を監視する

2.3.3 主な活動

現在は、多くのセクターにまたがるジェンダーの課題に関して、2008年の「ジェンダー国家計画」の実施の調整・監督を実施している。具体的には関係省庁と同「ジェンダー国家計画」の実施の評価と次年度の計画策定支援を行っているが、予算上の理由もあり定期的な会合などまでは設けられていない。

法務省は現在特に「女性への暴力の根絶」に力を注いでいるところである。これは2013年に発行された「法律348:暴力から解放された生活を女性に保障するための総合的法律(Ley Nº 348:Ley Integral para Garantizar a las Mujeres una Vida Libre de Violencia)」の実施促進であり、「ジェンダー国家計画」の6つの軸の内の一つ「ジェンダーに基づく暴力」に対応するものである。同軸の下「ジェンダーに基づく女性に対する暴力の根絶に貢献する」ことを政策として掲げており、法務省は同政策の主担当省庁となっている。

この女性への暴力の問題は以前から存在していたジェンダー課題の内の一つであるが、2009年新憲法の第15条にて、「全ての人々は物理的、精神的かつ性的権利および生存権を有している・・・(略)。」と明記されていること、また前述の「法律348:暴力から解放された生活を女性に保障するための総合的法律」の成立により、現政権が女性への暴力の根絶に大きく力を入れる姿勢を示していることから、近年特にクローズアップされてきている。ボリビア国内においてこうした女性への暴力に反対の意思を示す世論が高まり、女性支援団体による示威行動(街頭行進等)がマスメディアでも大きく取り扱われていることも法務省が対策に優先順位を置いている背景となっていると思われる。

上記目的のため、2013年からはIDBの支援で「ジェンダーに基づく暴力の予防、ケア、制裁および根絶のための統合システム(Sistema Integral Plurinacional de Prevención, Atención, Sanción y Erradicación de la Violencia en razón de Género:SIPPASE-VRG)プロジェクト」(3年間で937千米ドル)を実施中である。これは従来暴力問題に対し個別に対応していた関係省庁の組織・部局を関連付け「暴力の一元的登録(Registro Único de Violencia Intrafamiliar: RUVI)」システムを中心に再組織化しより効率的な法的対応を目指すものである³⁷。

また、法務省はナショナル・マシンアリーとして幅広いセクターに渡って多くの関係省庁が関与することになるジェンダー関連事業の調整を行う責任を有しているため、その任を果たすための実施能力強化にも注力している。これは「ジェンダー国家計画」の6つの軸の内の一つである「制度強化」に対応するものである。

³⁷ IDB, <http://www.iadb.org/mobile/projects/project.cfm?id=BO-T1193&lang=es> (2013年11月1日アクセス)

2.4 ジェンダーにおけるドナー協調

概要
● 2000年代に入り国際援助機関（ドナー）は、援助協調の機運に伴いジェンダー主流化への支援を行うドナー会合として「ジェンダー・テーブル」を結成し、積極的な活動を行った。しかし、近年は国内外の支援環境の変化からこうした動きは縮小傾向にある。 ● UN Women カナダ、オランダ等がナショナル・マシナリーへの直接支援含む積極的なジェンダー主流化支援活動を継続中である。その他ドナーは各セクターでの開発課題への対応を通じたジェンダー支援を実施している。

2.4.1 援助協調の機運と衰退

2000年の貧困削減戦略書（PRSP）発表とその実施以降は、ボリビア政府とドナー側との協調の下、対ボリビア支援を実施していく雰囲気が強まった時期であった。2007年には「ボリビアの発展のためのグループ（Grupo de Socios para el Desarrollo de Bolivia:GruS）」がドナーにより形成される。ジェンダーに関しては「援助関係者間ジェンダー委員会（Comité Interagencial de Género）」が形成され、2007年時点では30以上のドナーがそのメンバーリストに名を連ね、UN Women やその他ドナーの拠出による「ジェンダー平等基金（Fondo para la Igualdad de Género:FIG）」を通じてジェンダー関連プロジェクトを実施していた。しかし現在では GruS の課題別会合である「ジェンダー・テーブル（GruS-Mesa de Género）」に UN Women、カナダ、デンマーク等いくつかのジェンダー関連の主要ドナーが参加し月一回程度の意見交換会を実施している状況である。個別セクター（農業、保健 etc.）での活動を中心に行っているドナーはそれら個別セクターのドナー会合での活動が主となり、「ジェンダー」のドナーグループとしてボリビア政府への政策提言や活動を行うことはあまり行われていない状況にある。

従来から女性支援に積極的であったオランダ（後述する「解放基金（Fondo de Emancipación）」には出資中）、スウェーデン、ノルウェーの支援終了やスペインの援助縮小は、背景にはボリビアの安定的な経済成長と近年の欧州経済危機による支援規模縮小の影響が大きいとされる。デンマークはラ米地域での支援を縮小したが、ボリビアは例外的に 2014-2018 年プログラム（生産セクター、環境、ガバナンス）を基に支援を継続する姿勢を示している。また、米国 USAID との関係では、現エボ・モラレス政権はその成立以降、米国支援依存を減らしていく姿勢であったが、2012年に新規援助受け入れの停止、ついに 2013年には実施中案件を中止かつ USAID「追放」の実施に至った。背景には USAID 支援の 3~4割しかボリビアの政府関係省庁予算に計上されず、残りは NGO などに直接拠出されていたため、「省庁を通じないプロジェクトを介して、現政権に対し反政権工作をしている」と政権側に判断されたことがある。

2.4.2 ジェンダーに関する現在の主な活動状況

過去 UNDP、UNFPA、UNICEF、UN Women 等がナショナル・マシンナリーを通じた支援を行ってきた。現在は他のドナーがジェンダーだけでなく開発援助活動自体の縮小傾向にある中、現在のボリビアにおけるジェンダー主流化におけるドナー側活動の中心は UN Women とカナダ（ジェンダー専門家を CIDA ボリビア事務所に配置）となっている。UN Women は現在ボリビアの「ジェンダー国家計画」と UN Women の中期計画「UNDAF 2013-2017」に従い、下記プログラムをボリビア政府と実施中である。

表 2-9：ボリビアにおける UN Women の活動内容	
UNDAF 2013-2017 の柱	実施プログラム
参加とリーダーシップ	平和の下での変化促進プログラム
	先住民女性プログラム
経済的エンパワーメント	極貧女性に対する生産的財産および公民権プログラム
暴力	キャンペーン「女性に対する暴力に終止符を打つために団結しよう」
ジェンダーに係る持続的予算と計画	ジェンダーに配慮した計画と予算プログラム
関係機関との協調	ドナー会合への参加

(出典) UN Women, <http://www.nu.org.bo/agencia/onu-mujeres/> (2013 年 10 月 25 日アクセス)

カナダはオランダと共同出資し、OXFAM と HIVOS による実施監理を行っている「解放基金」を通じて、「政治参加の権利」、「性と生殖の権利（セクシャル/リプロダクティブ・ライツ）」、「暴力からの自由の権利」および「経済的権利」の軸の下、2010 - 2016 年の期間に計 76 の小規模プロジェクトを実施しているが、これはオタワ本部にあるジェンダー課の意向をくみ、いずれもジェンダー主流化の視点を取り込んだものである。

表 2-10：ボリビアにおけるカナダ/オランダの活動内容	
「解放基金」2010 - 2016 の柱	実施プロジェクト (2013 年 11 月時点で、実施中の案件)
政治参加の権利	「人権保護のための新リーダープロジェクト」、他 6 件 http://www.conexion.org.bo/proyectos/derechos_politicos (2013 年 11 月 28 日アクセス)
暴力からの自由の権利	「女性のための経済的平等のための公共政策と規範プロジェクト」、他 6 件 http://www.conexion.org.bo/proyectos/derechos_economicos (2013 年 11 月 28 日アクセス)
性的権利/出産の権利	「性的権利/出産の権利の価値と実践プロジェクト」、他 6 件 http://www.conexion.org.bo/proyectos/derechos_sexuales (2013 年 11 月 28 日アクセス)
経済権利	「労働におけるジェンダーの力関係の変革プロジェクト」、他 6 件 http://www.conexion.org.bo/proyectos/derechos_vidalibre_violencia , (2013 年 11 月 28 日アクセス)

(出典) 「解放基金」 <http://www.conexion.org.bo/> (2013 年 11 月 6 日アクセス)

また、IDB が 2013 から 3 年間の予定で SIPPASE プロジェクトを法務省と共に実施中である（「2.3 ナショナル・マシンナリー」参照）他、その他ドナーの活動ではデンマーク、カナダ等がセクターごとのプロジェクトを通じて女性の支援を実施している。特にデンマークは各セクター支援における横断的な視点として、「女性の意思決定への参加の促進を通じた人権の尊重を伴う社会開発」をうたっている。

またジェンダーと特に関係が深い保健セクターの支援においては、JICA、イタリア、カナダ等が母子保健の分野で継続的な支援を実施しており、現在もこれを継続中である。UNFPAもボリビア政府と5か年プログラム（2013）を締結し、「家族計画」等において保健分野での協力を実施中である³⁸（ジェンダーに関する主な援助事業は「6. 国際機関・その他機関のジェンダー関連援助事業」を参照）。

³⁸ UNFPA Bolivia, <http://bolivia.unfpa.org/programa>（2013年12月24日アクセス）

2.5 民間組織による活動

概要
● ドナーの支援を受けつつ、「女性支援団体統括組織」(Coordinadora de la Mujer) が、国内の女性支援グループの調整、女性のエンパワメント、政治的発信などに関する活動を長年にわたり実施してきた。 ● 「女性支援団体統括組織」が運営する監視組織 (Observatorio de Género) はジェンダー関連の法律の遵守状況、政策の実施状況、判決内容等を監視し、継続的な情報発信を実施している。

2.5.1 民間団体と代表組織

ジェンダーに関する活動は多くの関連セクターにまたがり、現在ボリビアでは数多くの団体・NGO が活動していると推測される。こうした団体・NGO の活動は長い歴史があるが、特にボリビア経済が1980年代以降累積債務危機に直面した時期に政府が経済構造調整を実施し、社会公共政策が大きく削減された時期にこれを補完する形で NGO が大きく成長・拡大してきた背景がある。

本セクションでは国内女性支援団体(全国9県に支部を有する11組織)・女性支援 NGO (26組織) を統括調整し、これら各セクターにおける女性支援組織を通じて、女性のエンパワメント、ジェンダー関連政策の策定・提言・監視を1984年以来行っている Coordinadora de la Mujer について記載する。その政策軸は下記 2-11 表に示すの9つの軸であり、7つの主活動を通じてこれを実施している。

表 2-11 : Coordinadora de la Mujer の政策軸とその活動分野	
軸	活動
● 民主主義と政治参加 ● 世帯における責任の再認識と民主化 ● 女性の市民権と人権 ● 地方開発とジェンダー平等 ● 通常の正義と先住民・農民の正義 ● 性的暴力 ● 性的・出産の権利 ● 土地の登記、相続、所有 ● 女性の移民	● 様々な女性団体との文化間対話プロセスを通じた知の構築のための相互理解 ● 調査 ● 女性の立場からの政治アジェンダ作成 ● 女性組織の連帯・強化、エンパワメント、女性リーダーの可視化 ● その他の社会運動/アクターとの連帯 ● 国家と法制度における女性に関する課題において主張を行うための政治的影響力の行使 ● 制度強化

(出典) Coordinadora de la Mujer

<http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/web/index.php/qsomos/mostrar/id/1> より作成

2.5.2 監視活動

Coordinadora de la Mujer は、UN Women、ASDI 等の支援により、Observatorio de Género (<http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/observatorio/>) を運営している。ここでは6つの視点(女性への暴力と司法へのアクセス、政策決定への参加、女性の土地へのアクセス、

ジェンダーと移民、農村先住民の正義、マスメディア) からジェンダー関連の法律の遵守状況、政策の実施状況、判決内容等を監視し、継続的な情報発信を行っている。

3. 主要セクターにおけるジェンダー状況

3.1 教育分野

概要
● 教育分野は「ジェンダー国家計画」の6つの重点分野（経済/生産/労働、教育、保健、ジェンダーに基づく暴力、市民と政治参加、公共制度）のひとつであり、教育省はジェンダー担当部署を設け、「新教育法（2010）」の下でジェンダー主流化を促進中。 ● 過去の政策的努力により女子教育における純就学率（6-19歳の女子：83.45%、2012年）、識字率（15歳以上人口の女子：92.58%、2012年）と大きく改善し、男女差は縮小傾向にある。 ● 他方、女子教育における識字率のように都市と農村の格差（2011年の非識字率はそれぞれ6.08%、25.74%）が依然存在する。また女性の就学を妨げる社会経済的要因（思春期の妊娠・出産、男性優位的思想等）への対応も依然として課題である。

3.1.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み

2009年新憲法は教育におけるジェンダー格差に関し、その第78条IV項において「国家は生活、労働および生産活動と関連して男女双方に対し、職業教育および技術教育を保障する」と男女間に差別のない教育について述べている。また第79条において「教育は公德心、多文化対話、道徳倫理的価値を育み、これら価値はジェンダー平等、役割の非差別化、非暴力、人権保護を含むものである」とジェンダー平等を示し、男女の役割の固定化解消、暴力の禁止と人権の保護を教育において強めていくべき倫理的価値として示した。

2020年における目標達成に向け現在実施中である「ジェンダー国家計画」でもその6つの軸の一つに教育を据えている。その中の4つの政策は下表3-1のように2009年新憲法における各条項と各々合致したものとなっている。

表3-1：「ジェンダー国家計画」の教育軸・政策と2009年新憲法の対応表		
軸	政策	2009年新憲法における対応部分
教育	女性の非識字の根絶	第84条 国家および社会は国民の文化や言語の現状に即したプログラムを通じて、非識字を根絶する義務を有している。
	女の子、少女のフォーマル教育および代替教育システムへのアクセスと就学継続の機会の向上	第82条 国家は全ての市民に平等な条件にて教育へのアクセスと就学継続を保障する。
	全ての領域において女性の訓練、専門能力強化への機会を開放	第334条 セクター政策枠組みにおいて、国家は以下を保護・促進する。 1. 連帯互助組織としての農民経済組織、都市小規模生産組織/組合。経済政策は技術訓練や技術、信用、市場開放生産プロセスの改善へのアクセスを促進するものとする。
	教育革命におけるジェンダーの視点の導入	第79条 教育は公德心、多文化対話および道徳倫理価値を形成する。これら価値はジェンダー平等、役割の非差別化、非暴力、人権保護を含むものである。

(出典) 「ジェンダー国家計画」より作成

1994年に公布された 法律第1565「教育改革法（Ley de Reforma Educativa）」は、これまであまり教育の恩恵を受けなかった人々に制度的かつ参加型の教育システムを提供するものであった。この教育改革法は人的資源の永続的な形成と強化の保障、教育の質の改善、コミュニティのニーズに合致しながらの教育普及の拡大、教育システムに生徒が継続的に参加できる環境の形成を目的とし、そこでは男女の権利の平等を基本理念として明確に示しているものである。上記教育改革法とその実施プログラム（Programa de Reforma Educativa : PRE 1994）を進める中では、4つの横断的なテーマ（人権をテーマとして含む民主主義のための教育、ジェンダー平等のための教育、健康と性の教育、環境教育）が規定されており、ジェンダー主流化を意識したものであった。

しかしながら、上記試みにもかかわらず、PRE 1994は「学校教育における植民地モデルの克服ができず、国家教育システムは先住民の世界観、思考、機会の平等を考慮できていなかった」と現エボ・モラレス政権開始後に批判されることとなり、その後2010年に新教育法「法律070 教育法 “アベリノ・シニャニ、エリサルド・ペレス”(No. 070 Ley de la Educación “Avelino Siñani, Elizardo Pérez) 」が公布された。ここでは旧教育改革法に規定されていた「教育の権利の平等」から更に踏み込んで、教育原理の一つとして「教育は社会の倫理的原則として促進され、（中略）、それはジェンダーの平等の価値の下で行われる（第3条13項）」、また教育の目的の一つとして「ジェンダー平等に基づく脱家父長的社会を促進する（第4条6項）」と明記し、教育にジェンダーの視点をより強く盛り込んだ内容となっている。

現在教育省には、「計画局（Director General de Planificación）の傘下に「ジェンダー、世代間および社会チーム（Equipo de Genero, Generacional y Social）」が設置されている。2013年11月現在ではスタッフ21名が在籍し、2013年は実施予算としてバスケットファンド等による約3百万Bs（約43.5万米ドル、US\$1=6.9Bsにて換算）が予算化されている。現在「脱家父長化・脱植民地化（Despatriarcalización - Descolonización）」の下、計11のテーマに基づき活動中であるが、ジェンダーに関しては、「教育現場における暴力、虐待、越権の予防」、「教育現場における性」、「人権教育」を柱に活動を実施中である。

3.1.2 女子教育の現状

就学率

純就学率で見るとボリビアの就学率の向上は改善が著しく、2012年には女子の初等教育（6～14歳）純就学率は94.34%と過去20年間で12.24ポイント上昇し、男子の93.81%を上回るまでになった。また中等教育（15～19歳）純就学率の男女差は0.91（2012）と20

表 3-2 : 6-14 歳、15-19 歳人口の純就学率（全国）				
	全体	男性	女性	男女差
センサス 1992	72.32	74.65	69.95	4.70
6 - 14 歳	83.82	85.57	82.02	3.55
15 - 19 歳	46.20	49.30	43.15	6.15
センサス 2001	79.71	81.05	78.32	2.73
6 - 14 歳	91.41	91.99	90.82	1.17
15 - 19 歳	54.46	57.16	51.73	5.43
センサス 2012	83.54	83.63	83.45	0.17
6 - 14 歳	94.06	93.81	94.34	-0.53
15 - 19 歳	64.66	65.10	64.20	0.91

（出典）INE. “Censo Nacional de población y Vivienda 2012,” p.14

年前の 6.15 (1992) の 6 分の一以下に低下した一方、その純就学率は男女とも 60% 台半ばといまだ改善の余地は大きい。ここには現エボ・モラレス政権になり導入された「義務教育向け条件付給付金制度 (通称ファンシート・ピント・クーポン : Bono Juancito Pinto)」の影響が大きいと考えられる。

次に 2012 年の「6~19 歳人口の純就学率 (県別)」を見ると、男性の方が女性を大幅に上回るような県はない (Potosí 県の 2.18 ポイントが最大) 一方、女性の方が男性を上回る県が 4 県ありその内、パンド県は 4.25 ポイントと最大となっている。

表 3-3 : 6-19 歳人口の純就学率 (2012 年、県別)			
	男性	女性	男女差
全国	83.63	83.45	0.17
Chuquisaca	80.86	80.81	0.04
La Paz	86.32	85.43	0.89
Cochabamba	84.20	83.37	0.84
Oruro	85.58	84.85	0.72
Potosí	85.30	83.12	2.18
Tarja	80.00	82.11	-2.11
Santa Cruz	81.69	82.42	-0.73
Beni	81.74	83.28	-1.54
Pando	78.72	82.53	-4.25

(出典) INE. "Censo Nacional de población y Vivienda 2012," p.15

しかしながら、純就学率から一步踏み込んで「19 歳以上年齢人口の平均就学年数」を見ると都市部での男女差は小さいものの、都市農村部間での格差は男女とも依然大きく、特に農村部女性の平均就学年数は 4.64 年と都市部男女の半分以下の数字となっている。

表 3-4 : 19 歳以上年齢人口の平均就学年数 (2011 年)		
	都市部	農村部
男性	11.37	6.30
女性	10.13	4.64

(出典) INE. "Encuesta de Hogar 2011," p.10

また「19 歳以上年齢人口の到達学歴」に関しては学歴なしの女性が女性全体の 13.00% を占めていること、中等学校では男女差が 8% 程度あることが特徴である。女性の場合は若かった時代に教育を受けられなかった世代層の影響が大きいこと (後述の 65 歳以上人口の女性識字率が非常に低い) が影響していると考えられる。

表 3-5 : 19 歳以上年齢人口の到達学歴 (2011 年、%)		
	男性	女性
学歴なし	3.97	13.00
初等教育	32.09	33.13
中等教育	34.82	26.96
高等教育	28.65	26.61
その他	0.47	0.30

(出典) INE. "Encuesta de Hogar 2011," p.10

また、6~19 歳人口の男女別の登録率と出席率を都市農村別に男女比較した結果、都市部では男女差がほぼ存在しない一方、農村部女性の登録率と出席率は農村部男性より 5 ポイント程度低く、また都市部の女性と比べても 9 ポイント程度低い。特に

表 3-6 : 6~19 歳人口の男女別の登録率と出席率 (2011 年、%)		
	登録率	出席率
都市部		
男性	93.36	92.45
女性	92.87	92.20
農村部		
男性	88.39	87.96
女性	83.62	83.09

(出典) INE. "Encuesta de Hogar 2011," p.11

農村部女性の就学登録とその学習の継続が都市部の女性と比して困難な状況が理解される。

女性の就学とその継続を困難にしている原因に関して、UN Women の女性意識調査結果 (2 つまで回答可) は、「結婚・出産により学業継続が困難となる (80%)」、「教育費が高い (59%)」、

「家族が男の子の教育を優先する（39%）」、「教育の質が悪く、役に立たない（14%）」との回答を示している。ここでは学齢期の結婚・出産が女性の就学を妨げていることが明確に示されており、経済的理由や教育の質の問題に加えて、男の子の教育を優先してしまう家庭が多いことも明らかにされている。

3.1.3 識字教育の現状

識字率

これまでに行われてきた教育制度改革や各種プログラム、プロジェクトの実施により、識字率は継続的に向上しており、かつての大きな男女差も縮小傾向にある。「15

表 3-7 : 15 歳以上人口の識字率（全国）				
	合計 (%)	男性 (%)	女性 (%)	男女差
センサス 1992	79.99	88.16	72.31	15.85
センサス 2001	86.72	93.06	80.65	12.41
センサス 2012	94.98	97.49	92.58	4.94
20 年での変化	+14.99	+9.33	+20.27	-10.91

(出典) INE. “Censo Nacional de población y Vivienda 2012,” p.12

歳以上人口の男女別識字率（全国）」では、男女とも識字率向上が続き、特に女性の識字率向上が過去 20 年間で 20 ポイント以上の改善と著しい。このため男女差はいまだ 4.94 ポイント男性の方が女性を上回っているが、過去 20 年では 3 分の一に減少（1992 年:15.85 ポイント、2012 年:4.94 ポイント）している。

しかしながら識字率の向上は全国で格差が生じており、2012 年の「15 歳以上の男女識字率（県別）」を見ると、特にポトシ県(83.62%)とチュキサカ県(84.86%)の女性識字率が他県に比べて非常に低い。またその男女差の大きさで見てもその両県が上位を占めている。

表 3-8 : 15 歳以上人口の識字率（2012 年、県別）			
県	男性 (%)	女性 (%)	男女差
全体	97.49	92.54	4.94
Chuquisaca	93.35	84.86	8.49
La Paz	97.66	93.16	4.50
Cochabamba	97.58	91.39	6.19
Oruro	98.80	93.57	5.23
Potosí	95.08	83.62	11.46
Tarija	96.96	91.86	5.10
Santa Cruz	98.56	96.39	2.17
Beni	97.80	95.94	1.86
Pando	98.30	96.94	1.36

(出典) INE. “Censo Nacional de población y Vivienda 2012,” p.13

また、「年齢別識字率（全国）」で見ると、年齢層が低くなるに従い、識字率は男女とも高くなり、かつ男女差もほとんどなくなる傾向にある。2012 年の時点で青少年層（15－25 歳）では識字率はほぼ 100%近い値に達している。しかしながら 65 歳以上の女性は識字率が 65.29%と非常に低く、男性との差も 21.07%となっている。これを見る限りではこの世代の女性層が活発な働き手として労働市場への参入が拡大した時期、識字問題がかなりの数の女性層に制約を与え、女性の労働のインフォーマル化の一要因になっていたであろうことが推測される。

表 3-9 : 年齢別に見た識字率（2012 年、全国）			
	男性	女性	男女差
全体	97.49	92.54	4.98
15－18 歳	99.48	99.37	0.11
19－25 歳	99.44	99.04	0.40
26－44 歳	98.96	96.86	2.10
45－64 歳	96.29	86.92	9.36
65 歳以上	86.36	65.29	21.07

(出典) INE. “Censo Nacional de población y Vivienda 2012,” p.12

また、「都市農村別の非識字率」を見ると男女差は都市農村部共に非常に大きく、また農村部女性のそれは **25.74%**と同都市部 **6.08%**の **4** 倍以上となっており、農村部女性の非識字率向上が依然大きな課題であることが理解される。

表 3-10: 都市農村別の非識字率(2011 年、%)			
	全国	都市部	農村部
男性	3.40	1.04	8.59
女性	11.92	6.08	25.74

(出典) INE. “Encuesta de Hogares 2011,” p.9

3.1.4 ジェンダー教育の現状

ボリビアにおける教育機会の平等と普及は、

PRE1994 の実施、**2009** 年新憲法の発効、義務教育への条件付給付金制度の導入の下、これまで着実に成果を出してきていると判断される。他方、広く教育全般の場でのジェンダー教育の必要性が唱えられ、実施されるようになってきたにもかかわらず、その成果が上がっていないことも指摘されている。教育現場で使用される教材のジェンダー表現に関する適性化や教育関係者におけるジェンダー意識の向上はまだまだ大きな課題である。

現政権はジェンダー分野における「ジェンダー国家計画」の下、**2010**年の新教育法に従って、同年に教育省と法務省が共同で教育関係者向けのジェンダー教育モジュールとして「性とジェンダー：一つの教育権利：“**Sexualidad y Genero: Un Derecho Educativo**”）」を作成した。これはジェンダーに関するコンセプトから近年焦点となっている「ジェンダーに基づく暴力」等全**10**章からなるガイドであり、特に教室で教育に当たる教師向けに作成されたものである。このような教材が適切に活用され、教育を通じたジェンダー理解が向上することが今後期待されている。また、「機会平等の視点を組み込んだ教員養成用テキスト（教育省、**2011**）」や「暴力撲滅に関する教員向けテキスト（教育省、**2012**）」の作成を行い、既にその活用を開始している。

またジェンダー教育においてマスメディアの重要性も指摘されている。これは社会における男性優位的な視点に、女性の母性や男性に対する従属的な姿勢、またこれら従属性に基づいた男性から女性への暴力の正当化を、メッセージ、画像、象徴などに結びつけて発信しているステレオタイプ的なマスメディアの状況³⁹に対する批判である。この男女の平等を侵害し、女性差別を助長するようなボリビア国内マスメディアの報道姿勢に対し、マスメディアにおけるジェンダー主流化を推進する女性報道関係者のネットワークは、マスメディアにおけるジェンダーの課題の改善を訴える形でジェンダー教育活動を行っている⁴⁰。

³⁹ Fara & Sánchez (2008). “Bolivia Perfil de Género,” p.91.

⁴⁰ Fara & Sánchez (2008). “Bolivia Perfil de Género,” p.45.

3.2 保健医療分野

概要	
●	保健分野も「ジェンダー国家計画」の重点分野のひとつであり、多文化、コミュニティに焦点を当てた各種政策、特に母子保健を促進中である。
●	出産環境は施設分娩カバー率が全国平均で 72.56% と過去 10 年で 10 ポイント向上し、改善傾向にはある。しかし、依然都市と農村の格差は施設分娩で都市 93.24% 、農村 64.75% と顕著である。特に妊婦死亡率については 2015 年の MDG 目標である「対出生 10 万人当たり妊婦死亡率 104 人」に対し、現状では同死亡率 222 人 （2008 年）と達成は困難な状況が続いている。
●	家族計画への理解は高まる傾向にあるが、学業継続にも影響を与える思春期の妊娠・出産は依然改善見られず。子宮頸がん等女性特有の疾患への対応も遅れている。

3.2.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み

2009 年新憲法は保健分野におけるジェンダーに関し、第 45 条 V 項にて「女性は、多文化的な考えと実践を伴う安全な母性の権利を有している；これは妊娠、出産および産前・産後の期間において国家からの特別な保護と支援を享受するものである」と女性の権利としての母子保健を明確に示している。そして下表 3-11 に示すように、2020 年における目標達成に向け現在実施されている「ジェンダー国家計画」もその 6 つの軸の一つである「保健」において、2 つの政策を明記しているが、これは 2009 年新憲法における条項とも各々合致したものである。

表3-11：「ジェンダー国家計画」の保健軸・政策と2009年新憲法の対応表		
軸	政策	2009年新憲法における対応部分
保健	「保健の多文化コミュニティ単一システム」の枠組みにおいて、妊娠期の女性に対する保健サービスの普及を拡大する。	第45条 女性は多文化的な考えと実践を伴った安全な母性への権利を有し、妊娠・分娩および産前産後の期間において、国家の特別な配慮や保護を享受する。
	女性の性的権利と生殖権利(リプロダクティブ・ライツ)の行使を促進する。	第66条 男女双方に性と生殖の権利（セクシャル/リプロダクティブ・ライツ）の行使を保障する。

(出典) 「ジェンダー国家計画」より作成

現在ボリビアにおいて、PND 2006-2011を実践する目的で「保健・スポーツ省 (Ministerio de Salud y Deportes)」は、特に多文化、コミュニティに焦点を当てたヘルス・プロモーション戦略を保健医療政策の重要な柱として位置づけ、その概念の普及に力を注いでいる。その戦略に基づき、全国民が恒常的に保健医療サービスを享受できることに主眼を置いた「多文化コミュニティ家族保健政策 (Salud Familia Comunitaria Intercultural: SAFCI)」が2008年に施行された。また2010年に発表された「保健セクター開発計画 (2010-2020年) (Plan Sectorial de Desarrollo 2010 – 2020 "Hacia Salud Universal")」ではSAFCIや保健システムを支える社会組織の強化に重点を置くだけでなく、「妊産婦と新生児の健康向上のための

国家戦略計画：2009-15年（Plan Estratégico Nacional para Mejoramiento la Salud Materna Perinatal y Neonatal en Bolivia 2009 - 2015）」を策定しており、新生児から思春期までの包括的な健康管理等、具体的な対策を講じている。

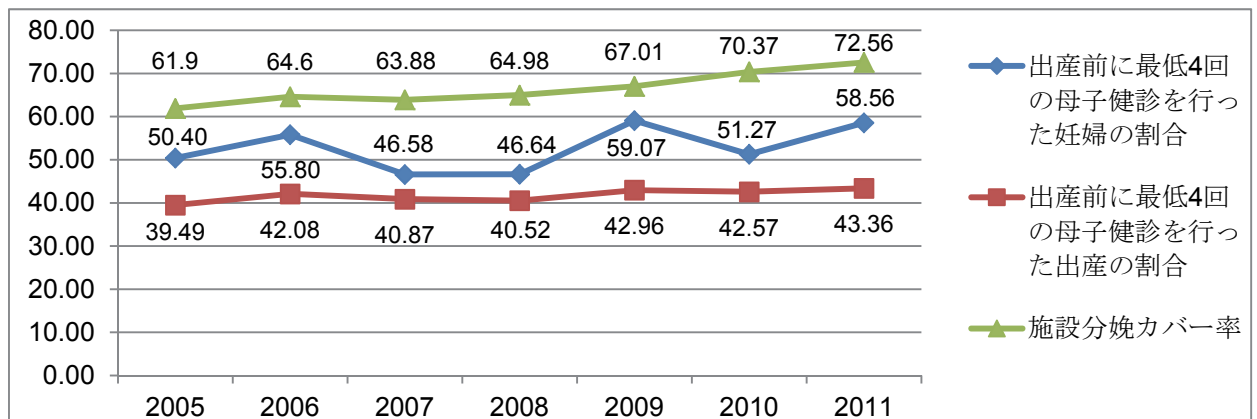
3.2.2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを意味する。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービスを入手することが含まれる。

出産環境

まず、上記考えに照らし合わせて、女性の出産環境を見てみると、図 3-1 に示すようにボリビアでは、MDG 目標 5：妊産婦の健康の改善において、2015 年までに「妊産婦死亡率を 4 分の 3 減少させる」との施設分娩カバー率を指標にしていることもあり、この点でのボリビア保健セクターの政策実施努力の結果、過去 10 年間に 10 ポイントの改善が図られている。また、「出産前に最低 4 回の母子健診を行った妊婦の割合」も 8 ポイント程度改善している一方、「出産前に最低 4 回の母子健診を行った出産の割合」は 4 ポイント程度に留まっている。

図 3-1：15 歳以上女性の年齢グループ別に見た母子健診状況と至近の出産場所（2005 - 2012 年、%）



(出典) SNIS. “Indicadores en Salud 2012,” pp.11-16 より作成

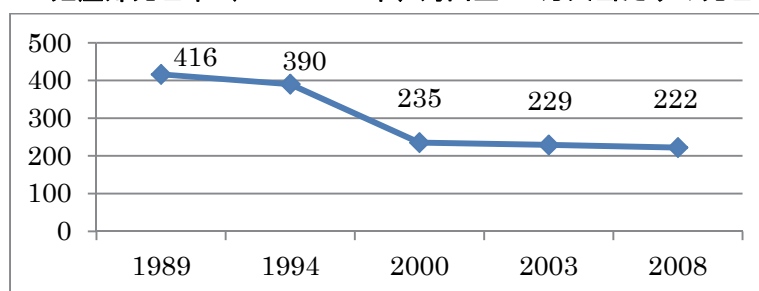
また、都市と農村部での妊婦の出産環境にはいまだ大きな隔たりが存在するが、居住地、教育水準、経済的理由といったことに加え、ここには女性が自由に医療サービスをうけることを妨げるような女性の意思決定権の制限が先住民色の強い農村地域でいまだ非常に大きいこと、また先住民女性が望むような出産環境が満たされない（伝統的出産方法の希望、

医師の対応、医療施設の設備⁴¹⁾ ため施設に足を運ばないも一因であるとされる。INE によれば、訓練を受けた人による出産ケアは都市部で 93.24%である一方、農村部では 64.75%に留まっている。また、分娩場所も都市部では保健施設での分娩が 93.24%に対し、農村部では 64.75%に留まっている⁴²⁾。

妊婦死亡率

前述のように出産環境の改善に努力が図られているが、ボリビアにおける妊婦死亡率は図 3-2 に示すように 2000 年代に入って、ほとんど減少しておらず、2015 年の MDG 目標である妊産婦死亡率 104 人（対出生 10 万人当たり）の達成は遠く、いまだ大きな課題となっている。

図 3-2：妊産婦死亡率（1989-2008 年、対出生 10 万人当たりの死亡者数）



(出典) INE. “Encuesta Nacional de Demografía y Salud 1989-2008” より作成

上記死亡原因の理由としては、出血 33%、感染症 17%、流産 9%、高血圧症 5%、長引いたお産 2%、その他 34%となっている。その他には家庭内暴力、事故、自殺、他殺が含まれていることに注意すべきである⁴³⁾。

女性側の意識

また、女性に対する保健サービスの質の問題も指摘されている。UN Women の女性意識調査（2012）では、「女性の保健に関し、主要な問題は何か（2 つの回答可）」との質問に対し、「病院や保健センターが女性に対して適切に対応しない（41%）」が最も多く、次いで「母子保健のケアの質が良くない（38%）」と女性に対する配慮が十分でない旨の指摘が大きい。その他としては、「保健ケアのコストが高い（32%）」、「女性にケアするための保健施設の数が十分でない（30%）」、「病院や保健センターが家から遠い（15%）」、「避妊方法

⁴¹⁾ イタリア援助機関がボトシ県で長年行ってきた母子保健改善のためのプロジェクトの経験では、先住民女性女性が「医療施設にある高いベッドでなく、自宅にあるような低いものを望んだので取り替えた」、「汚すと医師に怒られるような医療施設の白い壁を嫌がったので、彼らの望む落ち着いた色に着色した」、「彼らが伝統的に産後に飲む暖かいスープが準備できるように台所を設置した」、「出産の前後に家族が宿泊できる安価な簡易宿を設置した」等、従来の村落部保健センターではそのように配慮してなかった部分にまで対応をし、先住民女性の施設利用を促した（同案件コーディネーター談）。また、同様な配慮は JICA FORZA La Paz 案件の対象である Achacachi 病院でも行われている（2013 年 11 月時点）。

⁴²⁾ INE (2011). “Encuesta de Hogar 2011,” p.8.

⁴³⁾ 保健・スポーツ省（2009）“Plan Estratégico nacional para Mejorar la Salud Materna Perinatal y Neonatal en Bolivia 2009-2015,” p.16.

への十分なアクセスが無い（14%）」となっている。

他方、アンデス地域の女性が妊娠時に病院に行かない理由として「差別や悪い扱いを嫌っている」⁴⁴との報告もある。これに対しては「過去確かにそのような風潮があった」という意見や「文化的な違いからくる先住民女性側の要求（伝統的分娩方法の実施、「子どものおくるみ」の方法の違い等）を保健サービス提供者側が満たせない、あるいは満たそうとしないため、それが差別や悪い扱いと理解されてしまう」、「医療従事者一般の患者に対する上から目線の態度」を理由とする意見もある。いずれにせよ、保健技術の向上、施設数、利用者のコスト、距離、妊婦側の心のニーズに適した保健ケア等、複合的な対応が必要とされているのは事実である。

3.2.3 思春期の女性の妊娠・出産

表 3-12 に示すように、思春期の妊娠については、15-18 歳年齢層の出産数で見ると 3 万 6 千人台で過去 10 年であり変化はない。また比率では 2012 年の 15-18 歳年齢人口の

表 3-12：思春期の出産女性数と出産場所の変化						
女性人口		至近の出産場所別に見た出産女性数とその年齢層に占める比率				
		総数	保健施設	家	その他	未特定
2001 センサス						
15 歳以上	2,587,931	1,817,157	963,752	754,120	37,364	61,921
		70.2%	37.2%	29.1%	1.4%	2.4%
15-18 歳	351,854	36,566	22,003	10,559	795	3,209
		10.4%	6.3%	3.0%	0.2%	0.9%
2012 センサス						
15 歳以上	3,501,039	2,218,735	1,493,232	621,756	49,371	54,376
		63.4%	42.7%	17.8%	1.4%	1.6%
15-18 歳	421,421	36,107	26,655	5,053	704	3,695
		8.6%	6.3%	1.2%	0.2%	0.9%

(出典) INE. “CENSO Nacional de Población y Vivienda 2012,” p.11 より作成

約 42 万人の内、

妊娠・出産を経験した人は全体の 8.6%を占めることになる。思春期の出産が学業の中断もしくは未修了に大きく結び付いているとの指摘もあり、教育省が作成した教育関係者向けのジェンダー教育モジュール（2010）でもこの問題を重要視している。

3.2.4 家族計画

リプロダクティブ・ライツの考えにおいては、「子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つこと」を意味する。さらに「安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービスを入手すること」が含まれる。しかしながら、ボリビアでは女性自身にこうした妊娠時期、子どもの数などを決定する権利が実際にはなかなか十分に与えられていないと考えられている⁴⁵。

女性が上記権利の保障を望んでいることは、UN Women の意識調査結果（2012）でも裏付けられている。同調査では、回答者は「いつ何人子どもを持つかを決定するのは女性であ

⁴⁴ Fara & Sánchez (2008). “Bolivia Perfil de Género,” pp.82-83.

⁴⁵ Coordinadora de la Mujer 執行役員からの聞き取り（2013 年 10 月 24 日）。

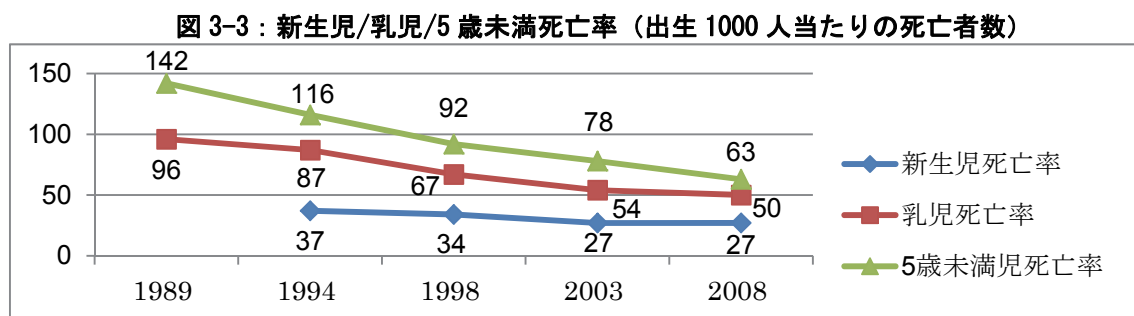
る」との質問に対し、「非常にそう思う（21%）」、「そう思う（49%）」と肯定派が 70%と「そう思わない（26%）」と「非常にそう思わない（4%）」の否定派の 30%を大きく上回った。また、「全ての女性に避妊方法へのアクセスをファシリテーションするべきである」との質問に対し、「非常にそう思う（26%）」、「そう思う（60%）」の肯定派は全体の 86%と「そう思わない（12%）」と「非常にそう思わない（1%）」を大きく上回っている。後者の質問に関しては、年齢層別にみると 18-29 歳層で 90%、30-44 歳層で 88%、45 歳以上層で 76%が肯定（「非常にそう思う」もしくは「そう思う」）を示し、年齢層が若い女性程、避妊による家族計画を支持していることが理解できる。また当該質問に関しては肯定的意見と居住地との相関関係はあまり見られず、都市部農村部との差は調査対象各県で 0～10%の間に留まっている。

3.2.5 女性特有の疾患

女性に特有な疾患としては、2008 年に子宮頸がんは患者数 1422 人（全女性がん患者の 26.3%を占め、患者数第一位）で 638 人が死亡（がんによる死亡者数の 20.6%を占め、死亡者数第一位）であった。乳がんは 896 人（同 16.6%と第 2 位）で 280 人が死亡（胃がん、胆のうがんについて 9.0%と第 4 位）⁴⁶である。特に前者の子宮頸がんについては「母子保健（Seguro Universal Materno Infantil : SUMI）」にてパパニコロウ検査もカバーしているがこれが十分に周知されていない上、検査をしたとしても結果が出るのに時間がかかるとの問題がある。基本的にはコンドームによる予防が必要であるが、前述のように家族計画において女性の意見が反映されにくいボリビアではコンドームは効果的に使用されていないのが現状である。

3.2.6 乳児および 5 歳未満児死亡率

男女別の統計はないものの、次図 3-3 に示すように新生児/乳児/5 歳未満死亡率は改善傾向にある。しかしながら県別では大きな格差が生じており、特にオルロ県、ポトシ県では全国平均を 10 ポイント以上上回る報告がなされている⁴⁷。



(出典) INE. “Encuesta Nacional de Demografía y Salud 1989-2008” より作成

⁴⁶ Globocan 2008, http://globocan.iarc.fr/Pages/fact_sheets_cancer.aspx (2013 年 11 月 28 日アクセス)

⁴⁷ 保健・スポーツ省 (2009) “Plan Estratégico nacional para Mejorar la Salud Materna Perinatal y Neonatal en Bolivia 2009-2015,” p.13.

3.3 農業および農村開発分野

概要
● 「農地改革法」(1953 年) が課していた女性への土地配分とその管理・所有への制約は「国家農業改革庁法」(1996 年) により現在では解消され、男性と平等の女性の土地所有権が法律上認められている。。 ● 女性の経済生産活動への参画への政策的支援、マイクロファイナンス制度の浸透などがある一方、零細農業と商業的大規模農業に二分される農業の二極化の問題や、女性の土地所有に関する法律の地方部における運用の壁等、課題は依然として存在している。

3.3.1 ジェンダーに関する法的・政策枠組み

女性が農業セクターにおいて長く求め続けてきたのは、土地所有の権利に関するものであった。1953年の「農地改革法 (Ley de Reforma Agraria)」は、大土地所有制度の解体と土地の分配を果たした画期的な改革であったが、他方これは男性の土地所有へのアクセスに道を開くもので、女性に対しては寡婦が土地の所有を認められただけであった。これは特に農業生産に依存する地方農村部において（女性との比較の意味において）男性の経済的地位を高める一方、土地所有、ひいてはそれを利用した生産活動の制限を課せられた女性の男性への依存を強める結果につながったとされる。

しかしながら女性に対するこのような生産手段へのアクセス制限は、40 年以上を経た後に段階的に改善に向かうことになる。1996 年の「法律 1715 : 国家農業改革庁法 (Ley Nº1715: Ley del Instituto Nacional de Reforma Agraria : INRA)」は第 3 条Ⅴ項において、「(旧) 憲法第 6 条と 1989 年 9 月に法律 1100 により承認された CEDAW の条項を遵守するため、既婚・独身などその法律上の身分に関係なく、女性に対して土地の分配、管理、所有における平等な規定を採用する」と明記した。

また、INRA法の修正として採択された2006年の「法律3545 : 農業改革コミュニティ再運営法 (Ley Nº 3545 de 28/11/06 : Ley de Reconducción Comunitaria de la Reforma Agraria)」は、その第8条において「国家農業委員会 (Comisión Agraria Nacional : CAN)」の正式メンバーに「バルトリナ・シサ全国女性農民連合 (Federación Nacional de Mujeres Campesinas Bartolina Sisa)」を加えることを明記した。そしてジェンダー平等に関して、「土地の保障と分配プロセスにおいて女性の参加を保障し、またそれを優先する。婚姻や自由な共同生活において、土地所有権はその土地にて働く双方の利益になるように発行され、そこでは女性の名前を第一番目に明記する。同様の手続きは、法律上の身分にかかわらず、当該土地にて働く女性と男性の共同所有の場合にも適用される。」とした。

現在ボリビアは「農牧業開発セクター計画 2010-2015 “農村農業革命” (Plan del Sector

Desarrollo Agropecuario “Revolución Rural y Agraria”）」を実施中である。ここでは、女性の生産資源へのアクセスに関し、ボリビアの PND 2006-2011 にあるジェンダー平等の視点を取り入れ、当該「農牧業開発セクター計画」においても、「平等、イノベーション、環境」の横断的な視点から、女性の天然資源や生産資源へのアクセスを明記しており、生産決定における女性のエンパワーメントを強化する旨明記している⁴⁸。そして同計画下においては、農牧業セクターでもジェンダー関連政策の実施の際の指標に下記表 3-13 に示す様にジェンダーを意識して明記した数値目標を設定し、その実施に向けて努力している。

表 3-13：「農牧業開発セクター計画 2010-2015」に見られるジェンダーの視点の例（抜粋）			
政策	戦略目標	指標/2010-15 年の目標	プログラム
食糧安全自給のための農牧業生産	環境にやさしい/有機農牧業生産の開発と強化	4県において男女650名ずつの参加の下、3,500ヘクタールに認証付与、7,500ヘクタールを転換プロセスに移行する	環境にやさしい/有機生産振興
農牧業生産開発	中小生産者に優先順位を置きつつ、農牧業項目において経済的競争力をもって参入するための農村部の生産能力の開発	57,750ヘクタールの改修 農村部女性21,700名の参加	農牧業保全と予防
持続的農牧業収入および余剰生産	コカ生産地域における農民および先住民共同体生産組織の戦略的生産品の生産、産業化、商業化プロセス能力の強化	15サービスセンターにおいて200名、全国レベルで女性60名の訓練終了（国営企業および官民合同企業）	RECREAR「再生」プログラム（農村食糧企業における国家の役割の再生）

（出典）「農牧業開発セクター計画2010-2015 “農村・農業革命”」より作成

3.3.2 農業の二極化

現在、ボリビア国内農業従事者はアンデス高原地帯と溪谷地方の零細農家とサンタ・クルス地方の輸出産品を生産する商業的大規模農家を展開する企業的農家に二極化されている。1953 年の「農地改革法」により旧来の土地所有制度が改定され、小作農に土地が配分されたが、それは前述のように主に男性を対象としたものであった。その上、人口の多いアンデス高地と溪谷地帯では農地改革で与えられた土地が狭く、男子間で繰り返された相続（長子相続でなく、男性の相続者で均分相続）のためますます零細化し、厳しい地形と土壤侵食などもあり、自給生活すら厳しく、農村は疲弊することとなった。

このため 1996 年に法律改正により女性にも土地所有が認められるようになったとはいえ、この過去 40 年間の間に疲弊した農村から都市への人口流出が起り、特に土地相続の対象とならなかった女性は大量に都市部インフォーマル労働に従事するようになったことから、今もその状況は根強く残っていると考えられる。

⁴⁸ 地方開発・土地省（2010）「農牧業開発セクター計画 2010-2015 “農村農業革命”」 p.3.

また法律上は土地の所有の「権利」が女性に認められるようになったとはいえ、地方での土地相続においてはまだまだ法律の「運用上の制約」が存在し、必ずしも女性に等しく土地配分がなされているわけではないことが指摘されている。例えば、「娘へ土地を相続してしまうとこの女性が結婚して他の家庭に嫁ぐ際に土地の権利も一緒に移動してしまうことへの懸念から、息子への土地相続を優先する」、「男性優位の風潮が強い地域の役所では、土地相続の手続きを男女平等に申請しても、役所でなかなか受理されない」との事例があるとされる⁴⁹。

3.3.3 女性の農業生産活動への参加

表 3-14 に示すように 2008 年の統計値では、女性の 26.7% (都市部で 3.3%、農村部で 67.8%) が農業活動に従事しているが、前述の農業二極化の影響からその割合はアンデス高原地帯 34.6% と溪谷地方 29.8% である一方、サンタ・クルス地方等平原部では 7.1% となっている⁵⁰。また農牧狩猟林業水産の分野における労働者の男女比は男 60:女 40 との調査結果も出ている⁵¹。

表 3-14 : 女性の就業割合 (2008 年、%)								
	専門職/技術職/管理職	事務員	販売/サービス	熟練労働	非熟練労働	家庭内労働	農業	不明/わからない
都市	16.7	10.2	39.3	11.9	0.5	17.5	3.3	0.5
農村	4.4	1.1	13.9	6.6	0.9	5.1	67.8	0.2
アンデス高原地帯	10.5	6.5	27.0	10.8	0.7	9.7	34.6	0.3
溪谷地方	13.1	6.2	28.5	9.1	1.0	11.7	29.8	0.6
平原地方	14.7	8.6	38.1	9.4	0.2	21.2	7.1	0.6
全体	12.2	6.9	30.1	10.0	0.7	13.0	26.7	0.4

(出典) 保健・スポーツ省、INE : “Encuesta Nacional de Demografía y Salud,” p.47

女性の割合が他地域に比べて高いアンデス高地農村生活の特徴としては、作業分担において女性が果たす役割は大きい。また開墾など一部作業を除けばおおむね男女協働が主である。加えて小動物の世話、宅地周辺での栽培については女性が従事する。伝統的に遠距離、長期の出稼ぎは主に男性が従事し、女性は集落近郊のマーケットでの売買、交換に従事する⁵²が、海外移住に関しては女性の比率が男性と同じ水準にまで高まっているとの調査結果もある（後述の「3.5.3 ジェンダーと移民」を参照）。

法律の運用上には未だ問題があるものの、制度上は前述の各種法改正により女性の土地所有が権利として認められた上、過去 30 年にわたりボリビアではマイクロファイナンスが発達してきた（後述の「3.5.4 生産活動のための信用・土地へのアクセス」参照）こともあり、女性の生産活動への進出が活発化している。ボリビアのマイクロファイナンス全体の貸付

⁴⁹ イタリア援助庁プロジェクト調整員からの聞き取り（2013 年 11 月 1 日）。

⁵⁰ INE (2008). “Encuesta Nacional de Demografía y Salud 2008,” p.47.

⁵¹ Fara & Sánchez (2008). “Bolivia Perfil de Género,” p.133.

⁵² JICA (2012) 「アンデス高地における持続的農村開発アプローチ」 pp.43-44.

先の 58%が女性であり、NGO や組合によるマイクロファイナンスで見れば 62% (2008) が女性となっている⁵³。

従来マイクロファイナンス機関 (MFI) は人口希薄な農村部、季節性の作物/収穫までに時間がかかる作物、家畜などへの融資には消極的な傾向があったが、季節的な農業需要への対応やリスク管理技術の開発などにより、2000 年代初頭からボリビアの民間金融基金 PRODEM 等こうした農業部門への融資を行う MFIs も現れてきている⁵⁴。女性向け融資に占める農業部門の比率を示す統計は確認されなかったが、前述の PRODEM 貸付分野別の全体額で見た割合では 2012 年 6 月末時点で、「卸小売業」54.3%、「建設業」12.9%に次いで、「農牧畜狩猟林業水産」が 12.1% (372 百万 Bs.、約 54 百万米ドル相当⁵⁵)となっている⁵⁶。特に現エボ・モラレス政権は「農牧業開発セクター計画」の下、ネオ・リベラリズム経済政策期 (1985–2005) に行われた大規模農家向けの融資の集中に対する反省と食糧安全保障の観点から特に中小生産者の強化を目指しており、政府系銀行を通じた積極的な小規模農業生産者向け融資を支援している⁵⁷。その一つであるユニオン銀行 (Banco Unión) は、2013 年 7 月に経済・財務省 (Ministerio de Economía y Finanzas Pública) の支援を受けつつ、総額 140 百万 Bs. (約 20 百万米ドル相当) の融資を表明している⁵⁸。こうした積極的な支援策を背景に、女性農業生産者/従事者の今後の進展が注目されている。

⁵³ Powers & Magnoni (2010). “A Business to Call Her Own,” p.23.

⁵⁴ 世銀、
http://siteresources.worldbank.org/EXTSOCIALDEVELOPMENT/Resources/244362-1232059926563/5747581-1239131985528/5999762-1321989469080/Bolivia_Study_Gender_CC_English.pdf (2013 年 12 月 23 日アクセス)

⁵⁵ Bs6.9 にて換算 (2013 年 12 月 23 日)。

⁵⁶ PRODEM. “Estados Financieros al 30 de junio y 31 de diciembre de 2011,” p.5.

⁵⁷ 経済・財務省、
http://www.economiayfinanzas.gob.bo/index.php?opcion=com_prensa&ver=prensa&id=2377&categoria=5&seccion=306
(2013 年 12 月 20 日アクセス)

⁵⁸ Agencias de Noticias Fides,
<http://www.noticiasfides.net/g/economia/banco-union-dispone-de-bs-140-millones-para-el-microcredito-productivo-14924/>
(2013 年 12 月 20 日アクセス)

3.4 都市開発・インフラ整備分野

概要
● 近年の好調な天然ガス輸出の増加に支えられた歳入増により、政府は公共投資拡大に積極的。 ● 女性の家事労働の軽減や生活環境の改善に直結する電気、水道、衛生施設などインフラは段階的に普及傾向にある一方、その普及度合いの地域差は非常に大きい。

3.4.1 ジェンダーに関する法的・政策枠組み

「ジェンダー国家計画」では、その「経済/生産/労働」軸における政策において「公共サービスへの女性のアクセスを促進する」旨明記している。ボリビア政府は、2010-2015 年の投資計画にて、電力に 6,585 百万米ドル（総投資額の 20.1%）、水・衛生に 386 百万米ドル（同 1.2%）を投じる計画となっている⁵⁹。

公共施設の建設は、地方分権化政策の下、各県が各々の開発計画に基づき実施中であるが、「開発企画省（Ministerio de Planificación de Desarrollo）」によれば、2013 年の公共投資額が 1999 年（530 百万米ドル）に比べ 6 倍以上の 3,807 百万米ドルに達している旨発表している⁶⁰。これは近年の好調な天然ガス輸出の増加に支えられた国家財政が公共投資に反映されていると思われる。

3.4.2 社会インフラの現状と課題

家庭で家事を担うボリビア人女性、特に貧困家庭の女性⁶¹にとり、水道・電気・衛生施設の普及は、その家事負担を大きく軽減し、快適な生活を保障し、ひいては母子ともに保健衛生上のリスクを抑制するものである。他方、ボリビア国内での公共サービス普及は立ち遅れており、表 3-15 に示すように未だ管路系給水施設、商業電力、衛生施設（トイレ/下水）の普及が進んでいない地域がある。また県ごとで比較してもその普及度合いが異なる。

⁵⁹ 経済・財務省。“Bolivian Economic Performance and Investment Programme 2010 - 2015.”

⁶⁰ 開発企画省、<http://www.planificacion.gob.bo/la-inversi%C3%B3n-p%C3%BAblica-en-gobiernos-departamentales-y-municipales-en-bolivia-al-mes-de-septiembre-es>（2013 年 11 月 28 日アクセス）

⁶¹ 経済階層下位の女性はその労働時間の内、家事に 15.4%を費やす一方、同上位は 2.9%、同中位は 9.4%となっており、経済的に苦しい世帯の女性ほど家事労働の負担が大きいことが理解できる:INE および保健・スポーツ省 (2008) “Encuesta Nacional de Demografía y Salud 2008,” p.47.

表 3-15 : 主要インフラの普及度 (2012、%)				
	管路系給水	電力		衛生施設
		商業電力	発電機、太陽光発電、その他	
全国	66.09	78.18	2.77	69.92
Chuquisaca	39.08	52.11	4.44	56.09
La Paz	70.62	79.76	1.72	65.27
Cochabamba	54.38	78.21	1.87	70.13
Oruro	63.57	74.44	3.57	47.28
Potosí	55.62	66.81	2.50	41.53
Tarija	81.48	87.02	2.39	81.80
Santa Cruz	82.35	87.33	3.33	89.80
Beni	40.81	73.92	7.27	86.01
Pando	32.02	48.78	15.41	84.07

(出典) “CENSO Nacional de población y Vivienda 2012,” p.18

例えば、管路系給水の普及率では、最大のサンタ・クルス県の **82.35%** から最低のパンド県 **32.02%** では倍以上の開きがある。また安全な水と衛生設備の普及の観点から見れば、**2011** 年全国平均で各々 **88%**、**46%** (WHO/UNICEF、2013) となっており、給水に関しては安全な水の提供が普及している一方、衛生施設に関してはその遅れが際立っている。また、商業電力においてはサンタ・クルス県とタリハ県が **87%** 台で上位を占めるが、パンド県は **50%** にも満たない。衛生施設もオルロ県とポトシ県では **50%** 未満の水準となっている。

3.5 雇用および経済活動分野

概要
● 雇用・経済活動分野は「ジェンダー国家計画」の重点分野のひとつ（経済/生産/労働）に大きく関係する分野であり、政府は女性の労働権利の保護と待遇改善に努力している。 ● 古くは1942年制定の「労働一般法」から雇用環境改善に係る各種法制度は存在するが、その適切な遵守と女性のインフォーマル労働からの脱却が障害となっている。 ● 女性労働者への賃金格差、報酬を得ない家事労働などの負担解消は依然として課題となっている。

3.5.1 ジェンダーに関する法的・政策的枠組み

雇用および生産活動において、2009年新憲法はジェンダーに関し、第48条V項にて「国家は女性の労働参入を促進し、官民双方の分野で同一労働の場合は男性との同一賃金を保障する」と女性の労働進出を促し、男女同一賃金を保障している他、同条VI項では「女性は、法律上の身分、妊娠、年齢、身体的特徴、子どもの数等により差別されたり、解雇されたりすることはできない」と女性に対する雇用保護を示している。

また、2020年における目標達成に向け現在実施されている「ジェンダー国家計画」においても、その6つの軸の一つである「経済/生産/労働」の中で下記表3-16に示す4つの政策が行われており、これは2009年新憲法における条項と各々合致したものである。

表3-16：「ジェンダー国家計画」の経済/生産/労働軸・政策と2009年新憲法の対応表		
軸	政策	2009年新憲法における対応部分
経済/ 生産/ 労働	官民双方の分野において等価値の労働における男女同一賃金を保障しつつ、女性の労働権の行使と尊厳のある労働へのアクセスを促進する。	第48条 I. 社会および労働における条項は遵守すべき義務である。 V. 国家は女性の労働参入を促進し、官民双方の分野において等価値の労働における男女同一賃金を保障する。 VI. 女性はその法律上の身分、妊娠状態、年齢、物理的特徴、子どもの数により差別されたり解雇されたりすることはできない。妊娠した女性の職場移動は、その子どもが1歳になるまでは行われなことを保障する。
	女性の農牧業生産資源へのアクセスを促進する。	第395条 国有地は、環境および地形の状況に配慮した上で住民の社会文化経済的ニーズに対応する国家政策に従って、土地を所有していないもしくは十分には所有していない農村部先住民、多文化コミュニティ、アフリカ系ボリビア人、農村部コミュニティに提供される。土地の提供は持続的な農村開発政策と女性の土地へのアクセス・配分・再配分の資格・所有に関する政策に従って、社会的身分等によって差別されることなく実施される。

		第405条 持続的統合農村開発は国家経済政策の基本的部分であり、これは全てのコミュニティおよび農村全体の経済企業活動の振興のための活動として、これに優先順位を置くものである。そしてこれは以下の点を通じて、食糧安全と自給に焦点あてるものである。 1.農業、牧畜、製造業、アグロインダストリー、観光の生産性とその通商競争力の持続的向上。 2.農牧業およびアグロインダストリー生産構造の内部関連性と補完性。 3.農村生産セクターとボリビアのその他経済とのより良い経済交換条件の達成。 4.生活の全ての面における先住民コミュニティの価値とそれに対する尊敬。 5.小規模生産者、家族・コミュニティの経済的強化。
	サービス、目に見える財産(土地、住居、資本)、目に見えない財産(技術、訓練)への女性のアクセスの促進。	第16条 I. 全ての人間は水と食糧への権利を有する。 第20条 全ての人間は飲料水、下水道、電気、屋内ガス、郵便および通信等、基礎サービスへの普遍的かつ平等なアクセスの権利を有する。 第334条 セクター政策の枠組みの中で、国家は以下を保護・促進する； 1.団結や互惠的選択の余地としての農民経済組織、都市部小規模生産者組織/組合、職人。経済政策は技術訓練やテクノロジー、信用、市場開放、生産プロセス改善へのアクセスを容易にするものとする。 2.生産、サービス、販売分野における同業者組合、自営業者、小売業者は信用と技術支援へのアクセスを通じて強化される。 3.文化的アイデンティティを伴った職人的な生産。 4.零細小規模企業、農民経済組織、小規模生産者組合等は国家調達において優遇を受ける。 第19条 I. 全ての人々は居住環境と適切な住居の権利を有しており、これは家族およびコミュニティの生活を尊厳のあるものにするものである。 II. 国家は、その政府の全てのレベルにおいて、団結と平等の原理に基づいた適切な融資制度を通じ、社会的関心事である住居計画を促進する。これら計画は資源に恵まれない家族、あまり恩恵を受けていないグループ、農村地域に対して優先的に向けられる。
	家庭、家族、国家において、男女間の家事と家族保護の仕事の再配分を促進する。	第62条 国家は社会の基本的核としての家族を認識し、これを保護する。またその統合的発展のため必要な社会経済的条件を保障する。全ての家族構成者は権利、義務および機会の平等を有する。 第63条 I. 男女間の結婚は法的結びつきにより形成され、双方の権利と義務の平等に基づくものである。 第64条 I.同居者や共同生活者は、同じ条件の下で共通の努力を通じて、家事の責任、子どもの統合的な教育やしつけを行う義務を有している。 II.国家は義務を果たす家族の責任者を保護・支援するものである。 第338条 国家は家事労働の経済的価値を認識し、国家勘定にて計量化すべきである。

(出典) 「ジェンダー国家計画」より作成

労働者の権利に関しては、古くは1942年に公布された「労働一般法 (Ley General del Trabajo, 08/12/1942)」が労働者の権利と雇用者の義務を示していたが、その当時の時代背景もあり「女性」の権利を特に明確にしておらず、男性、労働者、雇用者について言及しているだけであった。またここで特筆すべき点は一日の労働時間を8時間以内とし、男性は週48時間労働、女性は同40時間とした点であった。

また、「法律第975 (Ley Nº 975, 02/05/1988)」は、官民を問わず妊娠している労働者を子どもの出産後一年間までは職務から解くことを禁じ、妊娠期間中は健康に危険を及ぼす労働から女性を保護することとしている。

1975年の「政令第13214 (Decreto Ley Nº 13214, 24/12/1975)」では、「母性補助金」に言及し、最大で出産45日前から産後45日までの期間を休暇とし、またこの間に働く場合には有給労働との扱いになるとした。また、「政令第21637 (Decreto Supremo Nº 21637, 25/06/1987)」は、官民双方の雇用者が労働者に対し、「産前補助金」、「産後補助金」、「授乳補助金」、子どもの死亡に伴う「埋葬補助金」等の家族手当の支払いの義務を規定した。

その他重要な法律として「法律第2450: 家計における賃金労働の規制にかかる法律 (Ley Nº 2450, 03/04/2003, “Ley de Regulación del Trabajo Asalariado del Hogar”)」があり、これは女性労働者の権利と義務を明確にした。しかしながら、既に同法は公布から既に10年以上年月がたっているが、その実効性が欠けているとの批判にもさらされてきている。

3.5.2 ジェンダーと雇用経済活動

歴史的に見ると、女性のインフォーマル労働市場への流入と低賃金、男女賃金格差は1980年代初頭以降、ボリビアのたどった過去約30年間の経済的混乱と密接に関係している。1980年代初頭の経済危機において財政難に陥った政府の紙幣乱増刷のため、1985年には年率1万%以上のハイパーインフレを経験したボリビアは、その沈静化のため肥大化した国营部門の改革、徹底した緊縮財政等国内経済の構造調整を実施した。これにより各種補助金の削減、社会資本投資の減少により社会サービスは劣化し、公共部門のスリム化は国营企業の縮小・解体や公務員の給与の据え置きおよび未払い、失業者の大規模な増加を引き起こした。結果として達成されたインフレの鎮静化と財政安定は、民間資本の活性化と外国資本の流入をある程度促したが、流入した民間資本は石油・天然ガス、輸送などのインフラ整備であり、農業投資も大規模農家の成長を促したが、期待されたほどの経済成長と雇用の拡大にはつながらなかった。

こうした背景の中、経済悪化を受けて就業形態面では、ネオリベリズムの影響を受けて「労働市場の柔軟化」、つまり解雇を容易にし、賃金を引き下げる圧力が強まった。世帯主の男性の失業・収入減少は世帯収入の減少に結びつき、結果として女性の労働市場への進出が加速されるが、これら女性は労働市場における更なる賃金下降圧力の中で低賃金に甘

んじた。また多くは教育水準が低く、先住民への差別もある中で、社会保障制度の枠外に置かれる都市部インフォーマル労働に滞留する結果となった。

近年はボリビア経済の改善により失業率は低下傾向にある。しかし、男性の失業率 **4.98%**、女性の失業率 **7.16%** (2010 年) と女性の方が高い失業率となっている。また鉱業地域では、寡婦となった女性が経済的な事情から鉱山労働者となり劣悪な環境で働かざるを得ない例⁶²も問題となっている。

ボリビアにおいては男性の方が女性よりフォーマルなビジネスに就業している数が多い。2007年の数字では全国では男性によるフォーマルなビジネスは**23,078**件に対し、女性のそれは**7,108**件となっている。またインフォーマルな就業、ここでは男女とも自営業がこれに近いものと考えられるが、経済活動人口では男性の**34%**、女性の**32%**がこれに相当するとされ、実数では前者が**878,584**人、後者が**680,324**人とされている⁶³。

また大都市部で見ると女性の就業状態がインフォーマル部門に集中していることが理解される。下表 **3-17** はラパス市およびエル・アルト市における男女別就業状況であるが、女性の場合は **40%**以上が商品販売サービス業に従事しており、続いて非熟練労働者（家政婦・子守などはこれに含まれると思われる）が **15%**を占めるが、これらは典型的なインフォーマル労働である。

表 3-17：ラパス市/エル・アルト市における男女別就業状況（2010、%）		
職種	男性 (1.164.936 人)	女性 (980.517 人)
軍関係	0.26	0.02
官民管理部門	2.76	1.46
科学・知的専門職	8.91	10.72
補助的技術専門職	11.09	6.31
オフィスワーカー	4.65	7.08
商品販売サービス業	15.99	43.54
農水産業生産者・労働者	2.01	1.21
抽出産業・建設・製造業・その他労働者	31.78	13.61
設備・機械オペレーター	16.44	0.57
非熟練労働者	6.06	15.33
分からない/無回答	0.07	0.14

(出典) INE. <http://www.ine.gob.bo/indice/EstadisticaSocial.aspx?codigo=30406> より作成

前述の「**3.5.1** ジェンダーに関する法的・政策的枠組み」の項にて説明した女性の雇用に関する法律的な改善は（法律が適切に順守されるならば）正規雇用に着いている女性労働者には追い風となるが、前述の理由からインフォーマルセクターで働かざるを得ず、また身分証明書の発給問題からも正規雇用の道を閉ざされてしまっている女性にはこうした制度は関係がなく、彼女らは各種社会保障制度の枠からも外れてしまっている。下表 **3-18** に示

⁶² Fara & Sánchez (2008). “Bolivia Perfil de Género,” p.84.

⁶³ Powers&Magnoni (2010). “A Business to Call Her Own,” p.24.

すように男女別の数字はないものの全国で身分証明書の発給を受けていない人の数は、全体の20%以上になっている⁶⁴。

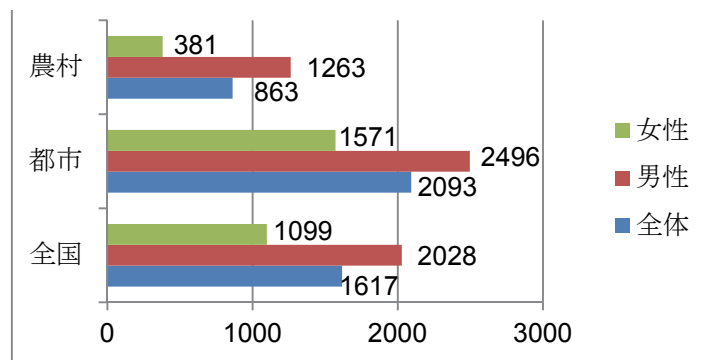
表 3-18 : 住民登録者と身分証明証所持者 (2012 年)

	総数	住民登録 (実数,%)				身分証明書 (実数,%)			
		登録		未登録		所持		未所持	
全国	10,027,258	9,761,058	97.3	266,196	2.7	7,949,919	79.3	2,077,335	20.7
Chuquisaca	576,153	560,351	97.3	15,802	2.7	445,982	77.4	130,171	22.6
La Paz	2,706,351	2,669,889	98.7	36,462	1.3	2,259,882	83.5	446,469	16.5
Cochabamba	1,758,143	1,719,704	97.8	38,439	2.2	1,376,947	78.3	381,196	21.7
Oruro	494,178	485,102	98.2	9,076	1.8	416,504	84.3	77,674	15.7
Potosi	823,517	791,362	96.1	32,155	3.9	621,234	75.4	202,283	24.6
Tarija	482,196	470,643	97.6	11,553	2.4	418,583	86.8	63,613	13.2
Santa Cruz	2,655,084	2,555,523	96.3	99,561	3.7	2,037,656	76.7	617,428	23.3
Beni	421,196	401,669	95.4	19,527	4.6	290,573	69.0	130,623	31.0
Pando	110,436	106,815	96.7	3,621	3.3	82,558	74.8	27,878	25.2

(出典) INE: "Censo Nacional de Población y Vivienda 2012," p.7

2009 年新憲法の規定にもかかわらず、ボリビアの民間部門における男女の賃金格差は確実に存在する。図 3-4 に示すように都市部と農村部での格差に加え、男女間での収入格差があり、特に農村部の女性の収入は農村部男性の三分の一、都市部女性と比較しても四分の一以下の収入と極めて低い水準に留まっている。

図 3-4 : 生業における月額平均収入 (2011 年、単位 : Bs)



(出典) INE. "Encuesta de Hogares 2011"

また、表 3-19 に示すように職種別に見ると、一部（一般被雇用者）の職種を除く全ての職種で男女間に賃金差が生じており、女性は男性に比べて、管理職 64.4%、特殊専門職 71.1%、一般専門職 87.1%、被雇用者（高卒以下）69.9%、特殊労働者（肉体労働など）55.4%、その他労働者 79.8%の水準の賃金におかれている。

表 3-19 : 職種別にみる平均名目賃金の男女比較 (2012年6月、単位 : Bs)

職掌	(1) 男性	(2) 女性	(2) / (1) %
管理職	15,964	10,282	64.4%
特殊専門職	5,409	3,847	71.1%
一般専門職	6,389	5,565	87.1%
被雇用者 (高卒以下)	3,367	2,355	69.9%
一般被雇用者	2,830	2,846	100.1%

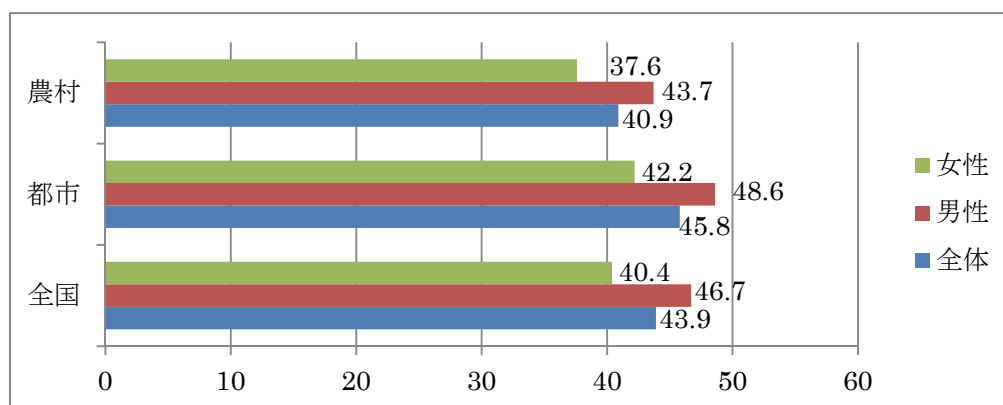
⁶⁴ DANIDA ボリビア事務所は、この身分証明書発給の問題に対し、移動チーム (Brigada Móvil) による発給支援手続き支援を計画しているとのことである (DANIDA ボリビアオフィスでの聞き取りより: 2013 年 11 月 4 日)。

特殊労働者（肉体労働など）	1,895	1,049	55.4%
その他労働者	1,533	1,223	79.8%

（出典）INE. “*Salario, Remuneración y Empleo del Sector Privado 2004-2012*,” p.140

図 3-5 に示すように労働時間に関しては生業における労働時間は都市農村部とも男性の方が長時間労働を行っているとの統計結果がある。しかしながら、女性の場合こうした賃金労働に加え、家事、子育て、コミュニティ活動などの非賃金労働が加わり、実際の総労働時間はかなり長くなることが推測されることに注意すべきである。2008 年の数値では女性の労働時間の 13.0%が家事に充てられていることが報告されており、これは 2003 年の 11.6%に比べると 1.4 ポイントの増加となっている。また経済レベルが低くかつ教育の水準が低い女性ほど、家事労働に占める時間が長いことが報告されている⁶⁵。

図3-5：生業における労働時間（2012年、hrs/週）



（出典）INE. “*Encuesta de Hogares 2011*,” p.16

3.5.3 ジェンダーと移民

経済的困窮からより良い職や現金収入を求め国内外に移住するボリビア人は多い。次表 3-20 に示すように 2001 年以降 2012 年までにボリビアから海外に移住している人口は約 56 万人であるが、うち半数以上の 28 万 6 千人が女性である。年齢層分布では 20-24 歳が最も多く、6 万 5 千人であり、女性全体の 22.7%を占める。15-29 歳の年齢層では全体の 55.2%と半数以上を占める。また、移民先はアルゼンチンが全体の半数を占め、スペイン、ブラジル、チリ、米国の順となっている。国内移民は統計上の数字が不明であるが、農村部の疲弊（「3.3 農業および農村開発分野」の「3.3.2 農業の二極化」参照）と都市部での就業機会の可能性から大都市が存在するラパス県、コチャバンバ県およびサンタクルス県に全人口の 72.0%、同様に女性の 71.8%が集中している⁶⁶ことから大都市圏への国内移動が非常に大きいことが推測される。

⁶⁵ INE&保健・スポーツ省 (2008) “*Encuesta Nacional de Demografía y Salud 2008*,” p.47.

⁶⁶ INE (2012). “*Censo 2012*,” p.5.

表 3-20 : 年齢グループ別にみた海外移民数 (2012)		
年齢層	男性	女性
総数	276,158	286,303
0-14	26,556	26,094
15-19	46,948	48,335
20-24	66,451	65,068
25-29	43,819	44,840
30-34	24,089	25,334
35-39	15,294	17,274
40-44	8,484	9,809
45-49	5,705	6,488
50-54	2,824	3,211
55-59	1,433	1,699
60-64	819	1,026
65-69	547	648
70-	2,730	3,257
特定できず	30,459	33,220

(出典) INE. “Censo Nacional de Población y Vivienda 2012,” p.24

3.5.4 生産活動のための信用・土地へのアクセス

現在は法律上の改正がなされたものの、1990年代半ばまで、女性は、寡婦以外は土地の相続者・所有者になることができなかった（前述の「3.3 農業および農村開発分野」参照）。農村部の疲弊もあり、特に小規模農家の女性は農村に留まることができない場合は、前述のように都市部に移動し、インフォーマル労働に従事せざるを得なかった。

こうした社会背景の中で、ボリビアはラテンアメリカではもっとも古くからマイクロファイナンス産業が発達してきたとされている。ボリビアのマイクロファイナンス産業は当初小規模かつ信用供与型の NGO によるものがほとんどであったが、過去 30 年の間に技術向上、マイクロファイナンスに係る規制の整備、国内外の資本へのアクセス向上により大きく多様化かつ成長を遂げた。EIU によるマイクロファイナンス・ビジネス環境ランキングでは全 55 ヶ国中でボリビアはペルーに次いで第 2 位 (2012) に位置している。評価内容は「規制枠組みとその実施 (第 6 位)」、「支援制度的枠組み (第 2 位)」、「安定性 (第 29 位)」となっている⁶⁷。

女性はマイクロクレジットの顧客の半数以上 (58%) を占めており、NGO や組合の顧客としては 62%、マイクロファイナンス銀行や「民間金融基金 (Fondos Financieros Privados : FFP)」の顧客としては 39-46% 程度を占めている。また、女性顧客の比率は全体で 66% (2000)、68% (2003)、58% (2008) と低下傾向にあり、ここには FFP がより市場志向となり、融資規模が小規模化する傾向にある女性顧客から大口顧客に移行しつつあることも指摘されている⁶⁸。

⁶⁷ EIU (2012). “Global microscope on the microfinance business environment,” pp.16-19.

⁶⁸ Powers&Magnoni (2010). “A Business to Call Her Own,” pp.23-28.

4. JICA 事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓

本ジェンダー情報整備調査でボリビアにおける JICA 事業をレビューする目的は、プロジェクトの計画段階や実施段階におけるジェンダー主流化についての教訓を引き出し、今後の JICA 事業がよりジェンダーの視点に立った事業となるよう、それらの教訓を活用することである。今回のレビューでは、セクターのバランスを考慮し、下記プロジェクトを対象とした。

表 4-1：本調査における対象プロジェクト		
JICA の重点分野	JICA の開発課題	プロジェクト
人材育成を中心とした社会開発	保健・医療	ラパス県農村部母子保健に焦点を当てた地域保健ネットワーク強化プロジェクト ポトシ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト
	水と衛生	ベニ県およびパンド県村落地域飲料水供給計画準備調査
地域開発等を通じた生産性向上	地域総合開発	ポトシ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト
	農村開発	持続的農村開発のための実施体制整備プロジェクトフェーズ 2 北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト

4.1 保健・医療

JICA はボリビアの開発課題である「保健・医療」に関し、その現状と課題分析において、「同国地方部では女性が医療サービスを受診しない理由の一つに男性優位主義の強い影響などから女性の受診意思が制限されている等の社会文化的な要因が存在する、と認識」^{*}し、ジェンダー主流化の観点から、当該開発課題において「男性と女性の両方が意思決定過程に参加できるようにすること」を開発の過程に組み入れることとした。そして、その対処方針としてコミュニティ・エンパワーメントを図るためにヘルス・プロモーション等の地域保健の概念を踏まえた上で、保健・医療の支援を行っていくことを決定し、協力プログラム「母と子どもの健康に焦点を当てた地域保健ネットワークプログラム (PROFORSA)」を実施している。ここでは同 PROFORSA 下で実施されている 2 プロジェクトを紹介する。

事例 1「ポトシ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト (2012～2017 年)」

問題分析におけるジェンダーの視点：当該地域では住民の多くが先住民族（ケチュア・アイマラ系）であることもあり、地域社会では女性の意思決定権が世帯内で制限されることが一般的で、病院に行くことはもちろん、育児は女性がするものであるという男性優位的な考え方が支配的であった。このことはインフラの不備、経済的な理由、診療環境等と合わせて、これら女性が適時に医療サービスを受けに来ない、もしくは受けに来られない一因であった。

問題解決へのアプローチにおける配慮：こうした社会背景の下、医療従事者側の体制強化

やサービス改善だけでは女性、特に妊産婦や乳幼児に対して医療サービスを適切に提供できないと判断されたことから、プロジェクトではターゲットグループを「対象保健医療ネットワークに住む出産可能年齢の女性（15－45歳）約2万1千人」と設定する一方、成果の一つとして「プロジェクト対象地区で保健医療従事者と住民がコミュニティの抱える問題やニーズの発掘・解決を行うための持続的な体制を構築する」ことを設定した。ここで「女性」ではなく、「保健医療従事者」と「住民」としたのは、女性のニーズ（予防・保健・医療）をくみ取るのはもちろんのこと、これらニーズを有する女性の予防・保健・診療行為に（時にはその妨げの原因となっている）男性が適切に理解を示し、コミュニティ・家族一体となって問題を認識し、彼らの参加をもって適切な保健医療サービスの利用を進めることに主眼を置いたためである。

また、上記設定では「コミュニティの抱える問題やニーズの発掘・解決を行うための持続的な体制の構築」とし「母子保健における問題やニーズ」だけに限定していない。この背景には特に「女性の受診を妨げる理由に前述の男性優位主義（マチスモ）、文化的相違に基づくニーズ（出産方法、乳児の扱い方、etc.）を保健サービス提供者側によって理解してもらえなかった際にこれを女性受診者自らが差別されていると理解してしまうこと（文化的背景から生じる誤解）、近年特に同国で社会問題化されている家庭内暴力が当該地域で高い数値で報告されていること」*がある。家庭内暴力に至る理由は、マチスモ・アルコール・麻薬・雇用状況等さまざまであるが、女性の受診を妨げる背後にあるこれら問題に関しての関係者の適切な理解を持続的に行う体制の構築が、ひいては女性の受診環境の改善に必要なとの判断がある。

また当初、対象とするコミュニティ、特に女性に直接的に参加を訴えても、なかなか女性の参加が進まなかった経験から、プロジェクト側が「意図的に」地方行政組織からの「上からの指示」としてコミュニティの男女双方を動員し、双方の対話の環境を人為的に形成・維持しつつ、問題の分析・相互理解に時間をかけた上で女性の参加を恒常的に形成する中で、参加者の意識変化を促す手法も試行された。これはいまだ男性優位主義が強い地方行政組織・地域の特性を逆手に取り、問題解決の糸口とするものであった。

ジェンダー統計⁶⁹の整備への取り組み：なお、ジェンダー視点に立った政策・事業の計画策定・実施を確実に行うためには、「正確なジェンダー統計・データ・指標等を入手し現状把握を行うことや、当該地域の社会・ジェンダー分析をすること、そのための人材を育成し、追加的な予算を確保すること（中略）などが不可欠」である⁷⁰。しかしながらプロジェクト対象地域ではこのような信頼性に耐えうるかつ必要な項目を網羅した統計・データ・指標

⁶⁹ジェンダー統計とは単なる男女別統計ではなく、統計生産過程のすべての段階—調査票の設計から、実施過程、統計資料の公表および貯蔵—、そして分析においても、ジェンダーの視点が組み込まれた統計生産、統計利用、統計活動を指す。

JICA (2009) 課題別指針「ジェンダーと開発」p.40.

⁷⁰ JICA (2009) 課題別指針「ジェンダーと開発」p.40.

を得ることは容易では無い。この為、本プロジェクトでは、成果の一つとして「プロジェクト対象地域において適時で信頼性のある保健に関する情報が入手可能となり、その分析結果が市レベルの意思決定に活用される」と設定し、この中で各保健センターレベルでのジェンダー統計の整備を図りつつ、こうした情報の分析・解析技術を取得する研修の実施も活動に組み込んでいる。

適切な投入の配慮：また、「本対象地域のポトシ県は身体的な家庭内暴力を経験した女性の比率が高いこと、人口の大多数が農村地域に住んでおり伝統的な習慣も根強い」*ことから、各活動へのジェンダー配慮として、ジェンダーや医療人類学の専門家を投入することも案件形成の段階で考慮している。

なお、ボリビアにおける長年の JICA 保健案件においては、言葉も文化もメンタリティーも熟知しているボリビア人保健医療コンサルタントの経験と能力に負うところが大きいと判断される。同国では今回紹介案件だけでなく、過去のボリビアでの JICA 保健プロジェクトからボリビア人リソースの発掘・登用を継続的に実施している。現地ボリビア人長期専門家を活用したこの適切な人選と配置も案件形成の重要なポイントであったと理解される。これは後述のラパス県プロジェクトにおいても共通する点である。

成果品への反映：現在のマニュアルやガイドはボリビアにおける過去の JICA 保健プロジェクトにて作成したものであり、本プロジェクトではこの改定と活用を計画しているが、当該プロジェクトではここでもジェンダー視点を反映させる予定である。これまでボリビア人専門家の知見・経験に依っていた部分が多かったジェンダー視点を組み込んだ住民へのアプローチ・手法等も、可能な限り明文化・可視化する方向である。

事例 2「ラパス県農村母子保健に焦点を当てた地域保健ネットワーク強化プロジェクト（2012～2014 年度）」

プロジェクト経験の有機的な共有：前述のポトシ県案件において直接の受益者である女性だけを焦点にするのではなく、地域社会、男性を巻き込んで女性が医療サービスを利用できる環境形成を行う手法は、先行案件である本案件の経験が生かされている。ここでは「“母親学級”を通じた女性へのエンパワーメントだけでは適切な育児が家庭で行われないとの判断」*から「男性も参加できる場」の提供を意識的に導入し、妊娠⇒出産⇒育児のプロセスに男性も参加し、家庭環境を根本から変えることを試みている。これは関係者が実施した現地ワークショップの際に発案されたアイデアで、当初は女性だけだった育児参加者が、次第に男性の数が増えていき、最後には案件当初には考えもつかなかった「男性が乳児をあやしている姿」をプロジェクト関係者が確認するまでに至っている。

ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになることをめざしてはならず、人生や生活において、さまざまな機会（ここでは子育ての機会）が男女均等であることをめざすものであ

る。また、ジェンダー平等といっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。ジェンダー平等の意味するところは男性と女性がともに考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が協同で取り組むという考えであるから、上記「男性も参加できる場」の提供により男性も育児に対して（女性の立場にとって代わるのではなく）男性の立場から何ができるかを考え、女性と協働して子育てに取り組むということをプロジェクトでは実践している。

上記のような同一セクターにおける個別プロジェクトにおける経験の共有は具体的かつ再現性も高いため、低いリスクと高い効果を期待できる非常に有効なアプローチであると考えられる。

現実に即したアプローチの採用：また、国の定めた制度や法律がいかに優れたものであっても、法の認知と遵守がままならず、「共同体の掟 *Justicia Comunitaria*（犯罪者を住民自身が裁き、力による制裁を加える）」が優先されるような土地柄、特に地方部コミュニティでは、既存法制度を理由に医療サービス活用をターゲットである女性にいくら直接的にその利用を唱えても限界がある。女性を取巻く住民の意識から変えていき、最終的には医療ニーズの受益者である女性・乳幼児に裨益するプロセスは、ボリビアにおける社会サービスの拡大がまだ女性の負担緩和に結び付いていないとの指摘⁷¹に対しても、非常に有効な一手段を示すものである。

4.2 農村開発

参加型開発における柔軟なアプローチの採用：女性が置かれた状況を適切に把握し、プロジェクトによる正のインパクトの最大化だけではなく、「負のインパクト」を最小限に抑えるための配慮がなされているのが、農業開発案件の2事例（「持続的農村開発のための実施体制整備プロジェクト フェーズ2（2009年度～2013年度）」および「北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト（2010年度～2013年度）」）である。当該案件では、その現状と課題分析において、「対象地域の先住民女性は、家事、家畜の世話、生産物の販売などを担っている一方、教育を受ける機会が少なく、集落における発言権も少ない」と分析し、「一定の労働負担を既に有し、かつコミュニティや家庭で意思決定権や発言権を男性に握られたままの女性がプロジェクトに参加し、結果的に過度の負担を背負ってしまう危険性」を認識^{*}した。

これら2案件に先立つ「持続的農村開発のための実施体制整備プロジェクト フェーズ1」では、女性の組織化と洋裁等コミュニティ活動の導入が集会における女性の発言権の増加に結び付くなどの効果が確認されていたことに鑑み、このような女性の地位向上に結び付く成果を目指しつつも、プロジェクトの実施が女性の一方的な負担の増加を引き起こさないよう、毎年の業務の見直し、中間レビューでの女性の負担状況の確認、必要な際の対策

⁷¹ Fara & Sánchez (2008). “Bolivia Perfil de Género,” p.68.

につき十分な配慮を行うよう計画を行った。

プロジェクト実施の際には住民の参加は非常に重要であるが、それは「主体的」かつ意に沿わない過度な負担を伴わないものであることが必要である。これら条件は活動の持続性にも大きく影響するものであるが、本案件はこうした点に十分配慮して計画されたものである。

4.3 水と衛生

ジェンダー統計の効果的な実施：「ベニ県およびパンド県村落地域飲料水供給計画協力準備調査（2010年度～2011年度）」では、女性をプロジェクトにより建設される地方給水施設の将来的な利用者・受益者、かつ当該施設を持続的に運営維持管理するための水衛生委員会における重要な構成メンバーであると判断し、「協力準備調査における女性への聞き取り調査を通じて、現地調査コミュニティの女性の置かれた状況や意見を把握し、協力調査に反映させる」*ことを計画した。

ここでは、単に社会経済状況の把握、給水施設設計と運営維持管理計画策定のために男女別の統計を生産するのではなく、ジェンダー統計の実施プロセスそれ自身を女性が現地調査の段階からプロジェクトに参画する重要な場と捉えている。本来、安全な飲料水が安定的に供給されることは女性による日々の水汲みの肉体労働負担の軽減に直結するものであり、プロジェクトの成否は女性の切実な関心事である。それにもかからず男性が意思決定権や強い発言権を有している地方村落地域において、給水プロジェクトに対する女性の意見が反映されないことや女性の参加が阻害されることは、受益者のニーズに対応した給水施設設計と運営維持管理計画の適切な実施を危うくするものである。

女性のニーズを適切にくみ取りつつ、プロジェクトのプロセスへの参加を促すことに着目したこのジェンダー統計の効果的な実施方法は、女性のコミュニティにおける立場や発言権の向上にもつながるものであり、そのエントリーポイントとして非常に有効であると判断される。

4.4 教訓

上記JICA案件における好事例から得られる共通の教訓として、「ボリビアの女性が置かれている状況を案件形成の段階で適切に把握することの重要性」（前述の*部分に相当）が挙げられる。これにより案件の実施における正のインパクトの最大化を諮る一方、女性を取巻く社会環境との摩擦や女性への過度の労働負担など負のインパクトを低減させるような適切な活動計画、投入計画、や実施プロセスへの配慮が可能となっている。またこうしたプロジェクト内でのジェンダー配慮の経験は同一セクター内での案件では受け継がれ、適切にこれが再生産されるサイクルも可能である。

他方、共通の反省材料として、ジェンダー主流化の視点が一つのプロジェクトの計画策定段階から終了時まで一貫通貫のプロセスとして全ての案件で必ずしも「意識的に」実施されていないことが指摘される。それは女性の地位向上や取巻く周辺環境の改善に係る活動を実際には案件レベルで実施していても、「ジェンダーの視点での活動内容のモニタリングや評価がジェンダー関連指標などを活用して継続的になされていない」、特に「視覚化（統計としての数値化およびその分析、各種報告書への記載等文書化とその共有）が体系的になされていない」ことを意味する。そして結果的に有益な経験の拡大と再生産に制約を与えている。特にボリビアにおいては、ジェンダーにおいて継続的かつ体系的な統計分析等が国家レベルで十分に行われていないこともあり、こうした個別プロジェクト、またその総体であるプログラムごとのジェンダー情報が蓄積されれば、非常に有益なものとなることができる。

また同一セクター内でのジェンダー主流化における経験の共有化は、担当者、専門家、CPを通じて有形無形になされている（特に「**保険・医療**」分野での経験）ことから、前述の「意識化・視覚化を通じて、これを異なるセクター間での応用に検討することは十分可能」である（例：男性優位主義が強い地方行政組織・地域にて周囲との摩擦を生むことなく女性の参加を促すためのアプローチ（「**保健・医療**」分野での経験）、女性への過度な負担を避ける配慮（「**農村開発**」分野での経験））。またこうした具体的な経験に裏付けられた貴重な情報は、次章の「5.3 他ドナー・国内支援団体との活動の調整」にて述べるジェンダーに関する戦略的協調と相乗効果を目指す際にも、他ドナーによるJICAの取り組みの意義と成果の理解において資するものである。

5. ジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

5.1 国内法制度の整備進展と実施状況のギャップの適切な把握

2009年の憲法改正を境に、ボリビアでは女性の地位改善や権利の保障のための各種法律が立て続けに公布されている。またそれに先立つ2008年には2020年を目標とした「ジェンダー国家計画」が策定された。同計画はナショナル・マシナリーである法務省機会平等次官室の調整および監視のもとですべての関連省庁において横断的に実施されている。しかし、同計画の実施および調整に関して、中心的な役割を担っている機会平等次官室のジェンダー課には、十分な人員・予算が配分されておらず、他省庁を巻き込んだ活動の実施の調整と監視が十分にできているとは言い難い。

さらに、地方部では「自治と地方分権枠組み法」によりジェンダー平等と機会の平等の視点が地方事業に適切に反映されることが期待されている一方、現時点ではジェンダーに関連した法律の認知と効果的な執行が行きわたっていないとはいえない。地方分権化政策のもとでは、地方政府に開発の主導権があり、中央政府の目が行き届かない。そのような状況において、地方政府がジェンダー関連の開発事業には優先順位を与えず、予算・人員の配分も充分におこなっていない状況も十分に考えられる。したがって、特に地方部においては、法律上では当然保護されるべき女性の権利や地位改善のための施策や事業が十分に確保されていないことがJICA事業の対象地域でも確認されている⁷²。

このため法律に規定してある、政策で実施することとなっているからと言って女性の権利や立場の保障が確保されていることを前提として事業を行ってしまうと事業実施において、地方政府関係者や地域の住民の理解がないまま、開発事業への地域の女性の参加や意思の尊重がおこなわれず、結果として十分な成果が発現せず、目標も効果的に達成できないことになる。このため、プロジェクトの計画や実施においては、対象となる女性だけに目を向けるのではなく、こうした法律や政策の認知や浸透・理解、またその推進にも配慮する（特に男性社会が根強い地方行政組織やコミュニティへの働きかけ）など、女性を取巻く環境の改善と意識の醸成に配慮した活動計画にする必要がある。

5.2 多様な女性グループの混在下でのターゲットの明確化の必要性

ボリビア国内の歴史的・文化的背景、民族の多様さ、依然として残る経済格差などを反映し、また国内への多様な情報の流入（特に地方農村部におけるテレビ・ラジオを通じた急速な情報流入）を通じた世代間の意識変化を通じて、ボリビアにはさまざまな主義・意識を持つ女性グループが混在する結果となっている。特に1980年代以降、女性運動の主導者は経済的中間層の女性であったのに対し、2006年の現政権発足以降は、先住民女性の政治進出が目覚ましく、後者は従来とは比較にならないほど、その社会的影響が非常に大きく

⁷² JICA「ボトシ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト」の対象地域であるTupiza市の事例など（2013年10月28-30日調査）。

なった。このため同じくジェンダー平等を目標に掲げていても、異なる女性グループが現在のボリビアにおける政治社会に提示する要求は必ずしも一枚岩ではなく、各グループの主張を反映して多様化する結果となった。また伝統的な価値観や意識に対する差異も世代間で明瞭に表れており、経済的中間層や先住民グループ内でも共通の問題意識や解決課題の優先順位を有しているとは言い難い。

したがって、ジェンダー視点に立って開発事業を計画・実施する場合でも、ターゲットに女性（または一定地域の女性グループ）が含まれているという一般的なものではなく、どの女性グループのどのようなニーズに対してアプローチするのかを明確に検討する必要がある（例：妊産婦、思春期の女性、未就学児童、少数民族の貧困女性、都市部のインフォーマルセクターの女性、零細・小規模企業や農家世帯の女性、障害のある貧困女性、etc.）。社会的に声の大きいグループ・影響力の強いグループが必ずしも社会的弱者を代表しているわけではなく、また同じ女性グループにおいても、地域や経済階層ごとに格差・意識の違いが存在する可能性があるため、より適切なターゲット化ときめ細かいニーズ分析が必要である。

5.3 他ドナー・国内支援団体との活動の調整

現在ボリビアで、ジェンダー視点に立った開発事業を促進している団体には、1) 女性の地位向上・権利保護を法律や政策面からの強化、女性の政治参加を目指すグループ（UN Women、Coordinadora de la Mujer）、2) 保健、教育、経済活動など個別セクターの活動にジェンダーの視点を組み込んだ活動を通じて行うグループ（UNFPA、JICA、デンマーク、イタリア）、3) その双方を視野に入れた活動を行うグループ（カナダ、オランダ）、に大別される。

第1番目の「法律・政策面での女性の権利や地位向上」は、ジェンダー主流化の根幹となるものであり重要であるが、その法律や政策の制度化後の現実の適用に際しては「従来から根強く残る男性優位社会」の変革と男性および女性のジェンダー格差やジェンダーにもとづく権力の非対称性に対する理解が不可欠であり、それなくしては女性の生活や生命を脅かす社会的なリスクの増大（その顕著な場合が女性に対する暴力）をはらむ可能性がある、その点のコンセンサスがドナー・国内女性支援団体の間で希薄な印象を受ける。ボリビア政府は「男女の機会平等」という政策的な立場から社会の理解を伴いにくい急進的な女性運動に対しては慎重さを望んでいるが、その政府の調整機能および政策実現能力の限界に対して、そのような女性団体や一部ドナーから政府の「能力不足」、「意思の欠如」が批判されている。

ドナー側の活動は、ジェンダーがセクター横断的な視点であるがために、また近年のジェンダー分野におけるドナーのボリビア離れを背景に、ドナーグループとしての協調やそれに基づく対ボリビア政府への対応が2000年代半ば以降、影の薄いものになっているのが実

情である。各ドナーの活動方針や重点は、各々の組織が抱える政策的経済的理由があるため、大きな変更や協調のためのかじ取りは容易でない。しかし、JICA としては、日本政府が定めた GAD イニシアティブ（2005）、および 2013 年 9 月第 68 回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論での発言⁷³を踏まえ、開発途上国におけるジェンダー平等の推進および女性のエンパワーメントは、重要な援助方針の一環であることから、既存の Mesa de Género を活用した情報共有やドナー間の戦略的協調による相乗効果を活用し、JICA 事業においてジェンダー主流化の成果を十分に発現できるよう計画・実施していく必要があると思われる。

また日本国大使館も草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた女性支援を実施⁷⁴しており、ソフト・ハードの両面で相乗効果を発現することも可能である。例えば JICA 技術協力プロジェクトで女性のエンパワーメントのための各種技術支援を実施する地域にて、経済活動支援施設、育児支援施設、暴力被害者の救済所等、我が国一般無償資金協力による施設建設には相当しないような規模の施設建設プロジェクトを草の根・人間の安全保障無償資金協力にて建設し、活動促進のための側面支援を行うことなどはその一例であろう。

5.4 適切な現地リソースの発掘と育成の重要性

当該国に適切な能力と技術を有する現地人専門家が存在し、その活用が可能であればこれを積極的に活用することが望ましい。特に社会開発に関しては、適切な理論・技術が必要なことは当然であるが、これを現地事情に合わせ柔軟に活用し目標に向け成果を発現させるには、その開発対象に関連する文化・歴史的理解、地域的差異への対応、言語、ふるまい、経験、果ては性別・人種等の要素も大きく影響する。ボリビアにおけるジェンダーを考えた場合、特にさまざまな社会問題を抱えた女性グループに参加を促し、彼女らの「本音」を聞きだし、彼女たちに自然にかつ摩擦を起こさないようアプローチし、行動変容を促す環境醸成を作り出すうえでは、PDM や PO には従来明確には示されてこなかった現地人専門家が有する要素が占める影響が非常に大きく感じられる。

またボリビア人専門家の発掘・雇用・プロジェクト実施を通じた育成⁷⁵は、長期的には当該国の人的資源形成に資するものである。ジェンダーに関していえばセクター横断的視点であるがゆえに、ナショナル・マシナリーに対する直接支援は別として、個別セクターにおける支援の場合は、必ずしもジェンダーの専門家である必要はなく、各専門家が適切にボリビアの事情に合わせジェンダー平等および主流化を意識・理解して業務を実施すること

⁷³ 安倍総理は、国連総会一般討論演説において女性関連施策を大きく取り上げ、国際社会との協力や途上国支援を強化していくことを表明した。具体的には、（１）女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、（２）女性を対象とする保健医療分野の取組強化、（３）平和と安全保障分野における女性の参画と保護、という３つの重点施策分野において、今後３年間（2013～2015 年（暦年））で30 億ドル超の支援（二国間 ODA および国際機関を通じた支援）を行うことを表明した。

⁷⁴ 在ボリビア国日本国大使館、<http://www.bo.emb-japan.go.jp/hp/00embassy/02news/2013-08-10-huatajata/jp.htm>（2013 年 11 月 11 日アクセス）

⁷⁵ ここではボリビア人専門家も業務としての支援実施に加え、プロジェクトを通じ自らも学ぶという姿勢が求められる。

が効果的である。どの分野であれ **JICA** 専門家自身がまずジェンダー平等や主流化、および当該国のジェンダー国家政策などについて十分理解することが重要であるが、**JICA** ボリビア事務所が実施する保健プロジェクトでは、上記視点を含め、継続的にボリビア人専門家の登用を実施しており、このことが当該プロジェクトにおける現場レベルでのジェンダー視点に立った取組にも有形無形の好影響を与えている。

6. 国際機関・その他機関のジェンダー関連援助事業（2013年10月現在）

プログラム/プロジェクト	実施機関	ドナー機関	支援分野
ナショナルマシナリーへの支援			
ジェンダーに基づく暴力の予防、ケア、制裁および撲滅の多民族統合システム（SIPPASE）プロジェクト	法務省	IDB	ジェンダーに関連する暴力問題への法的・組織的対応能力の強化
教育			
教育プログラム	教育省	DANIDA	先住民と女性の権利についての教育
保健			
ポトシ県社会衛生システム開発支援プログラム（フェーズIV）	保健・スポーツ省	イタリア援助庁	ポトシ県における母子保健支援事業
5か年協力プログラム	保健・スポーツ省	UNFPA	家族計画、ジェンダー平等/性・生殖の権利、保健サービスへのアクセス改善/青少年少女向け性教育
農業			
農業プログラム	地方開発・土地省	DANIDA	女性や先住民にマイクロクレジットへのアクセスを提供
政治参加			
変革プロセスにおけるボリビア人女性：ジェンダー平等を伴う政治のための枠組み（国連ジェンダー平等基金による）	Coordinadora de la Mujer	UN Women	法制度改革におけるジェンダー主流化支援
雇用および経済活動			
極貧女性に対する生産と市民権の伝承プログラム	自治省	UN Women	女性の人権、市民権の強化、女性生産者組織の強化
鉱山女性労働者計画	労働・雇用・社会保障省	DANIDA	保健・水へのアクセスや男女平等下での労働条件に向けた鉱山女性労働者の生活環境改善
人権・社会参加			
先住民女性プログラム	法務省	UN Women	個人・集団の権利行使能力の強化による先住民女性個人/組織のエンパワーメント
キャンペーン「女性への暴力に終止符を打つために集合せよ」	CUNA アソシエーション（NGO）	UN Women	暴力の根絶を目的とし、家庭内暴力や性的暴力にさらされている女の子・少女を保護・配慮・受け入れプログラム
司法促進プログラム	法務省	UN Women	人権とジェンダー平等の侵害の解決を促進。証拠不十分のため多くの場合女性が司法に訴えることができない（特に女性に対しての）家庭内暴力のケースの処理を可能にする。
ジェンダー関連基金			
解放基金	OXFAM/HIVOS	ACDI/オランダ大使館	政治、経済、社会、文化におけるジェンダーの力関係における解放に向けた戦略的イニシアティブで、市民社会組織と共同で知識と資金を活用してこれを実施することを目的としている。

7. ジェンダー関連の情報源

7.1 関連機関/組織

組織	住所	連絡先	E-メール	ウェブサイト
二国間/国際機関				
Canadian International Development Agency	Av. Víctor Sanjinés 2768, Edificio Barcelona Piso 2	Tel:+591(2)2411 511		http://www.international.gc.ca/
DANIDA Bolivia	Embajada Real de Dinamarca, Av. Arce 2799, Esq. Cordero, Edificio Fortaleza, piso 9, La Paz	Tel:+591(2)2432 070 Fax:+591(2)243 3150	lpbamb@um.dk	http://bolivia.um.dk/es/
Italian development Cooperation	Calle 5 No543, Obraje, La Paz	Tel:+591(2)2788 001		http://www.cooperazioneall'osviluppo.esteri.it/pdgcs/
UN Women Bolivia	Calle 14 de Calacoto, esquina Sánchez Bustamante, Edificio Metrobol II, Piso 4 La Paz	Tel:+591(2)2795 544 +591(2)2795820	onumujeres.bolivia@unWomen.org	http://www.nu.org.bo/agencia/onu-mujeres/
女性支援団体				
Asociación de Organizaciones de Productores Ecológicos de Bolivia (AOPEB)				http://www.aopeb.org/
Federación Nacional de Trabajadoras del Hogar FENATRAHOB				http://www.fenatrahob.org/
Confederación Nacional de Mujeres Campesinas Indígenas Originarias de Bolivia "Bartolina Sisa"	Av. 20 de Octubre 2287 esq. Rosendo Gutiérrez, La Paz	Tel:2423233 Fax:2423686	cesa@mail.megalink.com	http://www.bartolinasisa.org/
NGO				
Asociación de Instituciones de Promoción y Educación (AYPE)	Calle Macario Pinilla No 525 esq. Ascarrunz Casilla 6334, La Paz	Tel:2419723 Fax:2410242	unidad.gestion@aip e.org.bo	http://www.aipe.org.bo
Casa de la Mujer	Av. Hernando Sanabria (Ex Av. Centenario) esq. 3er. Anillo, Santa Cruz	Tel:3521803 Fax:3521451	miriamsuarez@casadelamujer.org.bo	http://www.casadelamujer.org.bo/index.php?option=com_content
Centro de Apoyo a la Mujer y a la Niñez (CAMN)	Calle España Nº 282 Edif. Seguros Bolivia piso 4, Cochabamba	Tel:4662564	camnbolivia@gmail.com	
Centro de Capacitación y Formación Política para Mujeres (CCIMCA)	Calle Junín No. 616 entre Soria Galvarro y la Plata, Oruro	Tel:25274112 Fax:25274112	ccimca@coteor.net.bo	
Centro de Capacitación e Investigación de la Mujer Campesina de Tarija (CCIMCAT)	Av. Héroes del Chaco s/n casi esq. 16 de junio, Tarija	Tel:6638508 Fax:6645658	ccimcat@yahoo.com	
Centro de Capacitación y Servicio para la	Calle Guerrilleros Lanza No.1536, La Paz	Tel:2226672 Fax:2226672	secretaria@cecase m.org	http://www.cecasem.org

Integración de la Mujer (CECASEM)				
Centro de Desarrollo y Fomento a la Auto - Ayuda(CEDEFOA)	Calle Luis Crespo N° 2548, La Paz	Tel:24220193 Fax:24220193	info@cedefoa.com	
Centro de Información y Desarrollo de la Mujer (CIDEM)	Boquerón N° 598 A esquina Almirante Grau, La paz	Tel:2490319 / 2490358	cidem@accelerate.com, cidem5@accelerate.com	http://www.cidem.org.bo/
Centro de Investigación y Apoyo Campesino (CIAC)	Calle Alto de la Alianza # 306 esq. Loa zona San Jerónimo, Tarija	Tel:6636841 Fax:6114517	ciac@entelnet.bo	http://www.ciac-idr.com
Centro de Investigación y Asesoramiento Social y Económico (CIASE)	Chasquipampa por la 53. Playón Koquení N° 257 pasando el puente casa guinda (Frente al río), La Paz	Tel:2700075	ciase@accelerate.com	
Centro de Investigación y Educación Sexual y Reproductiva (CIES)	Calle Colombia 539, La Paz	Tel:2484871	ciesofnal@cies.org.bo	http://www.cies.org.bo/
Centro de Investigación y Promoción del Campesinado(CIPCA)	Av. 20 de Octubre y Campos No. 2578 Casilla 5874, La Paz	Tel:2432276 Fax:2432269	cipca@cipca.org.bo	http://www.cipca.org.bo/
Centro Juana Azurduy	Calle Loa # 41 Zona Surapata, Chuquisaca	Tel:6460182	juanas@entelnet.bo	http://www.juanas.org
Centro de Promoción de la Mujer Gregoria Apaza (CPMGA)	Calle Euler 280, zona 16 de Julio, El Alto, La Paz	Tel:2840441 Fax:2840244	cenriquez@gregorias.org.bo	http://www.gregorias.org.bo/
Centro de Tecnología Intermedia(CEDETI)	Melchor Pinto 211 Casilla 4901, Santa Cruz	Tel:3341663	cedeti@cotas.com.bo	
Coordinadora de la Mujer - Beni	Av. Bolívar # 340, Beni - Trinidad	Tel: 34628362 Fax:34628310	coomujer@sauce.ben.entelnet.bo	
Coordinadora de la Mujer	Av. Arce 2132, Edificio Illampu, Piso 1, Oficina A, La Paz	Tel/Fax:2444923	observatoriocoordinadora@gmail.com	http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/web/
Equipo de Comunicación Alternativa con Mujeres (ECAM)	Calle Aurelio Arce # 1251 (entre Cochabamba y México) Zona la Loma, Tarija	Tel:6638386	ecam@gmail.com	
Fundación La Paz	Av. Tito Yupanqui # 1205 Villa Copacabana, La Paz	Tel:2232276 Fax:2232233	funlapaz@gmail.com	http://www.fundacionlapaz.org/
Instituto de Formación Femenina Integral	Calle Daniel Albornoz # 1687 esquina Lucas Mendoza (Cala Cala), Cochabamba	Tel:4409601 Fax:4409603	iffic@supernet.com.bo	http://www.iffi.org.bo/
Instituto Politécnico Tomás Katari (I.P.T.K)	Nataniel Aguirre # 650, Chuquisaca	Tel:6462447/ 64513352 Fax:6462768	iptk@iptk.org.bo	http://iptk.org.bo/
Mujeres en Acción	Av. Potosí N° 546 frente SEDES al lado del IME, Tarija	Tel:6643448	mujeresenaccion25@gmail.com	
Organización de Mujeres Aymaras del Kollasuyo (OMAK)	Calle Jorge Carrasco N° 42 piso 2, El Alto	Tel:2806890	omakmujeres@yahoo.com	
Programa de	Av. 20 de Octubre 2164	Tel:2416061/	info@procosi.org.bo	http://www.procosi.org.bo/

Coordinación en Salud Integral (PROCOSI)	(entre Guachalla y Aspiazu), La Paz	2414335 Fax:2424148		
Progenero	Av. Mara s/n entre Héroes del Chaco y Oscar Rivero. Barrio Petrolero, Beni - Riberalta	Tel:8523990	progenerorib@hotmail.com	
Pro Mujer	Av. H. Siles # 455 esquina calle 9 Obrajes Ed. El Zodiaco PB of. 10, La Paz	Tel:2784942 Fax:2786804	lapaz@pro-mujer.org	http://promujer.org/
Servicios Técnicos Agropecuarios para las Mujeres (SETAM)	Los Pinos calle 27 A N° 52, La Paz	Tel:2796925/ 71565562	yaracarafa@acelerate.com	
Taller de Historia y Participación de la Mujer	Calle Jaimes Freyre # 2957 Esquina Muñoz Cornejo, La Paz	Tel:2419232 Fax:2414652	tahipamu@acelerate.com	

7.2 主な関連資料および文献リスト

書名	著者	出版社/情報源	出版年
統計など基礎情報			
国家人口住居センサス 2012 Censo Nacional de Población y Vivienda 2012	INE	同左	2013
民間セクターの給与・報酬・雇用 2004-2012 Salario, Remuneración y Empleo del Sector Privado 2004-2012	INE	同左	2013
公共セクターの給与・報酬・雇用 2004-2012 Salario, Remuneración y Empleo del Sector Publico 2004-2012	INE	同左	2013
家計調査 2011 Encuesta de Hogares 2011	INE&IDB	同左	2012
保健指標 (2010-11) Indicadores de Salud (2010-11)	保健・スポーツ省	同左	2012
国家人口動態保健調査 2008 Encuesta nacional de Demografía y Salud 2008	保健・スポーツ省	同左	2012
ボリビアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み			
司法セクター計画 2013～2025 “信頼の構築” Plan Sectorial de Justicia Plural 2013～2025 "Construyendo Confianza"	法務省	同左	2012
政府プログラム2010-2015：指導国ボリビア Programa de Gobierno 2010-2015: Bolivia País Líder	MAS	MAS	2010
ボリビアの経済パフォーマンスと投資プログラム2010-2015 The Bolivian Economic Performance and Investment Program 2010 - 2015	経済・財務省	同左	2010
機会均等のための国家計画 “善く生きるための新ボリビアを建設しているのは女性である” Plan Nacional para Igualdad de Oportunidades “Mujeres Construyendo la Nueva Bolivia para Vivir Bien”	法務省	機会平等次官室	2008
国家開発計画2006-2011：善く生きるための尊厳のある、主権を有した、生産的かつ民主的なボリビア Plan Nacional de Desarrollo 2006-2011: Bolivia digna, soberana,	開発企画省	同左	2006

productiva y democrática para Vivir Bien			
保健			
セクター開発計画2010-2020 “普遍的な保健に向けて” Plan Sectorial de Desarrollo 2010 – 2020 “Hacia salud universal”	保健・スポーツ省	同左	2009
妊産婦と新生児の健康向上のための国家戦略計画2009-2015年 Plan Estratégico Nacional Para Mejoramiento la Salud Materna Perinatal y Neonatal en Bolivia 2009 - 2015	保健・スポーツ省	同左	2009
農業・農村復興			
農牧業開発セクター計画2010-2015 “農村農業革命” Plan del Sector Desarrollo Agropecuario 2011-2015 “Revolución Rural y Agraria”,	地方開発・土地省	同左	2010

8. 用語・指標解説

アクセスとコントロール Access and Control	アクセスは、土地、労働、資金といった経済活動を行ううえでの資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは、資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。
機能的識字 Functional literacy	ある集団や地域社会が効果的に機能し発展するために、そしてそこにすむ自分自身が向上するために必要とされる（読み・書き・計算などの）能力のこと。
エンパワーメント Empowerment	個々人が問題を自覚し、自己決定権、経済的・社会的・法的・政治的な力をつけ（能力を発揮し）ていくこと。そのような個人の連帯が人々による社会変革を実現していくという意味を持つ。
経口補水療法使用率 Oral rehydration therapy use rate	下痢症により引き起こされる脱水に対して、口から補液を行う療法の利用率
合計特殊出生率 Total Fertility Rate	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値と考えることができる。
5歳未満児死亡率 Under 5 Mortality Rate	出生時から5歳になる日までに死亡する確率。出生1000人当たりの死亡数で表す。
ジェンダー Gender	生物学的な性別 (sex) ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。
ジェンダーエンパワーメント測定 Gender Empowerment Measurement	市場経済と政治の領域に女性がどれほど参画できているかを測るもの。国会議席における女性占有率、管理職と専門職、技術職における女性の割合、男女の推定勤労所得の変数から算出される。
ジェンダー開発指数 Gender-related Development Index	人間開発指数と同様の3つの指標（出生時平均余命、成人識字率と総就学率、一人当たり国内総生産: GDP）に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整した指数。
ジェンダー公正 Gender equity	ジェンダーに関するすべての問題に公平性または公正性を適用させること。数の上の絶対平等を主張することが公平であるとは限らない。男女の機会の平等を達成するには、双方とも最初から同等の立場で知識や資源を利用できることが必要であり、そうっていない場合には、女性のための特別措置がまず必要である。
ジェンダー主流化 Gender mainstreaming	ジェンダーの視点を開発の過程に組み入れること。①ジェンダー平等の視点をすべての政策・事業に組み込んでいくこと、②すべての開発課題において、男性と女性の両方が意思決定過程に参加できるようにすることの二つの側面がある。
ジェンダー不平等指数 Gender Inequality Index (GII)	UNDPは、『人間開発報告書2010』において、1995年以来毎年公表してきたジェンダー開発指数およびジェンダーエンパワーメント測定を廃止し、代わって、「ジェンダー不平等指数(GII)」を発表した。GIIは、リプロダクティブ・ヘルス（妊産婦死亡率、若年（15歳～19歳）女性1,000人あたりの出産数）、エンパワーメント（国会議員に占める女性の割合、中等教育以上の教育を受けた人の男女別の割合）労働市場への参加（男女別労働力率）の面におけるジェンダー間の不平等により、人間開発の成果がどの程度失われているかを示す指標。値は、0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字であらわされる。
ジェンダー平等 Gender equality	OECD開発援助委員会（DAC）の「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになることをめざしてはいない。人生や生活において、さまざまな機会が男女均等であることをめざすものである。また、ジェンダー平等といっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。

	ジェンダー平等の意味するところを男性と女性がともに考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が協同で取り組むという考えである。現在は明らかにジェンダー格差が存在しているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である。」
ジェンダー平等指数 Gender parity index (GPI)	教育分野における男子就学者に対する女子就学者の割合。数値が1の場合に、男女間の平等が達成されているとみる。
ジェンダー分析 Gender analysis	男女の役割やニーズの違いを明らかにすることを目的として、ある社会の男女の状況、役割分担およびその実施状況、相互関係などをはあくするため行う分析。
純就学率 Net Enrolment Ratio	学齢在学者数と学齢生徒数の比
ジニ指数 Gini Index	ジニ係数をパーセント表示した数値がジニ指数。ジニ係数は、ある国や地域の所得（または消費）の平等・不平等度を示す指標。完全に平等な社会では0になり、完全に不平等な社会では1になる。ジニ指数では、完全に不平等な社会を100で表す。一般に、ジニ係数が0.4（ジニ指数が40）を越えると、厳しい格差があり、社会を不安定にする要素があると判断される。
総就学率 Gross Enrolment Ratio	在学者数と学齢生徒数の比
ナショナル・マシナリー National Machinery	女性の地位向上のために総合的な施策を進めるための国内機構（本部）。
乳児死亡率 Infant Mortality Rate	出生時から1歳になる日までに死亡する確率。出生1000人当たりの死亡数で表す。
妊産婦死亡率 Maternal Mortality Ratio	年間出生数に対する、妊娠中または妊娠終了後42日未満の女性の妊娠・出産を原因とする年間死亡数の比率。出生10万人に対する死亡数で表す。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ Reproductive Health/Rights	人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービスを入手することが含まれる。
労働力率 Labor force participation rate	16歳以上人口に占める労働力人口（16歳以上の人口のうち、就業者と失業者を合計した人口）の割合。

【用語・指標解説の参考文献】

JICA (2009)「課題別指針 ジェンダーと開発」

JICA (2011)「課題別指針母子保健」

JICA (2005)「課題別指針 ノンフォーマル教育」

JICA (2006)「課題別指針 基礎教育」

JICA, http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200803_aid02_03.pdf
(2013年11月28日アクセス)

UNDP (2011)「人間開発報告書2010」

UNESCO (2012). "World Atlas of Gender Equality in Education."

ILO website, <http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/research-and-databases/kilm/lang-en/index.htm>

(2013年11月28日アクセス) 田中由美子、大沢真理、伊藤るり (2002)「開発とジェンダー」国際協力出版会

IPPF セクシュアル/ リプロダクティブ・ヘルス用語検索サイト、<http://www.joicfp.or.jp/ippf/index.php>

(2013年11月28日アクセス)

9. 参考文献

報告書

Alberto Bonadona Cossío (2003). “Género y sistemas de pensiones en Bolivia, CEPAL y UNIFEM Serie 44 Género y Mujer.”

<http://www.eclac.org/publicaciones/xml/8/11788/lcl1841e.pdf>

Articulación Regional Feminista de Derechos Humanos y Justicia de Género (2011). “Informe Regional de Derechos Humanos y Justicia de Género 2011.”

<http://www.humanas.cl/wp-content/uploads/2011/12/Inf-Reg-2011-final.pdf>

Articulación Regional Feminista de Derechos Humanos y Justicia de Género/Coordinadora de Mujer (2011). “Informe Bolivia 2010: Derechos Humanos de las Mujeres y Justicia de Género.”

<http://www.amazonia-andina.org/amazonia-activa/biblioteca/publicaciones/derechos-humanos-las-mujeres-justicia-genero-informe>

Coordinadora de Mujer (不明). “Ahora es el momento de hacer valer nuestros derechos.”

Coordinadora de Mujer/IDEA (2009). “Los Caminos de la Paridad: Mujeres, Participación y Representación en el Proceso Post Constituyente.”

Coordinadora de la Mujer/Observatorio de Género (不明). “Propuestas desde las Mujeres al Nuevo Código de Familias.”

Coordinadora de la Mujer (不明). “Cartas Orgánicas Municipales y Estatutos de las Autonomías Indígena Originario Campesinas con Enfoque de Género y Derechos de Las Mujeres.”

Coordinadora de la Mujer (2011). “Balance de 5 Leyes Promulgadas: Primeras Cinco Leyes Orgánicas Avanzan Hacia la Equidad de Género.”

Coordinadora de la Mujer (不明). “Balance de 6 Leyes Promulgadas: Avances para la Promoción de los Derechos de las Mujeres y la Equidad de Género.”

Coordinadora de la Mujer (不明). “La Construcción de un Nuevo Horizonte Político: La Despatriarcalización.”

Conexión Fondo de Emancipación (2010). “Línea Base Situación de las Mujeres en Bolivia por Departamentos.”

http://www.conexion.org.bo/uploads/Linea_de_Base_Departamental.pdf

Conexión Fondo de Emancipación (2011). “Línea Base Situación Nivel Municipal.”

http://www.conexion.org.bo/uploads/Linea_de_base_municipal.pdf

Conexión Fondo de Emancipación (2013). “Relatos de la frontera Mujeres guaraníes, violencia y búsqueda de justicia.”

http://www.conexion.org.bo/uploads/Relatos_de_la_Frontera.pdf

Economist Intelligence Unit (2012). “Global microscope on the microfinance business environment.”

http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/467a47804ce326f793afd7f81ee631cc/EIU_MICROFINANCE_2012_PRINT.pdf?MOD=AJPERES

- Gobierno de Bolivia (2012). “5° y 6° Informe Periódico del Estado Plurinacional de Bolivia Presentado al: Comité para la Eliminación de la Discriminación contra la Mujer (CEDAW).”
- Ivonne Farah Henrich/Carmen Sánchez García, Ministerio de Justicia de Bolivia/Viceministerio de Género y Asuntos Generacionales (2008).
 “Bolivia Perfil de Género, ASDI/CIDES-UMSA/JICA/UNIFEM.”
http://www.cides.edu.bo/webcidos/images/pdf/perfil_de_gnero_bolivia.pdf
- INE (2013). “Salario, Remuneración y Empleo del Sector Privado 2004 – 2012.”
- INE (2013). “Salario, Remuneración y Empleo del Sector Público 2004 – 2012.”
- Jennifer Powers and Barbara Magnoni (2010). “A Business to Call Her Own: Identifying, Analyzing and Overcoming Constraints to Women’s Small Businesses in Latin America and the Caribbean,” Multilateral Investment Fund (FOMIN), Inter-American Development Bank.
- JICA (2006). “Bolivia: Perfil de Género.”
http://jicabolivia.org/publicaciones/200709141850160.perfil_genero.pdf
- Martha Lanza Meneses (2006). “FINAL REPORT BOLIVIA: Country Gender Profile,” 2006 Nov, Japan International Cooperation Agency (JICA).
[http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/c6e8018d333d46e449257f220022c081/\\$FILE/ATTVR270.pdf/%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%202006.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/c6e8018d333d46e449257f220022c081/$FILE/ATTVR270.pdf/%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%202006.pdf)
- Maximillian Ashwill, Morten Blomqvist, Silvia Salinas and Kira Ugaz-Simonsen (2011). “Gender Dynamics and Climate Change in Rural Bolivia,” World Bank.
http://siteresources.worldbank.org/EXTSOCIALDEVELOPMENT/Resources/244362-1232059926563/5747581-1239131985528/5999762-1321989469080/Bolivia_Study_Gender_CC_English.pdf
- Ministerio de Educación (2011). “Bases del enfoque de la Educación Inclusiva en el Sistema Educativo plurinacional,” Itinerarios Formativos para Maestras y Maestros, Cuaderno de Formación Continua.
- Ministerio de Educación (2012). “Carpeta pedagógica; Una educación sin violencia para vivir bien.”
- Ministerio de Educación (2013). “Presentación de política educativa; Equipo de Género, Generacional y Justicia Social.”
- Ministerio de Justicia de Bolivia /Viceministerio de Igualdad de Oportunidades (2010). “Sexualidad y Género, Un Derecho Educativo, Módulo Educativo para Profesores y Profesoras del sistema Educativo.”
http://www.justicia.gob.bo/index.php/normas/doc_download/93-sexualidad-y-genero-un-der echo-educativo
- Ministerio de Justicia (2012). “Anuario 2012 “Construyendo Justicia Plural y Social.”
<http://www.justicia.gob.bo/images/stories/pdf/anuario2012.pdf>

Naciones Unidas/Comité para la Eliminación de la Discriminación contra la Mujer (2008). *“Observaciones finales del Comité para la Eliminación de la Discriminación contra la Mujer: Bolivia.”*

<http://www.ine.gob.bo/indicadoresddhh/archivos/educ/inter/Convencion%20sobre%20la%20Eliminacion%20de%20Todas%20las%20Formas%20de%20Discriminacion%20de%20la%20Mujer.pdf>

Observatorio de Género (不明). *“Síntesis de datos sobre la actual proporción de género entre autoridades de los Órganos Ejecutivo, Legislativo, Judicial y Electoral (Bolivia).”*

http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/observatorio/index.php/documentos/descargar/archivo/sntesistodoslosdatos_final_jun2013_192.pdf

Rosa Bravo, Daniela Zapata (2005). *“Las metas del milenio y la igualdad de género. El caso de Bolivia, CEPAL y UNIFEM Serie 44 Género y Mujer.”*

http://books.google.co.jp/books/about/Las_metas_del_milenio_y_la_igualdad_de_g.html?id=6EfL7opqlioC&redir_esc=y

UDAPE/UNICEF (2009). *“Bolivia • Derechos e igualdad de género en la niñez y adolescencia; Índice de Desarrollo Municipal de la Infancia, Niñez y Adolescencia.”*

http://www.udape.gob.bo/portales_html/docsociales/UDAPE%20FINAL_IDINA.pdf

UNODC (2010). *“Programa País para Bolivia (2010-2015), Naciones Unidas contra Droga y Delito.”*

https://www.unodc.org/documents/bolivia/proyectos_bolivia/Documento_Programa_Pas_UNODC_Bolivia_2010_-_2015.pdf

UN Women, PUND, UN Voluntarios y AECID (2012). *“Mujeres y participación ciudadana: contribuciones al Desarrollo, la Igualdad de Género y la Gobernabilidad desde el Voluntariado; Estudio Comparativo Argentina, Bolivia y Ecuador.”*

UN Women, Unión Europea, UN Voluntarios y AECID (2013). *“Inversión pública para la equidad de género en Bolivia, Sistematización de la experiencia; Categorías para el análisis y la orientación de la inversión pública en igualdad de género en Bolivia.”*

UN Women, Unión Europea, UN Voluntarios y AECID (2013). *“Categorías para el análisis y la orientación de la inversión pública en igualdad de género; Una propuesta metodológica desde Bolivia.”*

UN Women/Ministerio de Autonomía (2013). *“Las Mujeres escribiendo nuestra autonomía, Claves para la incorporación de género en el proceso autonómico.”*

UN Women (2012). *“Los Derechos de las Mujeres; Avances y desafíos desde el punto de vista de las bolivianas.”*

US Department of State (2013). *“Trafficking in Persons Report 2013.”*

<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2013/index.htm>

JICA (2007) 「ジェンダーと開発に関する潮流と取り組み」 企画・調整部ジェンダー平等推進チーム

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/dd6279c9d0dfc907492572ad0007e55a/\\$FILE/%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%BD%AE%E6%B5%81%E3%81%A8%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/dd6279c9d0dfc907492572ad0007e55a/$FILE/%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%BD%AE%E6%B5%81%E3%81%A8%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF.pdf)

JICA (2009) 課題別指針 「ジェンダーと開発」 公共政策部/ジェンダーと開発タスクフォース

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/4ea388e4bbb5d162492579d4002b1538/\\$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E5%BD%A2%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%80%8D\(H21\).pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/4ea388e4bbb5d162492579d4002b1538/$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E5%BD%A2%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%80%8D(H21).pdf)

JICA (2009) 「持続的農村開発のための実施体制整備計画 フェーズ2 事前評価表 中間レビュー」

JICA (2009) 「北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト事前評価表 終了時評価表」

JICA (2010) 「ラパス県農村部母子保健に焦点をあてた地域保健ネットワーク強化プロジェクト 事前評価表」

JICA (2011) 「平成23年ジェンダー主流化推進年次報告書」 企画部 経済基盤開発部
ジェンダー平等・貧困削減推進室

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/235082f59d8cf80c4925765700254d48/\\$FILE/%E5%B9%B3%E6%88%9023%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E5%B9%B4%E6%AC%A1%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/235082f59d8cf80c4925765700254d48/$FILE/%E5%B9%B3%E6%88%9023%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC%E5%B9%B4%E6%AC%A1%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf)

JICA (2012) 「アンデス高地における持続的農村開発アプローチ（アンデス高地総合農村開発に係る国内支援委員会報告書）」

JICA (2012) 「ポトシ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト 事前評価表」

JICA (2013) 「パンフレット：JICAが取り組むジェンダー平等と女性のエンパワーメント」

http://www.jica.go.jp/english/publications/brochures/pdf/gender_EN.pdf

ウェブサイト

ボリビア政府機関

Asociación de Concejalas de Bolivia, <http://www.acobol.org.bo/acobol/>

Banco Central de Bolivia, <http://www.bcb.gob.bo/>

Instituto Nacional de Estadística, <http://www.ine.gob.bo/>

Ministerio de Desarrollo Rural y Tierra, <http://www.agrobolivia.gob.bo/>

Ministerio de Economía, Finanzas y Públicas, <http://www.economiayfinanzas.gob.bo/>

Ministerio de Educación, <http://www.minedu.gob.bo/>

Ministerio de Justicia, <http://www.justicia.gob.bo/>

Ministerio de Planificación de Desarrollo, <http://www.planificacion.gob.bo/>

Ministerio de Salud y Deporte, <http://www.rm-safci.gob.bo/>

Ministerio de Trabajo, Empleo y Previsión Social, <http://www.mintrabajo.gob.bo/>

Unidad de Análisis de políticas Sociales y Económicas (UDAPE), <http://www.udape.gob.bo/>

Dossier de Análisis de Políticas Sociales y Económicas,
http://www.udape.gob.bo/portales_html/dossierweb2012/dossier22.htm

海外援助機関/組織

Conexión fondo de emancipación, <http://www.conexion.org.bo/>

Cooperación Canadiense en Bolivia,
<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/JUD-129112821-MBV>

Cooperación Danesa en Bolivia, <http://bolivia.um.dk/es/danida-es>

Cooperación Italiana de Desarrollo en Bolivia,
<http://www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/PDGCS/index.php?>

UNFPA Bolivia, <http://bolivia.unfpa.org/programa>

UN Women Bolivia, <http://www.nu.org.bo/agencia/onu-mujeres/>

Presupuesto y Género en América Latina y Caribe, <http://www.presupuestoygenero.net/>

国内ジェンダー関連組織

Coordinadora de la Mujer, <http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/>

Observatorio de Género, <http://www.coordinadoradelamujer.org.bo/observatorio/>

その他

Banco de Desarrollo productivo, <http://www.bdp.com.bo/es/index.php>

Banco Mercantil Santa Cruz,
<https://www.bmsc.com.bo/personas/Pagina%20Default/default.aspx>

Banco Unión S.A., <http://www.bancounion.com.bo/>

Fondo Financiero Privado S.A., <http://www.prodemffp.com/>

Indicadores de Derechos Humanos en Bolivia,
<http://www.ine.gob.bo/indicadoresddhh/default.asp>

